

利用者を中心とした新時代の金融サービス
～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～
（令和元事務年度）

令和元年8月

金融庁



【本文で使用される金融機関の分類の定義】

- ・ 3メガバンクグループ: みずほフィナンシャルグループ、三菱 UFJ フィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャルグループ
- ・ 大手銀行グループ: みずほフィナンシャルグループ、三菱 UFJ フィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャルグループ、りそなホールディングス、三井住友トラスト・ホールディングス、農林中央金庫、ゆうちょ銀行
- ・ 3メガバンク: みずほ銀行、三菱 UFJ 銀行、三井住友銀行
- ・ 主要行等: みずほ銀行、三菱 UFJ 銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三菱 UFJ 信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行
- ・ 地方銀行: 全国地方銀行協会に加盟する銀行
- ・ 第二地方銀行: 第二地方銀行協会に加盟する銀行
- ・ 地域銀行: 地方銀行、第二地方銀行、埼玉りそな銀行
- ・ 地域金融機関: 地域銀行、信用金庫、信用組合
- ・ 国内銀行: 国内法に基づき日本国内に本店を設立している銀行(日本銀行及び政府系金融機関を除く)
- ・ 預金取扱金融機関: 国内銀行、信用金庫、信用組合
- ・ 大手損害保険会社: 東京海上日動火災保険、三井住友海上火災保険、あいおいニッセイ同和損害保険、損害保険ジャパン日本興亜
- ・ 大手保険会社グループ: 日本生命グループ、第一生命グループ、明治安田生命グループ、住友生命グループ、東京海上グループ、MS&ADグループ、SOMPOグループ
- ・ 大手証券会社: 野村證券、大和証券

【本文で使用される主な英語の略語一覧】

API	Application Programming Interface (アプリケーション・プログラミング・インターフェース)
ASBJ	Accounting Standards Board of Japan (企業会計基準委員会)
AML/CFT	Anti Money Laundering / Counter Financing of Terrorism (アンチ・マネー・ローンダリング/テロ資金供与対策)
ETF	Exchange Traded Funds (上場投資信託)
FATF	Financial Action Task Force (金融活動作業部会)
FSB	Financial Stability Board (金融安定理事会)
GLOPAC	Global Financial Partnership Center (グローバル金融連携センター)
G-SIBs	Global Systemically Important Banks (グローバルなシステム上重要な銀行)
IFIAR	International Forum of Independent Audit Regulators (監査監督機関国際フォーラム)
IFRS	International Financial Reporting Standards (国際会計基準)
IOSCO	International Organization of Securities Commissions (証券監督者国際機構)
KPI	Key Performance Indicator (重要業績評価指標)
LIBOR	London Interbank Offered Rate (ロンドン銀行間取引金利)
RAF	Risk Appetite Framework (リスク・アペタイト・フレームワーク)
RFR	Risk Free Rate (リスク・フリー・レート)
RPA	Robotic Process Automation (ロボティック・プロセス・オートメーション)
SDGs	Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)
TCFD	Task Force on Climate-related Financial Disclosures (気候関連財務情報開示タスクフォース)
TIBOR	Tokyo Interbank Offered Rate (東京銀行間取引金利)

目次

I. はじめに	1
II. 金融行政の重点施策	2
1. 金融デジタル化戦略の推進	2
(1) データ戦略の推進	3
① データの利活用による高度なサービス提供	3
② 顧客のプライバシーその他の顧客保護や金融・情報リテラシーの向上	4
③ 国際的なデータ政策の進展を踏まえた対応	6
(2) イノベーションに向けたチャレンジの促進	6
① 様々なサンドボックス等を通じたイノベーションへのチャレンジの促進	6
② オープン API を含むオープン・アーキテクチャの推進	9
③ 銀行業新規参入にかかる動きへの対応	10
(3) 機能別・横断的法制の整備	10
(4) 金融行政・金融インフラの整備	11
① 効率的な行政のための金融行政のデジタル化	11
② 受発注・決済・税公金支払いまで一貫してデジタル化を可能とする金融インフラの整備	14
(5) グローバルな課題への対応	15
① 国際的なネットワーク	15
② デジタル化の基盤となるブロックチェーン、AI、ビッグデータ技術等の推進	16
③ サイバーセキュリティその他金融システム上の課題等への対応	17
2. 多様なニーズに応じた金融サービスの向上	19
(1) 最終受益者の資産形成に資する資金の好循環の実現	19
① 家計の金融・情報リテラシー	19
(ア) 金融・情報リテラシーの向上	19
(イ) 長期・積立・分散投資の推進	24
② 販売会社による顧客本位の業務運営	27
(ア) 販売会社における顧客本位の業務運営に向けた取組状況	28
(イ) 顧客の側に立ったアドバイザー	31

③ アセットオーナーの機能発揮	32
④ 資産運用業の高度化	33
⑤ 金融・資本市場の機能・魅力向上	37
(ア)市場の活性化と安定性の確保	37
(イ)企業会計・開示に関する取組み	43
(ウ)市場監視機能の向上	47
⑥ コーポレートガバナンス改革	50
(2) 多様な金融サービス利用者のニーズへの対応と信頼感・安心感の確保	54
① 多様な金融サービス利用者のニーズへの対応	54
(ア)高齢者等への対応	54
(イ)障がい者の利便性向上	55
(ウ)自然災害の被災者への対応・金融機関における業務継続態勢の整備	56
(エ)外国人への対応	57
(オ)不正利用・金融トラブルへの対応	59
② 利用者の声の活用、コンプライアンス・リスク管理の向上	62
③ 暗号資産(仮想通貨)への対応	64
④ その他の重点施策	66
(ア)多重債務者問題への取組み	66
(イ)内部監査の高度化	68
(ウ)金融機関のシステムモニタリング	69
3. 金融仲介機能の十分な発揮と金融システムの安定の確保	71
(1) 内外の経済・金融市場動向	71
(2) 我が国金融システムの現状と金融機関の評価	72
(3) 地域金融	77
① 地域金融機関の課題と対応	77
② 地域金融機関をとりまく環境整備等	90
(ア)地域銀行における競争政策のあり方	90
(イ)金融機関の業務範囲にかかる規制緩和等	91
(ウ)経営者保証に関するガイドライン	93
(エ)円滑な事業承継に向けた支援	94
(オ)将来にわたる規律付け・インセンティブ付与のための預金保険料率	94
(カ)公的金融と民間金融のあり方	95

(キ)REVICにおける地域金融機関の企業支援体制構築等へのサポート強化	96
③ 協同組織金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築に向けて	96
(ア)信用金庫・信用組合のモニタリング	97
(イ)協同組織金融機関の中央機関の機能発揮	97
(4) 大手銀行グループ	98
① モニタリング態勢の強化	98
② モニタリングの着眼点	99
(5) その他の金融業態	101
① 大手銀行・地域銀行以外の銀行等	101
(ア)事業親会社の経営戦略の変化を踏まえた銀行等の適切な 業務運営の確保	101
(イ)電子決済等代行業者	102
② 保険会社等	102
(ア)保険会社	102
(イ)少額短期保険業者	108
③ 金融商品取引業者等	109
(ア)証券会社	109
(イ)外国為替証拠金取引業者(FX 業者)	111
(ウ)投資運用業者	112
(エ)投資助言・代理業者	112
(オ)第二種金融商品取引業者	112
(カ)信用格付業者	113
④ ゆうちょ銀行・かんぽ生命保険	114
⑤ 外国金融機関	116
⑥ 資金移動業者	118

Ⅲ. 世界共通の課題の解決への貢献と金融当局・金融行政運営の改革 120

1. 世界共通の課題の解決への貢献及び国際的な当局間のネットワーク・協力の強化	120
(1) 世界共通の課題の解決への貢献	120
① 国際的な議論への貢献	120
② 残された国際的な金融規制改革項目への対応	122
③ 持続可能な開発目標(SDGs)の推進	123
④ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対応	125

(2) 国際的な当局間ネットワーク・協力の強化	127
2. 金融当局・金融行政運営の改革	130
(1) 金融庁の改革	130
(2) 新しい検査・監督の実践に向けた取組み	132
(3) 許認可等の審査プロセスの効率化・迅速化・透明化の推進等	134
(4) 英語による発信の強化	135
(5) アカデミアとの連携	135

I. はじめに

金融庁は、平成 30 事務年度、デジタルイゼーションへの対応、家計の安定的な資産形成の推進と活力ある資本市場の実現、金融仲介機能の十分な発揮と金融システムの安定の確保等を重点課題とした金融行政方針を策定し、金融行政を展開してきた。

デジタルイゼーションへの対応については、金融デジタルイゼーション戦略の下、FinTech Innovation Hub による政策課題の抽出に向けた情報収集、FinTech サポートデスク等によるフィンテック企業の支援、金融機関による情報の利活用にかかる制度整備等を行った。一方、海外では、この間にもデジタルイゼーションが飛躍的に進展し、データの利活用が国の競争力を左右するようになっている。我が国においても、こうした動向を踏まえ、適正なデータ利活用を促しつつ、利用者利便や生産性の向上につながる新たなサービスを創出していくことが極めて重要である。

家計の安定的な資産形成の推進と活力ある資本市場の実現については、家計が適切な金融サービスを選択できるよう、リテラシーの向上に向けた金融庁職員による出張授業を抜本的に拡充するとともに、顧客意識調査等を通じた販売会社における顧客本位の業務運営の浸透・定着を図った。また、コーポレートガバナンス改革の更なる推進や総合取引所の実現等に取り組んだ。他方、家計の金融資産が十分に運用・活用されていると言える状況には至っておらず、インベストメント・チェーンの各参加者が求められる役割を果たし、企業価値の向上と収益の果実を家計にもたらすという資金の好循環の実現に取り組む必要がある。また、金融サービス利用者のニーズが多様であることを踏まえ、こうしたニーズに対応した金融商品・サービスや顧客対応を普及・促進するとともに、金融サービスに関する利用者の信頼感・安心感を確保することが求められる。

金融仲介機能の十分な発揮と金融システムの安定の確保については、地域金融機関の経営者等、様々な関係者と持続可能なビジネスモデルの構築に向けた探究型対話を実施した。また、生産性向上支援チームを立ち上げ、地域金融機関の「気づき」に資する対話の実現に向け、情報・知見の蓄積に取り組んだ。金融機関は厳しい経営環境に直面しているが、金融仲介機能の発揮と健全性確保の両立への取組みを力強く推進する必要がある。

これらの重要課題に関連して、例えば、金融技術革新への対応、高齢化と金融包摂は、世界共通の課題として認識されている。我が国は G20 議長国として、これらに加え、金融市場の分断回避を主要課題に設定し、議論を深めてきた。今後もリーダーシップを発揮して、課題解決に向けた国際的な議論を主導していく必要がある。

また、金融庁自身を、こうした課題を常に先取りし自己変革できる組織とすることで、金融サービスの利用者の視点に立った質の高い金融行政を実現し、国民の期待や信頼に応えていくことも必要である。

このような観点から、令和元事務年度において、金融庁は、「金融育成庁」として、金融サービスの多様な利用者の視点に立ち、以下に記載する方針と施策を実行することを通じて、金融行政の目標である企業・経済の持続的な成長と安定的な資産形成等による豊かな国民生活の実現を目指していく。

Ⅱ. 金融行政の重点施策

1. 金融デジタルイノベーション戦略の推進

平成 30 事務年度、金融デジタルイノベーション戦略として 11 の施策を掲げ、

- ・ FinTech Innovation Hub の 100 社ヒアリング等による情報収集¹
- ・ FinTech サポートデスクと FinTech 実証実験ハブ等によるイノベーションの支援¹
- ・ 「フィンテック・サミット 2018」「ブロックチェーン・ラウンドテーブル」の開催等による国際的ネットワークの強化²
- ・ 金融機関による情報の利活用にかかる制度整備³

といった諸施策を推進した。

しかしながら、海外をみれば、米国・中国を中心に、デジタルイノベーションが飛躍的に進展しており、AI の駆使によりビッグデータを利活用していくことが国の競争力を左右するようになってきている。こうした中、データの囲い込み・流通に関するデータ政策を巡っては、特に米国・中国の間で新たな国際競争も生じている。

このような動向を踏まえ、我が国としても、データの利活用により利用者利便や生産性の向上につながる金融サービスを創出していくこと、そして、その土台として、イノベーションを促進する環境整備を図っていくことが重要である。

また、デジタルイノベーションを巡っては、金融・非金融を問わず、また、既存・新規にかかわらず、多様な事業者や、それを資金・非資金面から支援する者からなるエコシステムが形成されつつある。健全なイノベーションを促進するため、エコシステムの一員たる金融当局としては、新たな金融サービスの創出を目指す多様なプレイヤーのチャレンジに前向きに対応していく必要がある。

さらに、金融技術革新が進む中で、暗号資産に関連した新たな構想の出現を踏まえた対応も重要である。

以上の視点を踏まえ、「データ戦略の推進」「イノベーションに向けたチャレンジの促進」「機能別・横断的法制の整備」「金融行政・金融インフラの整備」「グローバルな課題への対応」の 5 つの分野について、金融デジタルイノベーション戦略の取組みを加速させていく。

¹ (2) ①様々なサンドボックス等を通じたイノベーションへのチャレンジの促進 参照

² (5) ①国際的なネットワーク 参照

³ (1) ①データの利活用による高度なサービス提供 参照

(1) データ戦略の推進

① データの利活用による高度なサービス提供

【金融行政上の課題】

IT の進展により、データの利活用が飛躍的に進展・向上し、個々の利用者のニーズにより即した金融サービスの提供や、金融サービスを通じて獲得されたデータの様々な分野での活用が拡大している。また、金融と非金融の垣根を超えたデータの利活用が進むなど、データそのものが金融業の価値創造の源泉となってきた。データ戦略は金融サービスを提供するプレイヤーのビジネスモデルに多大な影響を及ぼしてきており、データの利活用を積極的に推進していくことが重要である。

【昨事務年度の実績】

法制面での対応

金融審議会「金融制度スタディ・グループ」において、金融機関による情報の利活用に関する制度整備について議論がなされた⁴。

伝統的な金融機関についても、利用者から情報の提供を受けて自らの業務に活用する、さらには、当該利用者の同意を得た上で第三者に提供する、といった情報の利活用に関する一連の業務を本体で営むことを可能とすることが適当であるとされ、このための法律案⁵を国会に提出し、本年5月に成立した⁶。

金融インフラ面での対応

全銀 EDI システムは、銀行の総合振込において決済情報に受発注情報などの商流情報を載せることを可能とすることで、企業の経理事務が自動化・省力化するほか、金融・非金融を通じたデータ利活用にも資するものであり、昨事務年度に稼働がはじまっている⁷。

また、オープン API⁸についても、銀行とフィンテック企業のデータを含めた連携のツールとな

⁴ 本年1月16日公表「金融機関による情報の利活用に係る制度整備についての報告」

(https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20190116.html)

⁵ 「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」(<https://www.fsa.go.jp/common/diet/198/02/setsumeit.pdf>)

顧客に関する情報をその同意を得て第三者に提供する業務等にかかる規定の整備、保険会社による保険業に関連するIT企業等の子会社化にかかる規定の整備等を実施。

⁶ (3) 機能別・横断的法制の整備 参照

⁷ (4) ②受発注・決済・税公金支払いまで一貫してデジタル化を可能とする金融インフラの整備 参照

⁸ 銀行等が、外部のフィンテック企業等に幅広くAPIを提供し、顧客の同意に基づいて、銀行等のシステムの機能を利用できるようにすること。なお、ここでいうAPI(Application Programming Interface)とは、顧客の安全を確保しつつ、銀行等以外の者が、銀行等のシステムに接続し、その機能や管理する

るものであり、その取組みを推進している⁹。

金融機関における IT の戦略的活用の推進

金融機関における IT の戦略的活用の推進に向けた対話を進めていくために、金融機関や有識者との意見交換を進めた。IT ガバナンスにおける先行した取組みとして、頭取を含めた経営陣によるリーダーシップの発揮、経営戦略と連携した IT 戦略の策定、組織横断的なリソース配分を可能とする推進体制の整備等が重要であることが分かった¹⁰。

【本事務年度の方針】

金融機関の取組みの促進

データの利活用を含めたフィンテック施策を進めるに当たっては、トップのリーダーシップや明確な戦略に基づき、金融機関側からの発想ではなく利用者のニーズに基づいたサービスの提供が重要と考えられる。

そのため、FinTech Innovation Hub による情報収集や支援等を行いつつ、利用者ニーズに即した金融サービスが提供されるよう、情報銀行の活用や手数料収入につながる情報ビジネスも含め、様々なデータの利活用に関する金融機関の戦略的取組みを促進する。

金融機関における IT の戦略的活用の推進

金融機関の IT ガバナンスの発揮による企業価値の創造に向けて、非金融を含めたデジタルトランスフォーメーションの動向を把握しながら、各業態の課題を踏まえつつ、企業文化や人材戦略を含めたビジネスの転換、それらを支える IT の戦略的活用の高度化への取組みについて、金融機関との対話を深めていく。

② 顧客のプライバシーその他の顧客保護や金融・情報リテラシーの向上

【金融行政上の課題】

IT の進展に伴うデータの利活用は、金融サービスに対して、利用者利便や生産性の向上の観点から様々な可能性をもたらす一方、顧客のプライバシーや匿名性、顧客情報の信頼性(なりすましや改ざん等の防止)も重要であり、顧客保護に配慮した上で、利便性の向上を図る必

情報を呼び出して利用することができるようにするための接続方式のこと。

⁹ (2) ②オープン API を含むオープン・アーキテクチャの推進 参照

¹⁰ ・本年 6 月 21 日公表「金融機関の IT ガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理」(<https://www.fsa.go.jp/news/30/20190621/01.pdf>)

・本年 6 月 21 日公表「金融機関の IT ガバナンスに関する実態把握結果(事例集)」(<https://www.fsa.go.jp/news/30/20190621/02.pdf>)

要がある。

他方、データの利活用の進展により、どのようなサービスが利用できるか、また、自らの個人情報や購買履歴の活動データが金融を含む商品・サービスの勧誘にどのように利活用されるか、といった利用者の金融・情報リテラシーの向上を図る必要がある。

【昨事務年度の実績】

顧客のプライバシーその他の顧客保護への対応

ブロックチェーン技術の活用可能性や課題等にかかる国際共同研究において、ブロックチェーン技術を用いた金融取引のプライバシー保護や匿名性に関する研究を実施した¹¹。

また、顧客情報の信頼性を確保しつつ、より利便性の高い本人確認を可能とするため、フィンテックに対応した効率的な本人確認の方法について検討のうえ、警察庁と協議を行い、昨年 11 月、本人の顔画像等を活用したオンラインで完結する本人確認方法を導入した¹²ほか、FinTech 実証実験ハブにおける本人確認の実証実験の支援を行った¹³。

金融・情報リテラシー面での対応

携帯電話事業者やフィンテックベンチャー等、IT を活用しつつ、決済及び資産形成関連サービスを提供する事業者が登場しつつある。そのような事業者の中には、資産形成に興味を持っている若年層に対し、おつり投資や情報サイトの構築等、投資へのハードルを下げる取り組みを行っている事業者も存在する。

こうした取り組みは、デジタル時代の金融・情報リテラシーの向上に向けた方策を検討する上でも参考になるため、情報コミュニケーション技術 (ICT) 事業者や業界団体等の関係者と意見交換を実施した¹⁴。

【本事務年度の方針】

本人確認のデジタル化等の推進

オンラインで完結する新たな本人確認方法を導入したことも踏まえ、民間事業者による革新的な本人確認の実装を支援するとともに、マネー・ローンダリング (以下「マネロン」)・テロ資金供与にかかるリスク管理システム等の共有化や顧客管理における公的機関の提供する情報の活用について、全国銀行協会とともに検討を進め、デジタライゼーションに合わせたなりすまし防止等の取り組みを推進する。

¹¹ (5) ②デジタライゼーションの基盤となるブロックチェーン、AI、ビッグデータ技術等の推進 参照

¹² 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令 (昨年 11 月 30 日公布・施行)

¹³ (2) ①様々なサンドボックス等を通じたイノベーションへのチャレンジの促進 参照

¹⁴ 2. (1) ①家計の金融・情報リテラシー 参照

金融・情報リテラシー面での対応

金融経済教育においても、情報リテラシーの必要性が高まるとともに、IT を活用することにより広範な層へのアプローチが可能となることから、様々な事業者とも連携しつつ、デジタル時代の金融経済教育を推進する¹⁵。

③ 国際的なデータ政策の進展を踏まえた対応

【金融行政上の課題及び本事務年度の方針】

データの流通は、生産性の向上、イノベーションの促進等をもたらす一方で、プライバシー等の課題に対処する必要がある。個人情報保護等に十分配慮した上で、個人情報以外の情報については、本年6月のG20 等で我が国が提唱したデータ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト（信頼性のある自由なデータ流通）の考え方にに基づき、自由・安全・安心なデータ流通を図る国際的なデータ政策の進展を踏まえて、戦略的に対応していく。

(2) イノベーションに向けたチャレンジの促進

① 様々なサンドボックス等を通じたイノベーションへのチャレンジの促進

【金融行政上の課題】

デジタル化の進展により、前例のない取組みの可能性が技術的に広がりつつある中、そうした取組みと規制との関係が明らかでない場合が想定される。FinTech 実証実験ハブやプロジェクト型「規制のサンドボックス制度」といった様々なサンドボックスやFinTech サポートデスクを活用し、イノベーションに向けたチャレンジを促進することが重要である。

【昨事務年度の実績】

「FinTech Innovation Hub」による情報収集機能の強化

イノベーションの促進に向け、政策課題の抽出や具体的施策の策定を行うためには、フィンテック企業に加え、金融機関のデジタル部門や、関連する金融機関等の新規サービスを始めとする取組み全般の情報を収集することが不可欠である。こうした観点から、フィンテック企業、金融機関、IT ベンダー等、100 先以上の企業等との個別の意見交換を行った。このヒアリングを通じ、金融分野におけるデータ利活用の状況の把握や、海外を含むブロックチェーン、AI、ビッグデータ等の最新の動向や金融機関等での活用状況についての実態把握を行った。その中

¹⁵ 2. (1) ①家計の金融・情報リテラシー 参照

で、最近のフィンテックを巡る動向として、例えば、以下のような点を確認した。

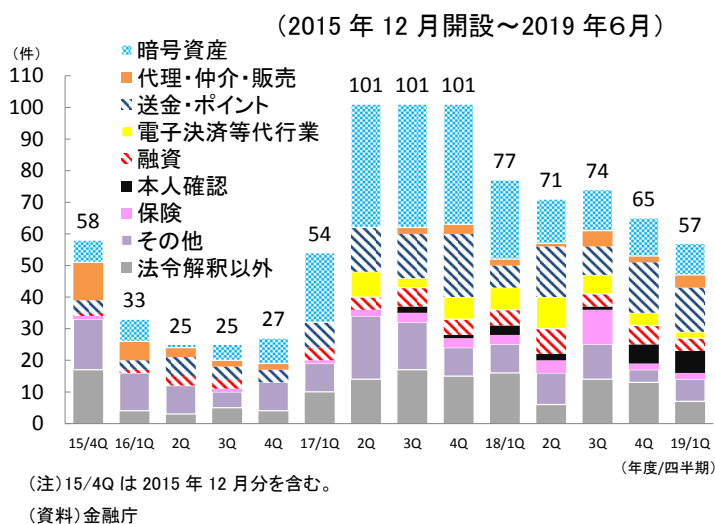
- ・ AI・データ活用について、従来より細かなデータを活用した様々な取組みが見られた一方で、AIによるデータの取扱いに関しては倫理的観点からの対応が必要とされること。
- ・ ブロックチェーンについては、パブリック型ブロックチェーンに関し、スケーラビリティ等の課題を解決する等の新たな技術動向が見られることに加え、許可型のブロックチェーンに関しても、貿易取引や決済において、金融・非金融をつなぐ新たなユースケースが登場してきていること¹⁶。
- ・ ビジネスマッチング等の経営支援や、事業承継等の社会課題解決支援を効率的に行うことを可能とするサービスが登場していること。

さらに、フィンテック企業等と金融庁職員との率直なコミュニケーションを図るため、「Meetup with FSA」を開催し、幅広い関係者と意見交換の機会を持った¹⁷。

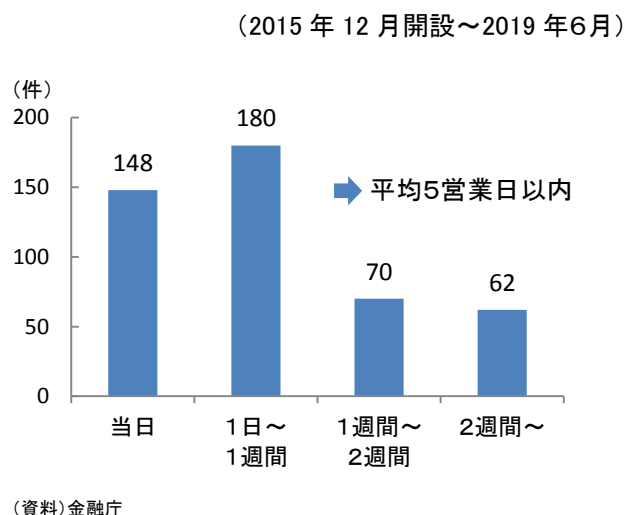
FinTech サポートデスクと FinTech 実証実験ハブ等による支援

サポートデスク¹⁸では、月平均 20 件程度の相談等が寄せられる中(図表Ⅱ-1-(2)-1)、引き続き平均対応期間を5営業日以内に維持するなど(図表Ⅱ-1-(2)-2)、迅速な支援を継続した。

図表Ⅱ-1-(2)-1 FinTech サポートデスクの受付状況



図表Ⅱ-1-(2)-2 相談終了済案件の対応期間



¹⁶ パブリック型ブロックチェーンとは、中央管理者が存在せず、ネットワークへの参加が自由である等の特徴を有するブロックチェーンをいう。また、許可型ブロックチェーンとは、単一又は複数の中央管理者が存在し、許可された者しかネットワークに参加することのできない等の特徴を有するブロックチェーンをいう。

¹⁷ Fintech 協会等の協力を得て、FINOLAB@大手町（昨年8月）、Plug and Play Japan@渋谷（昨年12月）、Fukuoka Growth Next@博多（本年1月）、Neutrino@渋谷（本年5月）、グローバルビジネスハブ東京@大手町（本年7月）で開催。

¹⁸ フィンテックに関する一元的な相談・情報交換窓口として 2015 年 12 月に設置したもの。FinTech サポートデスクの連絡先（03-3506-7080）、その他の詳細については、金融庁ウェブサイト参照（<https://www.fsa.go.jp/news/27/sonota/20151214-2.html>）

さらに、実証実験ハブ¹⁹を通じ、引き続き実証実験を行うフィンテック企業等の支援を行った（図表Ⅱ-1-(2)-3）。

図表Ⅱ-1-(2)-3 昨事務年度中に終了した、または支援決定を行った実証実験

実験終了案件	顔認証技術を用いて本人確認を実施する機器の導入にかかる実証実験	顔認証技術を用いて本人確認を行い、キャッシュカードを即時発行する機器の正式導入に向け、顔認証技術を用いた本人確認の事務フローを確認するとともに、銀行事務の効率化や顧客の利便性を検証
	スマートフォンのSIMカードを用いた本人認証の仕組みにかかる実証実験	利用者が所有するスマートフォンのSIMカード ²⁰ に、新たなサブSIMを貼り付け、当該サブSIMに電子証明書を搭載することで、SIMカードを本人認証や金融取引の電子署名として利用できるプラットフォームを提供し、当該プラットフォームを活用した取引の安全性や利便性の向上等について検証
支援決定案件	おつり等の小銭をそのまま投資に回せる装置の導入に関する実証実験	小売店等に設置された装置（おつり投入ボックス）に、買い物の際に生じたおつり等の小銭を投入し、そのまま投資に回せるサービス（リアルおつり投資）を適正に遂行できるか検証

また、プロジェクト型「規制のサンドボックス制度」²¹に関しては、暗号資産交換業者間で即時に暗号資産の売買を実現できる取引環境の構築や保険料を事後的に徴収する保険の実現にかかる新技術等実証計画を認定・公表した²²。

【本事務年度の方針】

「FinTech Innovation Hub」による情報収集・支援機能の強化等

昨事務年度の取組みにより広がったフィンテック関係者とのネットワークを最大限活用し、政策課題の抽出や具体的施策の策定を行うため、最新のサービスや技術の動向を把握していくほか、金融分野におけるデータの利活用や課題について情報収集を行う。その過程で寄せられたフィンテック企業や金融機関等による新しいビジネスへの前向きな挑戦については、金融庁及び財務局の関係部局が適切に連携してサポートする。

そのため、サポートデスクや実証実験ハブ、プロジェクト型「規制のサンドボックス制度」の活

¹⁹ フィンテック企業や金融機関等が前例のない実証実験を行おうとする際に抱きがちな躊躇・懸念を払拭するため、2017年9月に設置したもの。FinTech実証実験ハブの連絡先（03-3581-9510）、その他の詳細については、金融庁ウェブサイト参照

（<https://www.fsa.go.jp/news/29/sonota/20170921/20170921.html>）

²⁰ SIMとは、Subscriber Identity Module（加入者識別モジュール）の略であり、SIMカードはICカードの一種。本実証実験では、電子証明書やアプリケーションソフトウェアを格納したチップ（サブSIM）をSIMカードに貼り付けることによりサービスを利用する。

²¹ 生産性向上特別措置法（昨年6月6日施行）に基づき、新技術等実証制度（いわゆるプロジェクト型「規制のサンドボックス制度」）が創設された（本制度の一元的窓口は内閣官房に設置）。本制度は、期間や参加者を限定すること等により、既存の規制にとらわれることなく実証が行える環境を整備することで、迅速な実証を可能とするとともに、実証で得られた情報・資料を活用できるようにして、規制改革を推進するものとされている。

²² 金融庁ウェブサイト参照（<https://www.fsa.go.jp/policy/sandbox/index.html>）

用を通じた支援の更なる促進を図るとともに、フィンテック関連法制に関する国内外への情報発信の強化を行う。

また、イノベーションに向けたチャレンジを一段と加速させる観点から、サポートデスクや実証実験ハブについて、金融庁職員がフィンテック企業等の集積地に足を運ぶ出張相談を行う。また、こうした出張相談や、フィンテック企業・金融機関・金融庁職員等の間での情報交換を行うためのオープンスペースを、金融庁内外に設置することを検討する。

② オープン API を含むオープン・アーキテクチャの推進

【金融行政上の課題】

仕様や設計を開放するオープン・アーキテクチャの仕組みを活用し、利用者の利便性向上や企業の生産性向上を実現する付加価値の高いサービスを提供することが重要である。こうした観点から、オープン API による、金融機関とフィンテック企業との契約に基づく連携・協働を推進し、オープン・イノベーションを促進していく必要がある。

【昨事務年度の実績】

金融機関におけるオープン API 導入の取組みに関しては、全銀行 137 行中 130 行がオープン API を導入する旨を表明している。この 130 行中 99 行は、既にオープン API を導入しており（本年6月末時点）、2020 年6月までに 80 行程度以上という未来投資戦略 2018 で掲げている目標は達成した。また、金融庁登録の電子決済等代行業者²³は、57 事業者となっている（本年6月末時点）。

【本事務年度の方針】

電子決済等代行業者は、サービスを提供するに当たっては、金融機関との契約締結が必要であり²⁴、オープン API による金融機関とフィンテック企業によるオープン・イノベーションを促進するためには、金融機関と電子決済等代行業者との契約締結を推進することが重要である。したがって、今後も、更に多くの金融機関がオープン API を導入することを推進するとともに、金融機関と電子決済等代行業者との契約締結の推進に向けた環境整備を図る。具体的には、

- ・ 全国銀行協会や電子決済等代行業者協会と連携して、金融機関と電子決済等代行業者との契約締結にかかる合同説明会・相談会を実施する。

²³ 内閣総理大臣（金融庁）の登録を受けて、決済に関する銀行等のシステムにアクセスして、利用者にサービスを提供する者のこと。サービスの類型として、銀行等に対し為替取引にかかる指図の伝達を行うもの（更新系）、銀行等から口座情報を取得し利用者に提供するもの（参照系）がある。

²⁴ 電子決済等代行業者は、法律上、サービスを提供する前に、金融機関との間で契約を締結しなければならないとされている。なお、いわゆる参照系サービス（家計簿アプリやクラウド会計など）については、猶予期限が設けられているものの、最長で 2020 年 5 月末となっていることから、契約締結の取組みを加速させる必要がある。

- ・ 金融機関と電子決済等代行業者との間の契約状況・契約条件に関する調査を行い、必要に応じて公表する。
- ・ 金融機関と電子決済等代行業者との連携・協働に関する好事例を収集し、金融機関や電子決済等代行業者との間で横展開・共有する。

このような取組みを進めることにより、金融機関と電子決済等代行業者における Win-Win の関係の実現を図り、オープン・アーキテクチャを活用した便利で質の高い金融サービスを生み出すエコシステムの形成につなげる。

③ 銀行業新規参入にかかる動きへの対応

【金融行政上の課題】

スマートフォン・PC やインターネットといった ICT を活用した新たな金融取引や決済手法等が台頭する中、子供の頃から ICT に慣れ親しんできたいわゆるデジタルネイティブの顧客ニーズに即した金融サービスの提供を企図したデジタルバンク²⁵設立や、一般事業会社と連携した金融サービスの提供にかかる動きが生じてきている。

こうしたイノベーションや利用者の利便性向上に向けた金融機関等の新たな取組みを促進していくことが重要である。

【昨事務年度の実績】

コミュニケーションアプリの利用者や API 連携先企業の顧客などのデジタルネイティブに対する金融サービスの提供を企図した、デジタルバンク設立にかかる相談が寄せられている。

こうした相談に対しては、ビジネスモデルに関する深度ある対話を通じて収益性や必要となる組織態勢・ガバナンス、システム開発状況の確認を行ってきた。

【本事務年度の方針】

デジタルバンク設立にかかる相談・申請に際しては、引き続き、イノベーションと利用者保護のバランスを取りつつ、銀行として持続可能なビジネスモデルの構築、デジタルバンクに必要とされるシステム構築、AML/CFT 態勢の構築状況、個人情報情報の適切な取扱い等といった観点を踏まえ、適切に対応していく。

(3) 機能別・横断的法制の整備

【金融行政上の課題】

²⁵ 店舗を持たず金融サービスを ICT により提供するなど、顧客との接点や業務プロセスがデジタル化された銀行等を示す。

デジタルイゼーションを含む環境変化に伴い、金融サービスや金融機関のあり方も大きく変容しつつある。金融制度についても、こうした変化に対応したものとしていくことが重要な課題である。こうしたことを踏まえ、同一の機能・リスクには同一のルールを適用する、機能別・横断的な法制の実現に向けて取り組む必要がある。

【昨事務年度の実績】

金融審議会「金融制度スタディ・グループ」報告（本年1月）を踏まえた関連法案が、本年5月に成立した。また、同スタディ・グループにおいて、本年7月、「決済」法制及び金融サービス仲介法制にかかる制度整備についての基本的な考え方²⁶がとりまとめられた。

【本事務年度の方針】

今後、「基本的な考え方」を踏まえ、着手が可能な論点から、制度整備に向けた具体的な検討を進めていく。

「決済」法制については、例えば、銀行と現行の資金移動業の間に新たな類型を設け、リスクに応じた追加的な対応を図りつつ、銀行送金以外でも幅広い金額の送金を可能とすることや、少額送金のみ取扱う事業者を念頭に、適用される規制を何らか緩和する余地がないかを検討するなど、「決済」分野について横断化・柔構造化を図り、柔軟で利便性の高いキャッシュレスペイメント手段の実現に向けて取り組む。

金融サービス仲介法制については、オンラインを念頭に置きつつ、複数業種かつ多数の金融機関が提供する多種多様な商品・サービスをワンストップで提供する仲介業者に適した制度について、「機能」に応じた必要な対応は確保しつつ、参入規制の一本化や、所属制²⁷の緩和等について検討を行い、実現に向けて取り組む。

これらにより、新規事業者の参入と様々なサービス間の競争を通じたイノベーションや、金融サービスの質を巡る競争を促進する。

（4）金融行政・金融インフラの整備

① 効率的な行政のための金融行政のデジタル化

【金融行政上の課題】

IT の一層の利活用を通じた利用者中心の行政サービスの実現や行政の更なる効率化を図

²⁶ 2019年7月26日公表の「「決済」法制及び金融サービス仲介法制にかかる制度整備についての報告〈基本的な考え方〉」（https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20190726.html）

²⁷ 銀行代理業者、金融商品仲介業者、保険募集人等は、制度上、特定の金融機関に「所属」することとされている。所属制の下では、所属先の金融機関は、例えば、①仲介業者の指導等の義務や、②仲介業者が顧客に加えた損害の賠償責任、を負うこととされている。

ることが重要である。また、金融庁が実施する金融モニタリングでは、モニタリング内容の変更に応じた徴求情報の見直し・整備に加え、IT活用の推進を通じた情報の効率的な収集や分析の高度化(SupTech²⁸)が求められている。さらに、将来的には、例えば、金融機関におけるシステム対応コスト等を低減しつつ、当局においても金融機関のデータをリアルタイムに把握するための官民連携基盤等、金融機関と金融庁双方にメリットが得られる仕組み(RegTech/SupTech エコシステム)を構築する必要がある。

【昨事務年度の実績】

金融行政における IT 戦略の推進

効率的・効果的な事務運営の基盤となる金融庁の情報システムについて、その持続可能な整備・運用を図る観点から、情報システムの中長期的な整備・運用のあり方について、庁内全体を俯瞰した検討を毎年度継続的に行う枠組みを整え、実施したほか、無線 LAN 接続環境の整備等によるペーパーレス化を推進した。

金融モニタリングにおけるIT活用

モニタリング担当職員が行う一部のデータ集計や分析作業では、昨事務年度から試行的に導入していた RPA²⁹を本格的に導入し、作業の効率化・高度化を図った。モニタリング内容の変更に見合った徴求データの見直し・整備に関しては、金融機関の負担軽減の観点から業界団体・日本銀行と意見交換を行い、監督当局間で内容が類似している一部の徴求情報を統一化したほか、優先度の低くなったものを廃止した。また、金融庁と日本銀行の間におけるデータシェアリングのあり方の検討に着手した。

また、RegTech/SupTech エコシステムの将来的な整備に向けて外部有識者等との意見交換を行い、デジタルライゼーションの進展を見据えた金融モニタリングを支える金融庁と金融機関間の IT システムの連携のあり方について以下のとおり検討した³⁰。

- ・ デジタル化の進展により、今後、金融機関はデジタル化された情報を収集・蓄積・利活用してデータに基づく経営を行うことが活発になると考えられるが、現状は情報の収集・蓄積において、部門単位での活用にとどまるなど、未だ不十分であるという声もある。
- ・ 他方、金融庁は金融機関内の情報を収集・蓄積・分析(利活用)することで金融モニタリングを実施しており、金融機関のデータの利活用状況に遅滞なく対応していく必要があるが、従来型の長期間にわたるシステム開発等による対応では限界がある。

²⁸ Supervisory Technology の略。ここでは、規制当局・法執行機関が IT を活用して効率的な検査・監督等を行う意味で用いている。また、RegTech (Regulatory Technology) は、民間金融機関が IT を活用して金融規制に対し効率的に対応する意味で用いている。

²⁹ Robotic Process Automation の略で、ソフトウェアロボットによるパソコン上の業務の自動化の取り組みのこと。

³⁰ 本年 6 月 25 日公表「金融モニタリングにおけるデジタルライゼーションの取組状況」

- ・ こうした状況を解決していくための RegTech/SupTech エコシステムについて、コンセプトをまとめた(図表Ⅱ-1-(4)-1)。

図表Ⅱ-1-(4)-1 RegTech/SupTech エコシステムが目指すコンセプト

実効性	金融機関の内部管理、当局の金融モニタリングの向上
効率性	金融機関の経営・当局報告コスト、金融機関・当局のシステムコストの低減
柔軟性(連結性)	新たな技術、非金融分野の事業者へも対応
速報性(リアルタイム)	参加者が情報をリアルタイムに把握
双方向性(データシェアリング)	報告するためだけの一方通行のシステムではなく、参加者が共有
簡易性	従来型の重厚長大なシステムではなく、簡易なシステムでアジャイル ³¹ に開発
機密性	共有される情報については機密性を確保

EDINET のオープン API による開示情報の提供

EDINET³²の一層の利便性向上のため、本年3月からオープン API による開示情報の提供を開始し、平均 501 万件/月のアクセスがあった。

【本事務年度の方針】

ITの一層の利活用等を通じた利用者中心の行政サービスの実現に向けて取り組むとともに、RPA の対象業務の拡大や業務基盤の整備等を通じて、テレワークやペーパーレス化といった業務改革を推進する。さらに、こうした取組みを支える人材の確保・育成等に取り組む。

RegTech/SupTech エコシステムについては、上記コンセプトを具現化するため、金融機関と金融庁間における情報の収集・蓄積・利活用の高度化・効率化について、金融機関からのニーズ等を募集し、取組可能な分野から官民協働で実証実験を行う。

金融モニタリングにおける徴求データの見直し・整備については、引き続き、金融庁と日本銀行との間において徴求情報の統一化を進めるほか、金融庁と日本銀行との間におけるデータシェアリングに向けた具体的な内容やスケジュールの検討を進める。また、分析の高度化の観点から金融機関から粒度の細かいデータ³³を入手し、利活用していくことを目指し、実現可能性や管理負担等について、一部の地域銀行と協働で検証作業を行う。

³¹ 情報システムを小さな機能単位に分割し、設計、プログラミング、テストを繰り返しながら徐々に機能や改良を加えて、最終的に完全な情報システムを開発する手法。

³² 有価証券報告書等の開示書類について、その提出から公衆縦覧等に至るまでの一連の手続きを電子化するために開発されたシステム。

³³ 監督当局の指定するフォーマットに入力するための集計データではなく、金融機関が保有する集計前のデータ（例えば、個別取引の残高）。

② 受発注・決済・税公金支払いまで一貫してデジタル化を可能とする金融インフラの整備

【金融行政上の課題】

イノベーションと利用者保護のバランスを取りつつ、データの利活用による金融サービスの高度化を推進するため、様々な金融インフラのデジタル化を進めていく必要がある。企業の財務・決済プロセスにおいて、川上から川下までの業務の IT 化を実現し、キャッシュレス化も推進していくことで、利用者の利便性向上、企業・金融機関の業務効率化・生産性向上につなげていくことが急務であり、その取組みを支える金融インフラを整備していくことが重要である。

【昨事務年度の実績】

金融界・産業界・個人利用者・行政等、決済に関わる幅広いメンバーの参画を得て「決済高度化官民推進会議」を本年1月、6月に開催し、決済業務等の高度化に向けて、図表Ⅱ-1-(4)-2のとおり成果を得た。

また、日本取引所グループが提供する「業界連携型 DLT³⁴実証実験環境」において、機関投資家と証券会社間の約定照合業務におけるブロックチェーン技術の適用に向けた実証実験フェーズ2が実施され、その状況と結果についてワーキングペーパーが公表された。

図表Ⅱ-1-(4)-2 決済高度化官民推進会議における主な成果

（「全銀 EDI システム」の稼働） 「全銀 EDI システム」 ³⁵ が昨年 12 月に稼働し、銀行振込（総合振込）の際に、受発注情報や請求情報等、従来よりも多くの商流情報を受取企業に送信することができるようになった。
（「全国銀行データ通信システム」の稼働時間拡大） 銀行間の振込みを処理する「全国銀行データ通信システム」の稼働時間が昨年 10 月に拡大し、銀行振込が 24 時間 365 日利用できるようになった。
（手形・小切手機能の電子化） 「手形・小切手機能の電子化に関する検討会」において、昨年 12 月に報告書を公表し、全面的な電子化を視野に入れつつ、5年間で全国手形交換枚数の約6割が電子的な方法に移行することを中間的な目標として設定した。
（税・公金の収納・支払の効率化） 「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会」において、本年3月に調査レポートを公表し、IT による利便性の向上・効率化に向けた課題を抽出するとともに、その解決に向けた取組みを継続して行うこととした。

【本事務年度の方針】

³⁴ Distributed Ledger Technology の略で、約定照合業務におけるブロックチェーン技術のこと。

³⁵ 従来は、支払企業から受取企業に伝達するメッセージは、固定長形式で 20 桁までという制限があったが、本システムの稼働により、支払通知番号、請求書番号、注文番号、品名コード等、様々な情報を XML 形式で添付することが可能となり、売掛金の消込作業の効率化等、事務負担の軽減が期待される。

官民連携して以下に取り組んでいく。また、QRコードの統一等、インターオペラビリティ³⁶に向けた取組みも出てきており、こうした動きも踏まえて適切に対応していく。

- ・ 全国銀行協会や商工会議所等と連携して、全銀 EDI システムにかかるサービスを提供する金融機関や利用する企業を拡大し、売掛金の消込業務の効率化等、生産性向上を図る。
- ・ 手形・小切手機能の電子化に関し、金融界、産業界、関係省庁と連携して、電子記録債権の普及促進等、電子的な方法への移行による生産性向上を図る。
- ・ 税・公金の収納・支払に関し、金融界、関係省庁、地方公共団体等と連携して、バーコード・QR コード等の活用や納付済通知書の電子化等、IT による利便性向上・効率化に向けた検討を行う。
- ・ 貿易金融における手続に関し、ブロックチェーン技術を活用した電子化にかかる課題の整理及び解決方策の検討を行う。

(5) グローバルな課題への対応

① 国際的なネットワーク

【金融行政上の課題】

デジタライゼーションはグローバルに進展しているため、海外の当局及びプレイヤーの動向をフォローするとともに、我が国の取組みを発信することが重要である。また、必要に応じこうした当局やプレイヤーと協働していくことが望ましいことから、海外とのネットワークを強化する必要がある。

【昨事務年度の実績】

「フィンテック・サミット 2018」³⁷を、海外の金融当局や研究者、技術者も交え、大半のセッションを英語で行うなど、過去2回の開催に比べて国際的なプレゼンス・発信力を高めた形で開催した。また、7カ国・8当局に広がったフィンテック推進に向けた協力枠組み³⁸を活用し、フィンテ

³⁶ 複数の異なるものを接続したり組み合わせたりして、相互にデータのやりとりなどができること。

³⁷ 金融庁ウェブサイト参照

(<https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20180918.html>)

(<https://www.fsa.go.jp/singi/finsum2018/finsum2018.html>)

³⁸ 昨事務年度は、ドバイ金融サービス機構（DFSA）、フランス金融市場庁（AMF）及びフランス健全性監督破綻処理機構（ACPR）との間で書簡交換を行った。既に書簡交換を行っていた金融当局（英国金融行為規制機構（FCA）、シンガポール金融管理局（MAS）、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）、アブダビ・グローバル・マーケット金融サービス規制庁（FSRA）及びスイス・連邦金融市場監督機構（FINMA））と併せて、8つの金融当局との間で協力枠組みを構築済。

ック企業の相互紹介や、最新の規制動向等について意見交換を行った。

【本事務年度の方針】

「フィンテック・サミット」等の開催を通じて、我が国におけるフィンテック・デジタル化の進展の状況を国内外に発信するとともに、海外当局とのフィンテック推進に向けた協力枠組みを強化する。また、暗号資産の国際的なルール形成にも貢献していく。さらに、金融技術革新が進む中で、暗号資産に関連した新たな構想の出現を踏まえた対応について、金融庁、財務省、日本銀行による3当局連絡会で連携し、様々な側面について総合的な議論を進めるとともに、国際的に連携して検討していく³⁹。

② デジタル化の基盤となるブロックチェーン、AI、ビッグデータ技術等の推進

【金融行政上の課題】

様々な技術革新が金融サービスにもたらす影響（機会・リスク）を的確に把握し、デジタル化を利用者利便・利用者保護の両面から適切に推進していくため、要素技術の進展について当局としても的確に把握し、そうした技術を適切に活用した金融サービスの創出を促すことが重要である。

【昨事務年度の実績】

国際共同研究や FinTech Innovation Hub でのヒアリングなどを通じ、ブロックチェーン、AI、ビッグデータ等の要素技術の動向を的確に把握し、当局として必要な対応の検討を進めた。

国際共同研究においては、ブロックチェーン技術を活用した金融取引のプライバシー保護と追跡可能性について調査研究を行い、その調査研究の成果を活用し、合計 16 の金融当局・中央銀行・国際機関等に加え、国内外の学会研究者等が参加した「ブロックチェーン・ラウンドテーブル」⁴⁰（本年3月開催）において議論を行った。その中で、分散型金融システムがもたらす機会を十分活かしつつ、リスクにも対処していくには、当局者、技術コミュニティ、事業者、利用者、投資家、アカデミアといった幅広いステークホルダーによる協力（マルチステークホルダー型アプローチ）が不可欠という認識⁴¹を共有した。

これらの調査研究や議論を踏まえ、「G20 技術革新にかかるハイレベルセミナー」⁴²を本年6

³⁹ Ⅲ. 1. (1) ①国際的な議論への貢献 参照

⁴⁰ 金融庁ウェブサイト参照

(<https://www.fsa.go.jp/en/news/2019/20190327-28.html>)

⁴¹ G20 議長国としての我が国の要請に基づき作成された FSB の報告書においても、顧客間で直接の金融取引を可能とする分散型金融技術について、当局が技術者等の広範な関係者との対話を強化する重要性を指摘している。当該報告書は、G20 福岡財務大臣・中央銀行総裁会議及び G20 大阪首脳会議において歓迎された。Ⅲ. 1. (1) ①国際的な議論への貢献 参照

⁴² 金融庁ウェブサイト及びⅢ. 1. (1) ①国際的な議論への貢献 参照

(https://www.g20fukuoka2019.mof.go.jp/ja/meetings/20190608_1.html)

月8日に開催した。

【本事務年度の方針】

「ブロックチェーン・ラウンドテーブル」や「G20 技術革新にかかるハイレベルセミナー」での議論や国際共同研究も踏まえ、ブロックチェーン技術等を活用した分散型金融システムのガバナンスのあり方について、当局、技術者、学識経験者等の幅広いステークホルダーがマルチステークホルダー型アプローチで議論するガバナンスフォーラム（仮称）を開催する。

③ サイバーセキュリティその他金融システム上の課題等への対応

【金融行政上の課題】

デジタル化が加速的に進展し、金融サービスの各種システムへのサイバー攻撃がより複雑化・巧妙化してきており、サイバーセキュリティの確保が喫緊の課題となっている。

特に、「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催を来年に控え、金融分野のサイバー攻撃に対する脅威は一層高まっており、こうした状況に適切に対応していく必要がある。

【昨事務年度の実績】

金融を取り巻く環境の変化等を踏まえ、昨年 10 月、「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」⁴³をアップデートし、サイバーセキュリティ対策の向上に取り組んだ⁴⁴。

デジタル化に伴うサイバーリスク等について、大手金融機関等との対話を通じて把握・分析を行った。大手金融機関では、特にクラウドサービスや RPA の活用が進んでおり、適切にリスクを管理するためのノウハウの蓄積や、専門人材の確保を進めながら、これまで構築したサイバーセキュリティのフレームワークに沿った対策を実施している。一方で、こうしたサービスの活用により、システムは一層複雑化しており、今後の利用拡大を見据え、外部委託先を含め、より適切な管理を行っていく必要がある。

また、2020 年東京大会の開催に向け、中小金融機関に対しては、実態把握、協同組織中央機関との対話や「業界横断的なサイバーセキュリティ演習(DeltaWallⅢ)」などを通じて、各金融機関のサイバー対策の底上げを図った。大手金融機関については、グローバルな動向を念頭に、定期的な対話を通じて、TLPT⁴⁵の実施の促進等、サイバー対策のもう一段の高度化に取り

⁴³ 「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」

(<https://www.fsa.go.jp/news/30/20181019/cyber-policy.pdf>)

⁴⁴ 本年 6 月公表「金融分野のサイバーセキュリティレポート」参照

(https://www.fsa.go.jp/news/30/20190621_cyber/cyber_report.pdf)

⁴⁵ 脅威ベースのペネトレーションテスト。Threat-Led Penetration Testing の略。昨年 10 月に G7 財務大臣・中央銀行総裁会議において「TLPT に関する基礎的要素」が策定・公表された。

組んだ。さらに、大規模インシデント発生時の官民の情報連携を目的に、本年6月関係団体との連携会議⁴⁶を立ち上げた。

【本事務年度の方針】

デジタル化の進展状況やそのセキュリティ対策について、金融・非金融プレイヤーから幅広く収集し、金融分野に対して、外部委託先を含めたサイバーセキュリティ管理態勢の強化等、必要な対応を促していく。

また、2020 年東京大会を控え、サイバーの脅威に適切に対応していくために、サイバーセキュリティ対策の実効性強化に取り組む。中小金融機関に対しては、脆弱性診断等の活用、サイバーセキュリティ演習への参加を通じて、サイバー攻撃からの防御・インシデント対応能力の強化を図る。大手金融機関に対しては、TLPT の深度を更に高めるなど、サイバーセキュリティ対策のより一層の高度化を促す。さらに、連携会議も活用し、連携手順の整備や演習等を通じた業界全体の連携態勢の強化を図る。

⁴⁶ 「サイバーセキュリティ対策関係者連携会議」。日本銀行、業界団体、金融 ISAC、FISC 等から構成。

2. 多様なニーズに応じた金融サービスの向上

金融サービス利用者は、個々人の置かれている状況やライフプランにより、様々なニーズを有しており、それぞれの利用者が、自身のライフプラン・ニーズに応じて、適切に資産形成を行うことができ、信頼・安心して金融サービスを利用できる環境を整備していく必要がある。そのための施策の検討・実施に当たっては、個々人の生活の多様性に十分留意するなど、様々な国民の視点を踏まえ、丁寧な議論を行っていく。

(1) 最終受益者の資産形成に資する資金の好循環の実現

金融庁は、金融・資本市場の機能の発揮や魅力の向上等を通じて、我が国全体の最適な資金フローを実現し、企業価値の向上と収益の果実を家計にもたらししていくという好循環を実現し、様々な施策を進めてきた。しかしながら、例えば家計金融資産を見ると、過半の 900 兆円以上が現預金であり、資産の伸びも低い水準に留まっているなど、豊富な金融資産が十分に運用・活用されていると言える状況には至っていない。

金融・資本市場の機能を向上させ、インベストメント・チェーンの各参加者が求められる役割を果たしていくようにすることにより、家計の多様性を反映した金融サービスへの様々なニーズに応えるとともに、資金の流れを最適化し、最終受益者である家計に企業価値の向上と収益の果実がもたらされるよう取り組んで行く必要がある。このため、①家計の金融・情報リテラシー、②販売会社による顧客本位の業務運営、③アセットオーナーの機能発揮、④資産運用業の高度化、⑤金融・資本市場の機能・魅力向上、⑥コーポレートガバナンス改革、の6分野を重点分野として積極的に取組みを推進していく。

① 家計の金融・情報リテラシー

(ア) 金融・情報リテラシーの向上

【金融行政上の課題】

本年の G20 のアジェンダである「高齢化と金融包摂」について、本年6月とりまとめられた福岡ポリシー・プライオリティ⁴⁷においては、デジタル化されていく金融サービスを誰もが活用できるようにするための金融・情報リテラシーの向上、高齢者を狙う投資詐欺等に対する啓発活動や消費者保護、そして、生涯を通じたライフプランを設計できるようにするための情報提供が世界共通の課題として指摘された。

我が国においても、金融サービス分野においてデジタル化が急激に進展しているほか、取るべきリスクを超えた金融商品の販売や、過剰貸付けといった消費者問題も起こっている。多様な個人が資産形成を行うという点でも、投資に対する抵抗感や金融機関に対する不信感が強

⁴⁷ 本年6月6日「高齢化と金融包摂のための G20 福岡ポリシー・プライオリティ」について
(<https://www.fsa.go.jp/inter/etc/20190606/20190606.html>)

く残っているとの指摘や、資産形成の必要性を感じていても、必ずしも関連する知識を得られる機会が十分になく、適切な金融サービスの選択ができていないとの指摘もある。こうしたことから、個々人の生活の多様性に十分留意しながら、各個人が、金融リテラシーを、関係する情報リテラシーとともに向上させ、ライフステージに応じた様々なニーズに見合う金融サービスを適切に選択し、最適なポートフォリオを構築できるような環境を総合的に整備していくことが重要な課題となっている。また、インベストメント・チェーンの起点となると同時に最終受益者である家計の金融リテラシーの向上が、販売会社、アセットオーナー、資産運用業者といったインベストメント・チェーンの参加者が提供する金融サービスの水準向上や、さらには企業経営の改善につながり、家計がそのニーズに合ったより適切なサービスとより高いリターンを享受できるようになっていくことも期待される。

また、広く国民の金融・情報リテラシーの向上に取り組んでいくためには、金融庁・財務局が共同で行うべき重要な行政テーマとの認識の下、様々な関係者との連携体制の構築、方向性の共有、イベント間の連携強化が必要である。

a) 学校教育関連の取組み

【昨事務年度の実績】

出張授業

金融庁職員による出張授業を抜本的に拡充し、地方自治体・財務局とも連携しながら、職員を、高校・大学を中心に、出身校をはじめとする各地の学校に講師として順次派遣した⁴⁸。これらの取組みを通じ、学生からは、ライフプランニングや資産形成について、普段聞かない話であり、これからの人生について考えるきっかけになった、といった声が多く聞かれた。教員からは、生徒が等しくこういった金融経済教育に関する授業を受けることができることが望ましく、継続的に実施できるようにすることが望まれるとの声が聞かれた。

また、金融庁としても、金融リテラシーの現状についての知見を得るとともに金融経済教育の必要性を認識する機会となったほか、教育庁（教育委員会）や教員を含む教育関係者とのリレーションの構築や、教材・授業にかかる現場のフィードバックの蓄積、出張授業をはじめとした金融庁自らの取組みの関係者への周知といった成果が見られた。

コンテンツの策定

出張授業を通じて得られた教育現場のニーズや課題を踏まえ、本年3月、金融経済教育推進会議⁴⁹において、大学生・社会人等を対象とした現場で活用しやすい共通教材として「コアコンテンツ」を策定・公表した。それまでは、銀行、保険、証券といった各業態が独自に教材を作

⁴⁸ 本年7月10日までに、67校（大学：29校、高校：24校、中学校：11校、小学校：2校、特別支援学校：1校）に対し、延べ103名を派遣、受講者は10,500名に上った。

⁴⁹ 金融庁を含む関係省庁、金融広報中央委員会、有識者及び金融経済教育に取り組む関係団体から構成されている。

成していたが、共通教材により統一的な目線が構築された。

さらに、昨年3月及び7月に改訂された次期高校学習指導要領及び同解説において、金融リテラシーに関連する内容が拡充されたことを踏まえ、金融広報中央委員会や文部科学省、業界団体と連携し、教材作りの参考となるよう教科書会社向けの説明会を実施した。

【本事務年度の方針】

改訂学習指導要領の円滑な導入

2021年4月より中学生向けの、2022年4月より高校生向けの、金融経済分野に関する記述がより充実した新学習指導要領による学習が開始される。今後教育現場の準備が本格的に進められる予定である。改訂された中高生向けの新学習指導要領及び同解説においては、キャッシュレス化の進展を踏まえた金融・情報リテラシーの向上も強調されている。

このため、大学の教員養成課程の講義や中学・高校での研究授業に金融庁より講師を派遣し、教員や学生との意見交換等を通して、金融経済教育のあり方の議論に参画し、将来的に金融経済教育が全国でスムーズに行われるよう、準備を行っていく。

コンテンツの策定・改善

各地での出張授業などから得られた教育現場のニーズも踏まえ、効果的に金融経済教育を行うことができるような教材の作成・展開を行う。具体的には、情報リテラシーの向上にも留意しながら、ワークショップ形式の授業を可能とする教材、教員向けの副教材等を作成する。また、こうした教材を実際に現場で試験的に使うことを通じて、更なる改善を行う。

出張授業における展開

各地の学校に対し、引き続き、金融庁・財務局の職員を派遣し出張授業を行う。今後、金融経済教育を「面」的に展開するために、金融庁が、金融経済教育に取り組んできた金融広報中央委員会をはじめとする関係者と連携していくことに加え、財務局においても、各都道府県の金融広報委員会や地域の教育機関等、金融経済教育に関する関係者とネットワークの構築を図る。

b) 社会人・家庭を対象とした取組み

【昨事務年度の実績】

地方公共団体向けのつみたて NISA セミナーの開催支援や講師派遣

現役世代にとって身近な場である職場に着目し、職場を通じた情報提供が拡大されるよう、金融庁・財務局の職員が講師となり、全国各地で地方公共団体向けつみたて NISA セミナーを

行った。また、職場セミナーの民間企業での幅広い実施に向けて、経済団体・業界団体を通じ、働きかけを行った。

つみたて NISA Meetup とつみたて NISA フェスティバル

一昨年度に引き続き、投資初心者を含む一般の投資家にとって有益な意見や情報を発信している個人ブロガーと投資初心者等との意見交換の場(つみたて NISA Meetup)を全国で行った。また、年に一度の資産形成について総合的に考えるイベントとして、つみたて NISA フェスティバルを、昨年同様、本年4月に東京で実施した。こうした取組みは、参加者の個人ブログや SNS も通じたつみたて NISA や資産形成に関する発信に繋がった。

親子を対象としたイベントの実施

家族で金融リテラシーの向上を図るという観点から、小学生の親子を対象に、体験型イベント⁵⁰を計4回開催したほか、幅広い世代が金融リテラシーの重要性について考えるきっかけとなるよう、財務局と共同で、学生、主婦(夫)、社会人等、資産形成に関心のある方々を対象としたシンポジウムを開催した⁵¹。

【本事務年度の方針】

社会人に対しては、投資に対する身近なきっかけ作りとして、引き続き職場に着目し、つみたて NISA を通じた長期・積立・分散投資の普及に取り組む。具体的には、企業団体・士業団体等を通じ、民間企業に対するつみたて NISA 普及に向けた働きかけを行うほか、金融庁や財務局からの講師の派遣を行う。また、つみたて NISA 普及の担い手となりうる、日本銀行・業界団体・金融機関・フィナンシャルプランナー(FP)等との連携強化にも努める。

さらに、金融サービス利用者が金融商品購入時に参考とできるよう、金融商品販売会社との対話におけるポイントを策定する。そうした対話を充実させるための金融商品販売会社の取組みも含めて参考となる事例を収集しながら、利用者のベスト・プラクティスとして提供することを検討する。

c) インターネットを通じた広報

【昨事務年度の実績】

つみたて NISA キャラクター(つみたてワニーサ)を活用した SNS による情報発信やキャラクターグッズを用いた広報を行ったほか、つみたて NISA のプロモーションビデオを作成、個人ブ

⁵⁰ 『親子で学ぶ! お金の仕組み』ワークショップ

⁵¹ 昨事務年度は、北陸財務局、九州財務局、四国財務局、沖縄総合事務局、福岡財務支局、北海道財務局と共同で、「人生100年時代～人生を楽しむためのお金の話～シンポジウム」を実施。

ローガーと金融庁職員による投資初心者向けの対談企画を金融庁ウェブサイトに掲載し、SNSを通じた情報発信を行った。

【本事務年度の方針】

SNSを通じた情報発信や、つみたて NISA 特設サイトを通じた広報等について、IT 企業等のサポートを得て、より効果的な情報発信を行う。

d) インサイダー取引規制に関する Q&A の改訂

【昨事務年度の実績】

株式投資等は本来、インサイダー取引等の不公正取引でない限り自由に行うことができ、安定的な資産形成の観点からも有効に活用されるべきである。このため、一般的な上場会社においては、役職員等の資産形成に配慮した社内規則が定められている。しかしながら、インサイダー取引規制の内容を正確に知らないために、結果的に投資全般を必要以上に控えている役職員も多いとの指摘もある。このことを踏まえ、当該規制について分かりやすく解説するため、「インサイダー取引規制に関する Q&A」を本年7月に改訂した⁵²。

【本事務年度の方針】

Q&Aの改訂について、経済団体や個別企業幹部への説明を通じた普及活動、講演会での紹介、各種媒体での発信等を行い、企業経営者の理解促進に努め、株式投資等が、上場企業役職員を含めより多くの個人の資産形成に有効活用されるよう促す。

e) 多角的アプローチと包括的な連携体制の構築

【本事務年度の方針】

多角的アプローチ

金融経済教育や長期・積立・分散投資の普及にあたり、これまで、金融庁や関係者は、チラシやポスターの作成、教材の策定と配布、セミナー・説明会の実施等、ある種アナログな取り組みを行ってきた。こういった従来型の対面を含むアプローチも重要である一方、インターネットや SNS 等、社会の変化に応じて、個人の情報入手経路は多様化しているほか、金融経済教育を提供する主体も、公的機関や業界団体以外にも拡大している。こうしたことを踏まえ、伝統的な方法にとらわれることなく、より多様な主体による多様な情報提供方法についても考えていく「多角的アプローチ」が求められる。

⁵² 金融庁ウェブサイト参照 (<https://www.fsa.go.jp/news/30/shouken/20190729.html>)

デジタル化の進展とともに、ポイント投資、おつり投資、若年層向けの情報サイトの構築、投資家間のコミュニケーションの場の提供等、資産形成に興味を持っていてもなかなか踏み出せない若年層に対し、投資へのハードルを下げるための取組みを行っている事業者も出現してきていることから、金融経済教育や長期・積立・分散投資の普及においても、こうした事業者の経験・知見も参考にしつつ、より広範な層へのアプローチを行う。

包括的な連携体制の構築

我が国で金融リテラシーに関する取組みを行っている関係者として、金融庁・財務局以外にも、金融広報中央委員会、金融広報委員会、教育関係者や研究者、金融機関やその団体、NPO等の団体、FP等の専門家が存在する。より包括的かつ効果的に取組みを進められるよう、関係者間の連携体制を構築する。

(イ) 長期・積立・分散投資の推進

【金融行政上の課題】

金融庁は、長期・積立・分散投資を税制面で後押しするためつみたて NISA の普及・促進に取り組んできたが、未だ制度の存在やその内容を知らない層も多く、利用は国民の一部に留まっている。リスクを抑えた少額からの積立投資は、資産形成に取り組もうと考える個人がそれぞれの事情に応じて活用可能な制度であり、引き続き制度の改善と普及が課題である。

【昨事務年度の実績】

NISA の利便性向上

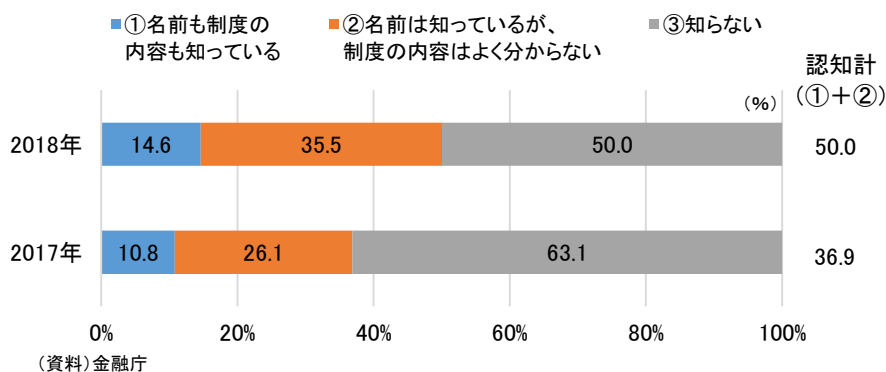
これまで、NISA 口座は、他に NISA 口座を開設していない(二重口座でない)ことの税務署による確認後に開設されていたため、申込から取引開始まで2～3週間程度の期間を要していた。本年1月からは新たな手続が施行され、税務署による確認を待たずに NISA 口座を開設し、速やかに取引を開始することが可能となった。

また、NISA 口座保有者が海外転勤等により一時的に出国する場合、既に NISA 口座で保有している商品は課税口座に払い出され、帰国後においても NISA 口座に戻すことができない仕組みとなっていた。この点について、最長5年間、引き続き NISA 口座での保有を可能とする税制改正が認められ、本年4月より施行された。

NISA の普及状況

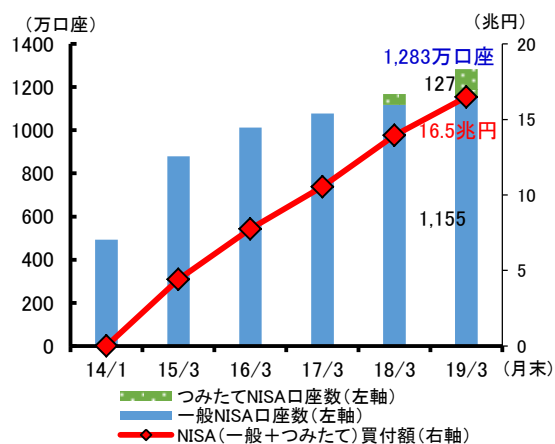
アンケート調査によると、つみたて NISA の認知率は 50.0%(前年より 13.1 ポイント増加)、制度内容の認知率は 14.6%(前回より 3.8 ポイント増加)となった(図表Ⅱ-2-(1)-1)。

図表Ⅱ-2-(1)-1 アンケート調査の結果(つみたて NISA の認知率)

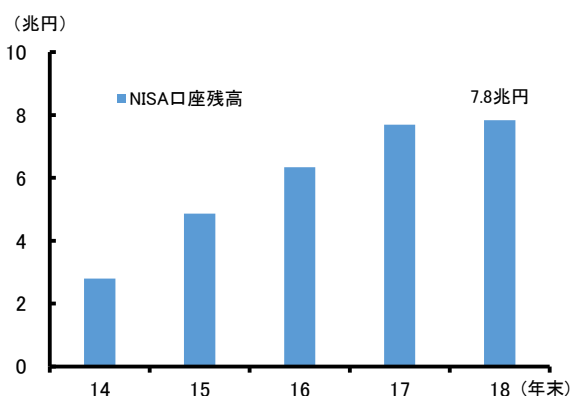


NISA の利用状況は、一般 NISA とつみたて NISA を併せて、口座開設数が約 1,283 万口座、買付額が約 16.5 兆円(本年3月末時点)となっており、着実に普及が進んでいる(図表Ⅱ-2-(1)-2)。NISA 口座内の残高(時価ベース)については、昨年末にかけての株式相場下落もあり、横ばいとなっている(図表Ⅱ-2-(1)-3)。

図表Ⅱ-2-(1)-2 NISA(一般・つみたて)口座数及び買付額の推移

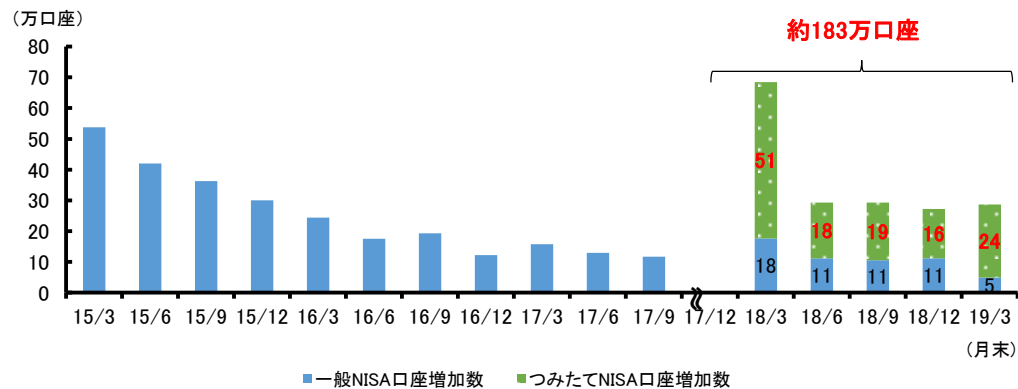


図表Ⅱ-2-(1)-3 NISA 口座における残高の推移



昨年1月から本年3月末までのつみたてNISAの利用状況は、口座開設数が約127万口座、買付額が約1,332億円(本年3月末時点)となっている。同期間の一般NISAの新規口座開設数と合わせると約183万口座であり、つみたてNISAが、NISA口座数全体の増加に大きく寄与している(図表Ⅱ-2-(1)-4)。

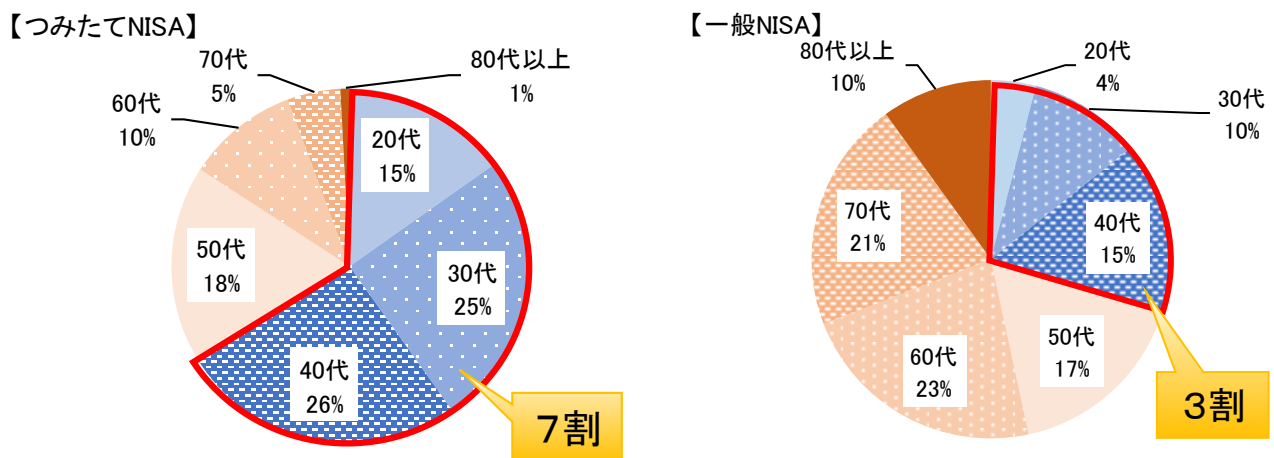
図表Ⅱ-2-(1)-4 一般NISA・つみたてNISAの口座増加数の推移



(注)2017年10月～12月については、法律上、2018年以降もNISA口座を利用するには住民票の再提出が求められていたため、税務当局において膨大な確認事務が発生することから、2018年分の新規口座開設を受け付けないとされた期間
(資料)金融庁

NISAの口座開設者を年代別に見た場合、20代～40代が全体に占める割合は、一般NISAでは約3割、つみたてNISAでは約7割(本年3月末時点)となっており、つみたてNISAを通じて、若い世代を中心とした新たな投資家層の拡大が進展しつつある(図表Ⅱ-2-(1)-5)。

図表Ⅱ-2-(1)-5 NISA(一般・つみたて)口座開設状況(年代別)



(注)つみたてNISA・一般NISAいずれも全金融機関調査(2019年3月末時点)
(資料)金融庁

【本事務年度の方針】

NISAの利便性向上

時限措置となっているNISAについて、特につみたてNISAについては、多様な国民がそれぞれの長期のライフプランに沿った資産形成に安心して活用できるよう、恒久化や利便性向上を含む制度のあり方について、関係者と連携しつつ、検討する。

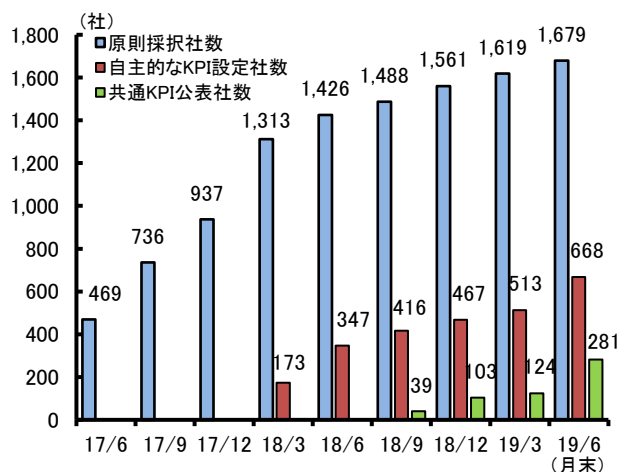
② 販売会社による顧客本位の業務運営

【金融行政上の課題】

金融庁では、2017 年3月に、「顧客本位の業務運営に関する原則」を公表し、金融機関に対し、「顧客本位の業務運営」を実現するための「取組方針」や、その定着度合いを客観的に評価する「(自主的・共通)KPI」の公表を促し、金融機関の取組みの「見える化」の促進に努めてきた(図表Ⅱ-2-(1)-6)⁵³。また、投資信託等の販売会社へのモニタリングを行い、把握した優良事例や問題事例を公表するなど、「顧客本位の業務運営」の浸透・定着に向けた取組みを行ってきたところである。

こうした中、取組方針等を公表した事業者数は着実に増加しているものの、個々の取組状況を見てみると、「取組方針」に加え、具体的な施策及び KPI を時系列で公表し、定期的に見直しを図っている金融機関がある一方、「取組方針」について、「原則」の文言を若干変えた程度のものを公表するなど、「原則」の趣旨を自ら咀嚼、具体的に実践するスタンスが欠如しているような事例が見られた。また、毎月分配型商品比率の低下や投資信託保有顧客数に占める積立投資信託を行っている顧客数の割合が増加しているなど、金融機関の取組みの成果が窺われる事例と、投資信託の預り残高や保有顧客数が伸び悩んでいるほか、四半期末ごとにリスク性金融商品の販売額が増加しているなど、あまり成果が見られない事例が混在し、顧客本位の取組みの更なる強化が課題となっている。

図表Ⅱ-2-(1)-6 「原則」採択事業者数及び自主的な KPI・共通 KPI 公表事業者数



(注1)「自主的な KPI」設定社数は、取組方針やその実施状況において KPI を公表している事業者を集計

(注2)「共通 KPI」公表社数は、3指標の共通 KPI のうち、1 指標以上公表している事業者を集計

(資料)金融庁

このほか、民間の第三者的な主体による金融機関の取組みの「見える化」については、既に、金融機関の業務運営にかかる評価の提供が始まっている。こうした第三者評価が、客観性・中立性を確保する形で発展していくとともに、第三者評価自体についても健全な競い合いが行わ

⁵³ 本年 8 月 9 日公表「「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、取組方針・自主的な KPI・共通 KPI を公表した金融事業者のリスト」(https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20190809_fd/001.pdf)

れ、質の向上が図られていくことが望まれる。

また、顧客の側に立ったアドバイザーについては、我が国ではアドバイスに対価を支払うという慣行が一般的ではない中で、顧客本位のアドバイスを行う新たなビジネスモデルを追求する動きも見られる。今後更に、顧客の視点に立ったアドバイザーの認知度を向上させる取組みがなされ、質の高いサービスが広く提供されることが望まれる。

(ア) 販売会社における顧客本位の業務運営に向けた取組状況

【昨事務年度の実績】

主要な販売会社(主要行等 10 行、地域銀行 20 行及び証券会社 12 社)における顧客本位の業務運営に向けた取組みについてモニタリングを行った。総じて、役員・本部が、取組方針等の販売員の理解度や顧客認知度の向上策、顧客アンケートや従業員アンケートの実施、業績評価体系の見直しや表彰制度の設置、顧客へのコンサルティングの充実等に、取り組む姿勢を強めている。他方で、こうした取組みには販売会社間で深度にバラツキが認められ、また、営業現場⁵⁴において、「顧客本位の業務運営」の浸透・定着度合いは、営業店や個人ベースで区々な状況が見られた。

・ 業績評価

業績評価については、顧客の預り資産増加額による評価や、積立件数等の資産形成層の基盤拡大に寄与する事項の評価項目への導入、評価ウェイトの拡大等が見られる⁵⁵。また、一部で収益目標自体を廃止する動きが見られるほか、投資信託の残高増加額等の KPI を営業店ごとに算出し、業績評価に反映させることで、回転売買や手数料の高い商品に偏った販売を回避する取組みが見られる。

・ コンサルティングの充実

販売員研修を充実し、分散投資に加え、相続・資産承継・不動産業務等、幅広い専門的な知識・スキルを身に付けさせる動きが見られるものの、足元では販売員の知識・スキルに格差があり、個々の商品売りから脱し、投資目的や資産構成等を勘案した分散投資提案を行う動きが徹底されている状況にはない⁵⁶。

・ 営業現場でのヒアリング結果

各販売会社が「顧客本位の業務運営」を実践していると評価している販売員の多くに共通して見られた特徴は、コミュニケーション力に優れ、顧客との接点を重視していることから、ほかの販売員に比べ面談件数が多く、その結果、顧客のニーズを十分把握出来ているため、

⁵⁴ 各販売会社が、顧客本位の業務運営と業績の両立等、「顧客本位の業務運営」を実践していると評価した販売員が在籍する拠点（主要行等 10 行 21 拠点、地域銀行 6 行 12 拠点、銀行系証券会社 3 社 5 拠点）を訪問、拠点長・販売員にヒアリングを実施。

⁵⁵ これらの取組みにより、顧客本位での商品選定や販売がやりやすくなったという声は、営業現場でのヒアリングにおいても、多くの販売員より聞かれたところである。

⁵⁶ 参考事例として、P. 31 のコラム①「金融商品の販売におけるコンサルティングの充実に向けて」事例 1 参照

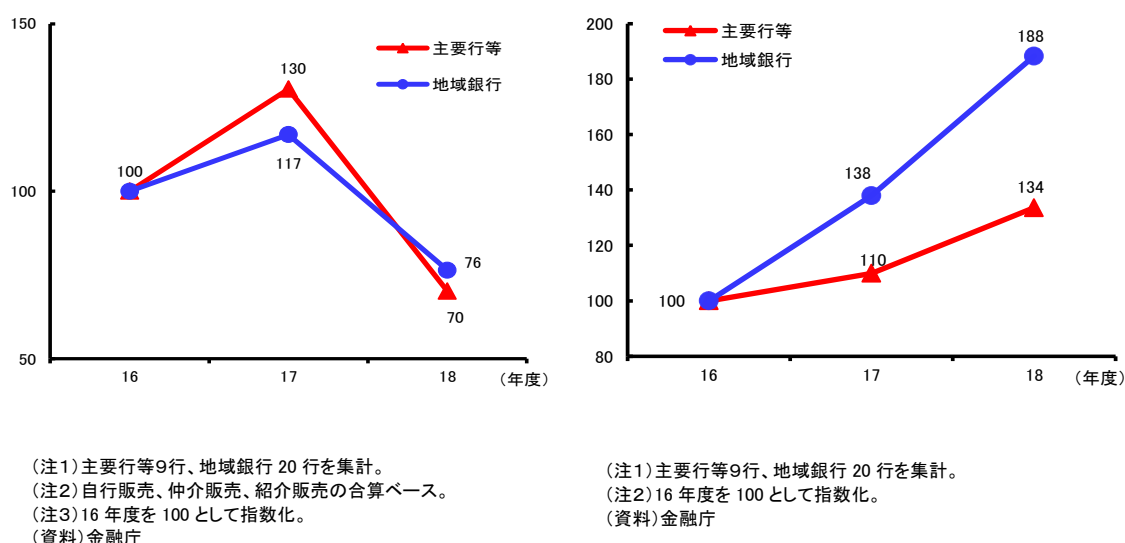
無理をしない営業が実践できていることであった。こうした販売員の多くは、顧客本位の業務運営の実践をサポートする本部の施策（業績評価方法の変更等）の重要性を指摘しているほか、販売員と顧客の関係においては、長期担当制が有効との見解を持っていた。

こうした中、銀行における投資信託の販売額は大幅に減少している一方、外貨建一時払い保険の販売額は急激に増加している（図表Ⅱ-2-(1)-7）。

外貨建保険は、中長期の為替リスクを内包し、（円ベースで見た場合）元本割れリスク⁵⁷を抱えており、顧客に対し、販売時・販売後の十分な情報提供が欠かせない商品である⁵⁸。こうした中、保険業界では、外貨建一時払い定額終身保険の新たな募集資料⁵⁹を作成した。また、当該資料を販売会社において活用する動きも出始めている。

販売会社においては、外貨建保険の販売額が急増するなか、本来の顧客ニーズに見合った販売となっているかといった適合性の検証のほか、外貨建債券や投資信託等の類似商品とリスク・コスト・リターン等の比較を行うことにより商品の特性をわかりやすく説明すること、販売後においても、顧客の運用損益等の情報提供を充実することなどが求められる。

図表Ⅱ-2-(1)-7 銀行における投資信託の販売額（左）と外貨建一時払い保険（右）の販売額推移



また、「原則」公表後2年が経過する中、「顧客本位の業務運営」の浸透・定着に向けた金融庁及び金融機関の取組みが、顧客に適切に届いているのか検証する必要性を認識し、これら

⁵⁷ 外貨建保険については、販売量の増加に伴い、元本割れ等のリスク説明を受けていなかったという苦情が（特に高齢者から）多数発生している。外貨建保険の（特に高齢者への）販売時については、顧客のリテラシー、年齢及び商品の特性など適合性を踏まえたきめ細かな対応を行うことが重要である。

⁵⁸ リスク性金融商品の販売時において、類似商品（投資信託、債券、貯蓄性保険）の比較情報を一覽的に提供している参考事例として、P. 32 のコラム①「金融商品の販売におけるコンサルティングの充実に向けて」事例2参照。なお、貯蓄性保険について、顧客運用損益に関するデータを保険会社から定期的に取得し、顧客に還元している販売会社は一部に留まっている。

⁵⁹ 投資信託の交付目論見書等を参考に、為替リスクの可視化や統一した利回り（実質的な利回り）等を記載したもの。

の取組み⁶⁰の顧客認知度や、金融機関の販売実態に関する顧客の評価⁶¹等を確認するため、顧客意識調査を実施した⁶²。その結果、「顧客本位の業務運営」の浸透・定着に向けた金融庁や金融機関の取組みは、顧客より一定の評価を得ているものの、「内容が難しい」といった意見も多く聞かれたほか、現在、販売会社が自主的に公表しているKPIは、顧客の関心度が低いものが多いという結果であった。また、ここ2～3年で金融機関の対応が良くなったと感じている投資経験者は限定的で、販売担当者の対応に不満を感じている者が多いことが分かった。NPS®は▲56と低位であった。

さらに、投資信託の販売会社における比較可能な共通 KPI については、19 年6月現在、281 社が公表、このうち、19 年3月末基準の運用損益別顧客比率について、業態別にみると、投信会社のほか、信用金庫や JA バンク等の協同組織金融機関において、運用損益率0%以上顧客割合が高い傾向が見られた⁶³。

【本事務年度の方針】

顧客本位の業務運営については、経営者が「原則」を自らの経営理念に取り入れ、その実現に向けた戦略を立て、具体的な取組みに結び付けていくことが重要であり、金融庁としては、こうした理念・戦略・取組みが、形式的なものにとどまることなく、営業現場に浸透し、実践されているかなどについて、経営者等と対話を行う。

具体的には、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を図っているかについて、以下の項目を中心に、金融機関の営業現場における顧客宛提案等の実態や、本部における管理の状況についてモニタリングを行うとともに、比較可能な共通 KPI の時系列分析結果の公表などにより、その更なる普及・浸透を図り、金融機関の取組みの「見える化」を促進していく。

- ・ 外貨建保険等の販売時の債券・投信との比較説明や、販売後の損益状況の顧客への提供等の充実
- ・ 金融機関における提案プロセス及びその結果としてのポートフォリオの状況（例えば、金融機関全体や営業店ごと）について検証
- ・ 金融機関の取組みの認知度を高めるべく、顧客意識調査の結果を踏まえ、金融機関に対して、取組方針や KPI 等について、よりわかりやすい内容としていくよう促していく

また、比較可能な共通 KPI については、公表事業者数の増加に伴い、業態毎の傾向が見え

⁶⁰ 例えば、「原則」に基づき、各金融機関が公表している「取組方針」や「KPI」等。

⁶¹ 販売担当者に関する顧客の推奨度を数値化した指標（NPS®。ペイン・アンド・カンパニー、フレッド・ライクヘルド、サトメトリックス・システムズの登録商標）等を活用。

⁶² 本年8月9日公表の「リスク性金融商品販売にかかる顧客意識調査について（最終報告・全体版）」（<https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20190809fd/002.pdf>）

⁶³ 運用損益率0%以上の顧客割合の全業態平均 65%に対して、投信会社（5先平均）89%、協同組織金融機関（55先平均）78%となっている。本年8月9日公表「販売会社における比較可能な共通 KPI の公表状況」（https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20190809_fd/002.pdf）

てきたことから、分析結果を基に、それぞれの業態が抱える顧客の属性等を踏まえたふさわしい商品や販売方法のあり方などについて、金融機関と議論を行う。

さらに、顧客への長期分散投資を中心とした良質なアドバイスができる担い手の充実に向けた人材育成・評価体制等や、中長期的な課題として、手数料の更なる見える化に加え、運用による資産の増加という顧客の利益を金融機関がより目指していくような手数料体系のあり方（例えばコミッションベースからフィーベースへの移行）についても、金融機関と議論を進めていく。

（イ）顧客の側に立ったアドバイザー

【昨事務年度の実績】

金融機関の顧客本位の業務運営の推進に加えて、顧客の主体的な行動を補う観点から、顧客の側に立ったサービスを提供するアドバイザーに関する我が国の現状について整理を行った。顧客のライフステージに応じたマネープランの策定等の総合的なアドバイスや、単一の業態に留まらない総合的なアドバイスの必要性が確認された。

【本事務年度の方針】

顧客の側に立ってライフステージに応じた総合的なアドバイスを提供する担い手が拡充されるよう、顧客の側に立ったアドバイザーに関する新たな動きを踏まえつつ、フィナンシャルプランナー、投資助言業者、金融商品仲介業者等の現状やこうした担い手の収益構造のあり方も含めた課題を更に調査し、顧客本位の業務運営に向けた環境整備を進める。

【コラム①】 金融商品の販売におけるコンサルティングの充実に向けて

投資信託等のリスク性金融商品の販売においては、中長期的な資産形成という観点からは、投資目的や資産構成等を勘案した分散投資提案が重要である。また、数多くの運用商品の中から最適の商品を選択してもらうためには、顧客に対し、比較情報の提供を充実することが重要である。併せて、こうした提案を顧客にわかりやすく説明できる販売員の役割が大きいことは言うまでもない。こうした中、昨事務年度の主要な販売会社へのモニタリングにおいては、以下のような特色ある取組みが見受けられたので紹介する⁶⁴。

（事例1）

投資信託の販売においては、タブレット端末を使った資産構成（ポートフォリオ）シミュレーションによる商品提案が広がっているが、そのツールをどのように使用して、どのような分散投資

⁶⁴ なお、本件は顧客本位の業務運営に取り組む際の参考事例として紹介したものであり、各取組みの成果等を評価したものではない。また、今回紹介した事例以外にも類似の取組みを既に行っている金融機関もあり得る点には留意願いたい。

提案を行うかに関しては、販売員に任されているというのが一般的である。したがって、同一顧客に対してであっても、販売員により提案内容が異なる可能性がある。こうした中、販売員のスキル格差をある程度解消しつつ、提案水準のバラツキを小さくすることを目的に、販売員が、ロボアドバイザーによる資産構成（ポートフォリオ）診断結果を起点に、顧客との対話や商品の提案を行う販売プロセスを導入している銀行も見られた。

（事例2）

投資信託や貯蓄性保険等、商品カテゴリーは異なるものの類似の運用特性を持つ商品が存在するが、カテゴリーが異なるゆえに並べて分かりやすく比較説明することは難しいとの声も聞かれる。こうした中、販売員の個人スキルに委ねていた比較説明を均質化するため、運用商品としての重要事項（リスク・リターン・コスト等）に関する比較情報を一覧化した資料を作成し、顧客への比較説明に活用している銀行も見られた。

（事例3）

「顧客本位の業務運営」の見える化を更に進めるため、一部の銀行では、まずは、目指すべき姿として、顧客本位の実践を通じて、顧客から支持・評価を得て、結果として継続的に高い成果を発揮することと定義した上で、多くの顧客に長期分散投資に基づく提案等を行った販売員を選定・表彰する仕組みを導入している。また、これら販売員の経験や知識、情報を行内で共有することにより、販売員全体の提案レベルの向上も目指している。

③ アセットオーナーの機能発揮

【金融行政上の課題】

企業年金等のアセットオーナーは、最終受益者の最も近くに位置し、企業との対話の直接の相手方となる運用機関に対して働きかけやモニタリングを行うといった重要な機能を有している。こうした観点から、金融行政においても、企業年金の運用態勢の充実やスチュワードシップ活動の強化を促していくことは重要である。

【昨事務年度の実績】

母体企業による企業年金の運用態勢の充実に向けた取組みの検証

昨年のコーポレートガバナンス・コード改訂⁶⁵を踏まえ、フォローアップ会議⁶⁶において、母体企業による企業年金の運用態勢の充実に向けた取組状況の検証を行った。

東京証券取引所の調査によれば、約9割の上場企業が企業年金の運用態勢の充実にかか

⁶⁵ 自社の企業年金に運用に関する資質を備えた人材を計画的に登用・配置するなどの母体企業としての取組みについて盛り込んだ（原則2-6）。

⁶⁶ 「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」

る取組みを行っている。具体的には、企業年金において運用に関する適切な資質を持った人材の配置や人材の研修・育成といった運用態勢の充実に向けた取組み、適正運営を確保するための委員会の設置、運用受託機関のモニタリング等のスチュワードシップ活動に関する取組み等が挙げられており、各企業においてコードの改訂を踏まえた取組みが進み始めている。

企業年金のスチュワードシップ活動の後押しに向けた取組み

昨年12月、日本経済団体連合会（以下「経団連」）が加盟企業に対して企業年金のスチュワードシップ・コードの受入れをはじめとするスチュワードシップ活動の促進に関する要請文を发出したことを踏まえ、経団連と連携して企業年金及び母体企業に対する説明会を実施するなど、スチュワードシップ活動に対する理解の浸透に向けて取り組んだ。

本年6月末時点において、企業年金によるスチュワードシップ・コードの受入れは、昨年6月末の12基金から19基金へと増加した。

【本事務年度の方針】

経済界等の様々な関係者との連携強化を図りつつ、母体企業への個別の働き掛けも含め、企業年金の運用態勢の充実や、スチュワードシップ・コードの受入れをはじめとするスチュワードシップ活動の促進に向けた取組みを行う。

④ 資産運用業の高度化

【金融行政上の課題】

インベストメント・チェーンにおいて、高度な専門性をもって資産運用機能を担うアセットマネージャー（投資運用業者）は、我が国の資本市場の活性化や国民の安定的な資産形成を実現する上で極めて重要である。

このため、投資運用業者には、運用力の強化により中長期的に良好な運用成果を上げることを通じ、投資家の資産形成に貢献することで顧客の信頼を獲得し、自らの収益基盤を強固なものとするという好循環を達成することが求められる。また、新規参入の円滑化や運用力の見える化を図ることを通じ、投資運用業者相互の競争を促進し、我が国の資産運用業の高度化を図ることが重要である。

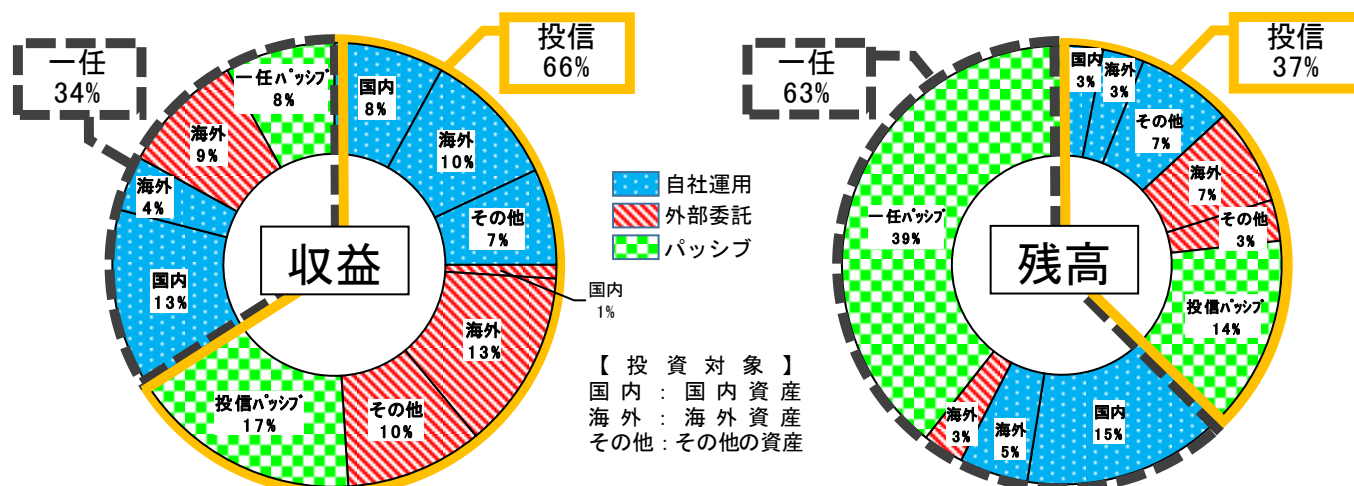
【昨事務年度の実績】

投資運用業者における、運用力の強化に向けた業務運営態勢の確立

日本の大手金融グループに所属する主要投資運用業者等を中心に、「資産運用業の高度化」の実態を把握するため、投資分類別の運用残高や収益構成についてデータを収集し、主要投資運用業者等のビジネス構造の分析を実施した。この結果、運用残高は国内資産やパッ

シブに偏り、運用の多様化・高度化で求められる海外資産のアクティブ運用では、外部委託で対応している状況が認められた(図表Ⅱ-2-(1)-8)。投資運用業者が、しっかりとした運用体制の下で質の高い外部委託を行わなければ、単なる運用商品のブローキングに陥り、割高な手数料等により顧客の運用財産や投資運用業者の収益が毀損される懸念がある。

図表Ⅱ-2-(1)-8 投資運用業者等のビジネス構造



(注) 投資運用業者等から提出された 2018 年 3 月期のデータ(営業収益・運用残高)を単純合算したものの。
 (資料) 金融庁

また、大手金融グループ内における投資運用業者の役割と課題、位置づけ、経営資源の投入状況を確認するとともに、投資運用業者等の経営陣自らが、「運用の高度化」を進めるに当たって認識し、解決すべき課題について対話を実施した。

そこで各社から示された主要経営課題は、①運用対象や手法の多様化を図るためのグローバル運用体制強化への取組み(しっかりとした運用体制の下での外部委託を含む)、②担い手である運用専門人材の確保・育成・処遇の見直し、③運用体制の基盤となるシステム・インフラの革新であった。これらの課題は、上記のビジネス構造の分析からもその背景が読み取れるものと考えられる。

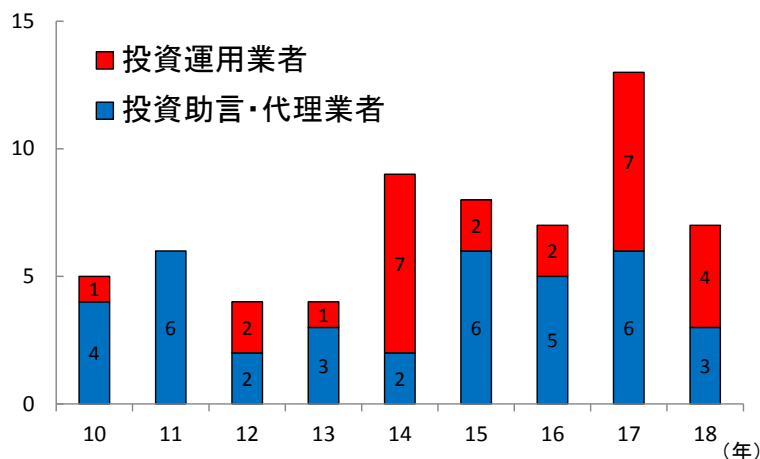
大手金融グループにおいては、運用体制の強化に向けて、運用機能の整理・統合やインオーガニック戦略⁶⁷の見直し・推進等の動きが見られるものの、その取組みは緒についたばかりである。当然のことながら、これらの動きや課題の解決に当たっての前提として、各金融グループ親会社と投資運用業者の経営陣が、「資産運用業の高度化」の観点から、自らが目指す資産運用ビジネス戦略や投資運用業者のあり方を明確化するとともに、その重要性に応じた適切な経営資源を投入していくことが必要不可欠である。投資運用業者は、グループ内の営業力に依拠して販売サイドから求められる商品を提供するという機能を果たす中で出来上がった現状のビジネス構造からいち早く脱却し、顧客の利益を最優先に考え運用力を磨き、パフォーマンス結果を示すことで他社との差別化を図り、顧客の支持を得ていくことが必要である。

⁶⁷ 他社への出資や買収、あるいは部門買収により事業規模の拡大や収益の向上を図る手法。

新規参入の円滑化

金融庁では、金融業の登録申請等をスムーズに進める「ファストエントリー」を実現するために設置された「金融業の拠点開設サポートデスク」⁶⁸を通じ、金融事業者の日本拠点の開設を支援している。昨事務年度は、大手投資運用業者の日本拠点や海外を拠点に事業を行ってきた日本人ファンドマネージャーが運営する投資運用業者等、新たに12社の投資運用業者等の業登録が完了し、我が国の投資運用業者の競争促進・投資手法の多様化を後押しした(図表Ⅱ-2-(1)-9)。

図表Ⅱ-2-(1)-9 外資系業者の新規加入数の推移



(注) 金融商品取引法の規定により、投資運用業又は投資助言・代理業として登録を行い、日本投資顧問業協会に新規で加入した外資系の金融事業者の件数。

(資料) 一般社団法人日本投資顧問業協会より、金融庁作成。

その他の資産運用業の高度化に向けた取組み

顧客が投資運用業者を選別するための有効な指標になると考えられる「運用力を示す KPI」の公表を促進した結果、例えば各社の主要ファンドの騰落率、シャープレシオやインベスター・リターン等の定量的な KPI や、外部評価機関のレーティングを活用した KPI など、各投資運用業者において自社の強みを示す自主的な KPI を公表する動きが広がっていることが確認された。一方、顧客が運用力の観点から運用会社を選別できる状況には必ずしも至っていない。

投資信託協会は、投資運用業者の業務負担の軽減につなげるべく、投資信託の基準価額算出の一元化に向けて「基準価額算出にかかる実務者検討委員会」を立ち上げた⁶⁹。金融庁もオブザーバー参加し、一者による基準価額算出の場合の正確性や公正性の確保に向け、委託会社による基準価額計算会社に対する牽制やモニタリングの方法等について検討を継続中

⁶⁸ 金融業の拠点開設サポートデスクは、2017 年 4 月に、我が国のアセットオーナーからの運用受託が見込まれる等、日本拠点開設の具体的な意向があり、進出の蓋然性が高い海外資産運用業者等を対象に、金融法令の手続き等に関する相談窓口として開設したもの。開設後、海外金融事業者を中心に 15 社（本年 6 月 30 日現在）の業登録が完了した。その他の詳細については、金融庁ウェブサイト参照（<https://www.fsa.go.jp/policy/marketentry/index.html>）

⁶⁹ 日本の投資信託の慣行として、基準価額の算出に当たって、委託会社と受託会社の双方が算出し、日々の照合作業により正確性を確保しているが、算定業務の過度の負担や新規事業者の参入障壁になっているとの指摘を受け、一者（一元化）による基準価額の算出に向けた検討を行っているもの。

である。今後、同協会を中心に報告書を取りまとめ、一者による基準価額算出の導入を実現するための具体的な方策等について提案する予定となっている。

【本事務年度の方針】

投資運用業者の運用力の強化に向けた業務運営態勢の確立

投資運用業者やグループ親会社との間で、投資運用業者として目指すべき具体的な姿（経営目標・経営指標等）やそれを達成するための具体的方策について対話を行う。特に、運用力の強化に向けた主要課題であるグローバル運用体制の強化、人材の育成・確保、業務インフラの革新については、海外の運用会社等の先進的な取組み等も踏まえながら、その進捗状況についてモニタリングすることを通じ、運用力強化に向けた業務運営態勢の確立を目指す。

新規参入の円滑化

新規参入の更なる円滑化を図るため、金融商品取引業にかかる業規制や登録審査プロセスを解説した「投資運用業等登録手続きガイドブック」を作成し、日本語及び英語の双方で公表を行うとともに、同ガイドブックの活用や金融庁・各財務局の連携強化を通じて、審査プロセスの更なる効率化を図っていく。

その他の資産運用業の高度化に向けた取組み

投資運用業者の運用力、運用商品のパフォーマンス等の見える化を推進することで、個人投資家、機関投資家が投資運用業者や運用商品を選別するための環境整備を図る。各社が自社の運用力を示す KPI として独自に公表している指標や、本年7月公表した資産運用業者の運用パフォーマンスを示す代表的な指標(KPI)に関する調査結果⁷⁰も参考にしつつ、運用力の見える化の推進に向けて、関係者と議論をしながら検討を進める。

また、基準価額算出の一元化については、実務者検討委員会の検討を踏まえ、投資運用業者による具体的な取組みが始まっていることから、そうした実例の公表を行うこと等を通じて、一元化の広がりに向けた環境整備を図る。投資信託の併合については、投資信託協会の資産運用業強化委員会における検討を踏まえ、投資家の利益を図る観点から、投資信託協会等と連携し、併合に向けた投資運用業者の取組みに対してサポートを行う。

我が国においては、ベンチャーキャピタル(VC)やプライベートエクイティ(PE)が発展途上にあるとの指摘を踏まえ、VC・PE の金融・資本市場における更なる機能発揮に向けた調査を行う。

⁷⁰ 株式会社 QUICK への委託調査結果 (<https://www.fsa.go.jp/common/about/research/index.html>)

⑤ 金融・資本市場の機能・魅力向上

(ア) 市場の活性化と安定性の確保

【金融行政上の課題】

我が国の金融・資本市場については、これまでも、市場の活性化や利便性の向上を図るための決済期間の短縮化や総合取引所の実現に向けた働きかけなど、金融・資本市場を取りまく環境変化を踏まえながら、様々な取組みを進めてきた。

今後、より一層、株式市場、クレジット市場、デリバティブ市場について、市場機能及び金融仲介機能が十分に発揮されているかどうか、鳥瞰的な観点から点検を行い、総合取引所の実現を含め我が国の金融・資本市場の機能・魅力向上に向けて必要な対応・検討を進めていく必要がある。

a) 総合取引所の実現

【昨事務年度の実績】

取引所の国際競争力の強化、デリバティブ取引市場の拡大、投資家の利便性の向上のため、総合取引所の早期実現に向けて関係者間で協議を行い、本年3月28日に、日本取引所グループと東京商品取引所との間で、経営統合に関し、以下を内容とする基本合意書が締結された。

- ・ 東京商品取引所を日本取引所グループの子会社に位置づけ
- ・ 貴金属市場、ゴム市場及び農産物市場の全ての上場商品を、東京商品取引所から大阪取引所に移管
- ・ 清算機関は、日本取引所グループ傘下の日本証券クリアリング機構に統合

両社の基本合意を受け、本年6月に、商品関連市場デリバティブ取引の対象となる商品（原油を含む⁷¹）を指定する金融庁長官告示を公布した。

【本事務年度の方針】

幅広い上場商品をワンストップで取引できる総合取引所が実現することにより、取引所の国際競争力が強化され、デリバティブ取引市場が拡大するとともに、投資家の利便性が大きく向上することが期待される。このため、本年3月の基本合意を踏まえ、2020年度上期の総合取引所の実現を目指す。

⁷¹ 原油については、基本合意では協議事項とされている。

b) 証券市場構造の見直し

【昨事務年度の実績】

東京証券取引所は、市場構造のあり方について有識者懇談会を設けて検討を行い、本年3月に論点整理をとりまとめた。これを受けて5月以降、金融審議会に議論の場⁷²を設置し、検討を開始した。

【本事務年度の方針】

投資家の利便性向上や上場会社の持続的な企業価値向上とベンチャー企業の育成に資する市場となるよう議論を行い、関係者とともに市場構造の見直しを進める。

c) 東京国際金融センターの推進

【昨事務年度の実績】

東京が金融面において魅力ある国際都市となり、金融事業者の更なる集積を進めるため、東京都の相談窓口とも相互に連携し、資産運用業者等の新規参入の円滑化に向けた取組みを進めた。また、東京都が主催する金融プロモーションイベント等に参加し、国内外の金融事業者や海外当局に対して、新規参入・イノベーションの促進に向けた金融庁の取組みやメッセージを発信した。

【本事務年度の方針】

東京都や本年4月に設立された一般社団法人東京国際金融機構（FinCity.Tokyo）と連携しつつ、海外プロモーション活動等に取り組む。新規参入の更なる促進に向けて、「投資運用業等登録手続きガイドブック」を作成し、日本語及び英語の双方で公表する。さらに、金融業の拠点開設サポートデスク、FinTech サポートデスク、FinTech 実証実験ハブを活用し、東京市場の活性化を促していく。

d) 資本市場の機能向上に向けた取組み

【昨事務年度の実績】

安全性・利便性の観点から、証券の決済期間短縮化に向けた取組みが進められ、本年7月16日より上場株式・上場投資信託（ETF）・REIT 等の取引のT+2化（約定日から2日後決済）が実施され、来年7月13日より国債リテール・一般債取引のT+2化を実施することが予定さ

⁷² 市場構造専門グループ

れている。

社債市場に関しては、昨事務年度における発行市場は、低金利下での投資家需要を背景に、M&A・設備投資資金の確保や資金調達手段の多様化等を目的として超長期債やハイイールド債等の起債が相次いだほか、SDGsへの貢献を目的とする債券（SDGs債）の発行も増加するなど、商品の多様性が拡大するとともに、発行高が増加している。

こうした中、取引量が少なく商品のリスク・リターンプロファイルの多様性に欠ける我が国市場の構造的問題等について、市場関係者からのヒアリング等により現状把握を行った。

【本事務年度の方針】

証券決済リスクの削減や市場の効率性向上等に資する証券取引における決済期間の短縮化の着実な実施を、市場関係者に促す。

社債市場については、市況や銀行貸出金利の水準等によって取引量が左右される面があるものの、企業の資金調達手段の多様化に資する観点から、足元における活発な動きを持続させることが重要である。このため、最近の発行市場の動きの要因分析を進めるなどにより、事業会社・投資家・金融機関の三者それぞれの具体的な課題を抽出し、多様な社債が発行される市場の形成・発展に向けて、調査・検討を進める。

e) 情報技術の進展に伴う現行規制の点検

【昨事務年度の実績】

金融審議会「市場ワーキング・グループ」における議論を踏まえながら、金融庁として以下の対応を行った。

- ・ 金融商品取引法に基づく犯則調査において、電磁的記録にかかる証拠を適時的確に収集するための規定を整備（改正法が本年5月成立、6月公布）
- ・ 金融商品取引業者等が契約締結前に顧客に交付すべき書面に関して、より合理的・効率的な内容・方法とするため、関係者と連携し、制度改善を検討
- ・ 個人投資家向けダークプール⁷³について、その拡大が今後見込まれることを踏まえ、注文の実態把握及び投資家保護を図るため、規制のあり方を検討

【本事務年度の方針】

契約締結前交付書面等については、顧客に対して重要情報を提供するという制度趣旨を踏まえつつ、一定の場合には、当該書面の交付に替え、ウェブを活用した情報提供を認める内閣府令の改正を行う。また、ダークプールについては、取引の実態を踏まえつつ、その注文の実

⁷³ 電子的にアクセス可能で、取引前透明性のない（気配情報を公表しない）取引の場。

態把握や金融商品取引業者による顧客への適切な説明を確保するための内閣府令の改正等を行う。

f) ETF の活用促進に向けた対応

【昨事務年度の実績】

ETF 市場の流動性向上を図る観点から、昨年、金融商品取引清算機関が行える清算対象取引にETFの設定・交換が追加された。これを受け、日本証券クリアリング機構が、ETF設定・交換の決済にかかる清算制度等に関して検討する場⁷⁴(金融庁も参加)を設置し、本年4月、2021年1月にETFの設定・交換にかかる清算制度を開始するとの制度要綱案を公表した。

g) 決済・清算制度の安定性確保等

【昨事務年度の実績】

金融機関の間で行う店頭デリバティブ取引については、従前、国際慣行である担保権の設定による証拠金授受が一括清算の対象外となり、決済の安定性が十分に確保できないこととなる可能性があった。そのため、担保権の設定による証拠金授受についても一括して清算することを可能とするため、法律⁷⁵の改正を行った(本年5月成立、6月公布)。

h) 店頭 FX 業者の決済リスクへの対応

【昨事務年度の実績】

店頭FX取引の取引規模が拡大している中、店頭FX業者の決済リスクが、システミックリスクにつながる可能性があるという指摘がなされていたところ、金融庁に設置した検討会⁷⁶の報告を踏まえ、店頭FX業者に対して、決済リスク管理の強化に向けた体制の整備や、その体制に基づく適切な業務運営の確保等を求めるため、本年3月及び6月に、店頭FX取引について、ストレステストの実施、リスク情報の開示及び取引データの保存・報告の義務付けを内容とする内閣府令の改正等を行った。

i) 外国為替取引における決済リスク削減

【昨事務年度の実績】

⁷⁴ 「ETF 設定・交換の決済にかかる清算制度等の検討に関するワーキング・グループ」

⁷⁵ 「金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律」

⁷⁶ 「店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」

我が国におけるファンド運用の状況を見ると、グローバル化が進み、外為取引量の拡大が見られる。こうした中、外為取引において同時決済が行われない場合には、一方の当事者が受渡通貨を支払ったにもかかわらず、取引相手が破綻した際に時差の関係で交換する通貨の受け取りができず、その結果、巨額の損失を被るリスク（いわゆるヘルシュタット・リスク）を抱えることになる。

我が国の信託勘定においては、そうしたリスクを削減するための同時決済が全く導入されていない状況にある。このため、2016年12月、金融庁にラウンドテーブル⁷⁷を設置し、信託銀行、投資運用業者を含む幅広い関係者と、同時決済を導入する上での実務的な課題や解決方法等について議論を行った。昨年8月に公表した最終報告書⁷⁸において、信託勘定における同時決済の必要性を確認するとともに、関係者の対応に時間を要する取引が存在することを踏まえ、2段階に分けて⁷⁹同時決済を段階的に導入することに合意している。最終報告書を踏まえ、規模の大きな投資運用業者から、運用するファンドについての同時決済の導入が進みつつある。

【本事務年度の方針】

本年度下期から始まる同時決済導入の本格フェーズにおいては、比較的規模の小さな投資運用業者も対象となることから、引き続き、関係者の対応状況をモニタリングするとともに、関係者間の連携の強化や取組みへの理解の促進に努め、我が国の信託勘定における同時決済を促していく。

j) 株式等の高速取引への対応

【昨事務年度の実績】

金融商品取引法の改正（昨年4月1日施行）により、株式等の高速取引を行う者に対し登録制が導入されたことを受けて、新たに42者の高速取引行為者の登録を行うとともに、登録済みの高速取引行為者の業務の状況に関するモニタリングを実施した。登録審査やモニタリングにおいては、取引所と連携しつつ、高速取引行為者の注文執行管理態勢や通信管理態勢を始めた態勢整備の状況について確認を行った。

また、高速取引が市場に与える影響を分析するため、取引所と連携しつつ、登録された高速取引行為者及び高速取引を行う証券会社（以下「高速取引行為者等」）の注文・取引状況について定量的な実態把握を行った。6月時点で登録された高速取引行為者等においては、流動性の低い銘柄も含め幅広い銘柄で取引を行っていることが認められた。

さらに、同法令等の改正により高速取引行為者等の特定や取引戦略の把握が可能となったことを踏まえ、実効性のある取引監視を行っていく観点から、取引所とも連携しつつ、取引戦略

⁷⁷ 「外為決済リスクに係るラウンドテーブル」

⁷⁸ 「外為決済リスクに係るラウンドテーブル最終報告書」

⁷⁹ 当初フェーズを昨年度下期目処、本格フェーズを本年度下期から2020年度上期目処としている。

情報や実際の取引情報の蓄積及び深度ある取引の傾向等の研究・分析を行うことを通じ、高速取引にかかる審査手法の効率化・高度化に向けた検討を行った。

【本事務年度の方針】

高速取引行為者の登録審査やモニタリングにおいて、引き続き、取引所と連携しつつ、注文執行管理態勢や通信管理態勢を始めとした態勢整備の状況について確認を行っていく。

また、高速取引行為者全体の取引動向について、定量的な実態把握を行うとともに、高速取引の市場に与える影響について市場構造の分析を更に進めていくほか、実効性のある取引監視を行っていく観点から、高速取引にかかる審査手法の効率化・高度化を図っていく。

k) 金融指標の信頼性・透明性の維持・向上

【昨事務年度の実績】

我が国では、金融安定理事会(FSB)から提言された「マルチプル・レート・アプローチ」⁸⁰を本邦市場の実情に即した形で実現できるよう、改革を進めている。

東京銀行間取引金利(TIBOR)の信頼性・透明性の更なる向上に向け、「全銀協 TIBOR」の運営機関が、昨年10月に日本円 TIBORとユーロ円 TIBORの統合等に向けて第1回市中協議を実施し、その結果を本年5月に公表するなど、取組みが進展している。

他方、2017年7月に、ロンドン銀行間取引金利(LIBOR)の監督当局である英国金融行為規制機構(FCA)の長官が、LIBORが2021年末以降に公表停止される可能性を示唆する講演を行って以降、リスク・フリー・レート(RFR)をはじめとする各種代替指標の特定・構築と、当該指標への移行に向けた対応が国際的に加速している。こうした中、我が国においても、昨年8月に「日本円金利指標に関する検討委員会」⁸¹が立ち上がり、円 LIBORを参照する貸出や債券等の金融商品について、その代替となる TONA⁸²等の日本円金利指標の適切な選択と利用に向けた検討が進められ、本年7月には市中協議が開始された。

【本事務年度の方針】

TIBOR については、昨事務年度に引き続き、運営機関による指標算出業務の適切性や、日本円 TIBORとユーロ円 TIBORの統合等に向けた取組みの進捗を確認していく。

また、LIBORは、金利スワップ等のデリバティブ契約のほか、企業向けの貸出や社債の発行

⁸⁰ 金融指標を巡る不正操作事件等を受け、FSBより、①既存金利指標(IBORs)の改革と、②銀行の信用リスクを含まないリスク・フリー・レート(RFR)の特定・活用を並行的に推進する「マルチプル・レート・アプローチ」が2014年に提言された。

⁸¹ 円金利指標の利用者となりうる金融機関、機関投資家及び事業法人等、幅広い市場参加者や金利指標ユーザーが参加し、検討を行っている。事務局は日本銀行が務めており、オブザーバーとして金融庁も参加している。

⁸² Tokyo Overnight Average Rate。無担保コール・オーバーナイト物レート。2016年12月、「RFR勉強会」(事務局：日本銀行)がTONAを日本円のRFRとして特定した。

条件などで使われるケースも多く、LIBOR の公表停止は、金融機関だけでなく、事業法人や機関投資家など、多様な利用者に影響が及ぶことになる。このため、2021 年末という時限を意識して、円 LIBOR から代替指標への適切な移行が図られるよう、日本銀行及び市場関係者と緊密に連携しながら、日本円ターム物 RFR 金利の構築及び将来の算出・公表に向けた準備等、市場全体としての取組みを促していく。同時に、個別金融機関において、LIBOR 公表停止の影響評価や、LIBOR を利用する顧客に対して適切な対応を進めるために必要な社内態勢の整備状況等をモニタリングしていく。

1) その他の更なる総合的な改革に向けた検討

【本事務年度の方針】

最終受益者である家計に企業価値の向上と収益の果実がもたらされるよう、受託者の責任のあり方を含め、インベストメント・チェーンの参加者が果たすべき役割について、諸外国の状況を参考としながら、調査・検討を行っていく。

(イ) 企業会計・開示に関する取組み

【金融行政上の課題】

企業情報の開示や、それを支える会計基準・会計監査の枠組みは、投資家の投資判断に必要な情報を提供することを通じて、資本市場における効率的な資源配分を実現するための基本的インフラである。

こうした観点から、財務情報が企業活動をより適切に反映するよう会計基準の質の向上を図ること等の取組みを進めることが重要である。また、近年、我が国において、不正会計事案等を契機として会計監査の信頼性が改めて問われたことも踏まえ、会計監査の品質向上とその信頼性確保に向けた取組みを進める必要がある。

a) 会計監査の信頼性確保

【昨事務年度の実績】

会計監査に関する情報提供の充実の観点から、昨年7月に、企業会計審議会において、監査報告書に、「監査上の主要な検討事項」⁸³の記載を求めること等を内容とする監査基準の改訂を行い、昨年11月には関連する内閣府令の改正を行った。

また、「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」を開催し、本年1月、通常と

⁸³ 監査人が監査の過程で着目した会計監査上のリスク等をいい、監査の過程で監査役等と協議した事項の中から職業的専門家として特に重要であると判断した事項を絞り込み決定される（いわゆる KAM: Key Audit Matters）。

は異なる監査意見等⁸⁴を表明する場合には、監査人が十分かつ適切に説明をすべきこと等を報告書としてとりまとめ、本年6月には関連する内閣府令の改正を行った。

このほか、監査法人のガバナンス強化について、公認会計士・監査審査会とも連携し、各監査法人が適用した「監査法人のガバナンス・コード」の実効性について検証した。

【本事務年度の方針】

監査報告書への「監査上の主要な検討事項」の記載や通常とは異なる監査意見等に関する説明・情報提供など、会計監査に関する情報提供の充実に向けて新たに導入された施策について、これらを実効性あるものとするための調査・分析を行う。

また、コードの実効性について、審査会とも連携し、監査法人に対するモニタリング等を通じて検証するほか、英国等における監査市場を巡る議論の動向も踏まえつつ、監査法人のローテーション制度を含め我が国の監査市場のあり方についての調査・研究を行う。

b) 監査法人等の監査の品質の向上に向けた取組み

【昨事務年度の実績】

監査法人等の監査の品質の向上に向けた態勢のモニタリング

- ・ 監査法人等の監査の品質を向上させるため、トップの姿勢を含む経営層の認識等や監査法人のガバナンス・コードを踏まえて構築・強化した態勢について、監査の品質の向上のために実効的なものとなっているか検証した。その結果、独立第三者を構成員に含む監督・評価機関を設置するなど、監査の品質の確保・向上に努めている状況が認められた。
- ・ グループ監査や監査契約の新規受嘱の状況の検証、IT を活用した監査やサイバーセキュリティ対策等の状況把握を行ったところ、大手・準大手・中小といった規模によって、その対応状況に差が見られることが把握された。
- ・ 日本公認会計士協会（以下「協会」）の品質管理レビューの実効性の検証を行い、検証結果を踏まえ、監査の品質の向上に向けた協会の対応等を促してきた。これを受け、協会においても、レビューアーの増員や一層のリスクに応じたレビューの実施など、品質管理レビュー態勢の強化・改善を順次進めてきている。

IFIAR を通じたグローバルな監査品質の向上に向けた積極的な貢献

4～5月の年次総会等、様々な場を通じて、我が国における監査品質向上への取組み等について知見の共有を行ったほか、ワーキング・グループで個別プロジェクトのリーダーを務めるなど、積極的に議論に参加・貢献した。

⁸⁴ 通常とは異なる監査意見等とは、限定付適正意見、不適正意見、意見不表明のことをいう。

年次総会では、監査の未来や意義等について議論されたほか、財務報告を巡るエコシステムの重要性が再確認され、こうした監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) における議論については、6月に開催した「日本 IFIAR ネットワーク」第3回総会にて、メンバーである国内のステークホルダーに還元した。

公認会計士試験受験者の裾野拡大

広報活動の一環として、大学生・高校生を対象とした講演を協会と連携して実施した。このうち一部では、聴講者が、公認会計士の実務を具体的にイメージできるよう、公認会計士としての実務経験を踏まえた内容も含めて実施した。

【本事務年度の方針】

監査法人等の監査の品質の向上に向けた態勢のモニタリング

昨事務年度に行ったモニタリングの検証結果も踏まえ、令和元年7月5日に公表した「令和元事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」に基づき、引き続き、①ガバナンス態勢、②グループ監査や新規受嘱・ITを活用した監査やサイバーセキュリティ対策の状況、③協会の品質管理レビューの実効性を中心として、モニタリングに取り組んでいく。

IFIAR 等を通じた監査監督における国際的な連携

我が国に拠点を置く IFIAR 事務局への支援の継続、IFIAR における議論の国内への還元、一元的な金融監督当局としての知見も活用した IFIAR への積極的な貢献を通じ、グローバルな監査品質向上や各国の監査監督当局との一層の連携強化に取り組む。

公認会計士試験受験者の裾野拡大

大学生、高校生向けの講演をはじめ、その他広報活動等を協会とも連携して実施する。

c) 会計基準の高品質化

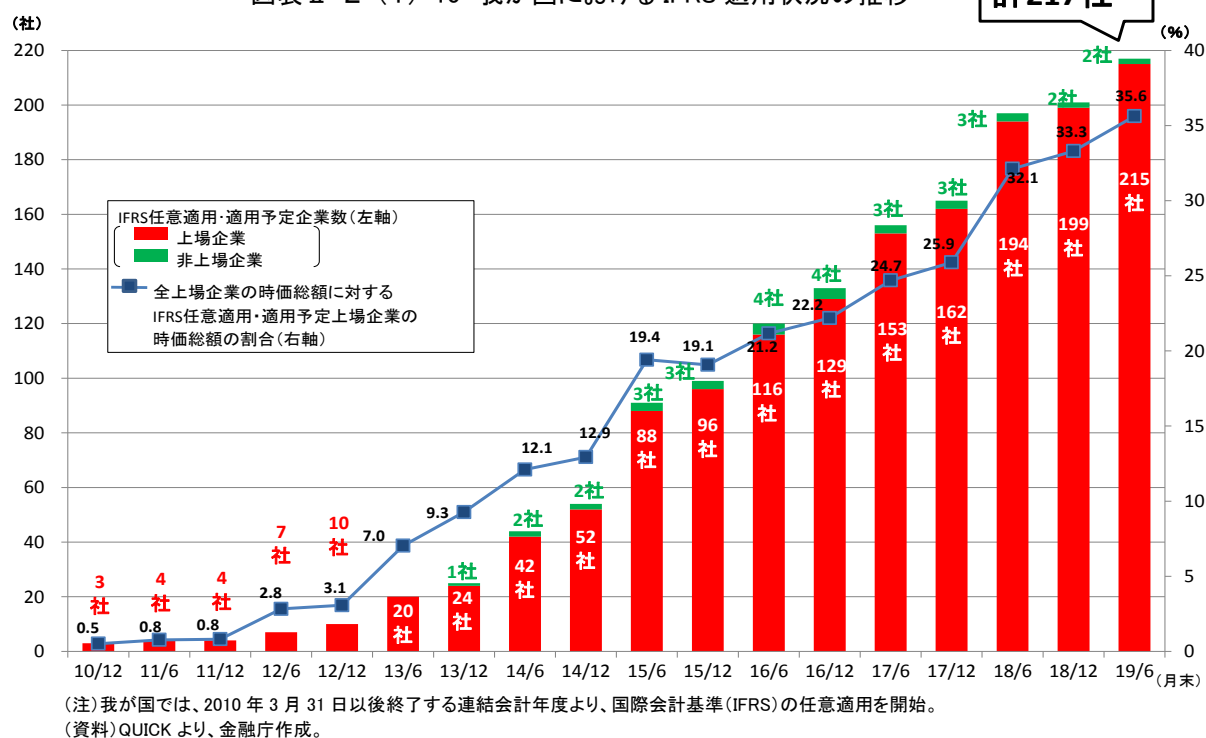
【昨事務年度の実績】

国際会計基準 (IFRS) 任意適用企業数 (適用予定企業数を含む) は、本年6月末時点で 217 社 (昨年6月末: 197 社)、全上場企業の時価総額の 35.6% (昨年6月末: 32.1%) まで増加した (図表Ⅱ-2-(1)-10)。

こうした動きを更に後押しするべく、会計教育研修機構の主催により、IFRS へ移行した企業の経験を共有するためのセミナーを本年3月に開催した。

このほか、会計基準の品質向上に向けて、図表Ⅱ-2-(1)-11 の取り組みを行った。

図表Ⅱ-2-(1)-10 我が国におけるIFRS適用状況の推移



図表Ⅱ-2-(1)-11 会計基準の品質向上に向けた取組み

取組みの柱	実施状況
IFRS に関する国際的な意見発信の強化	企業会計基準委員会(ASBJ)において、のれんの会計処理やリサイクリング ⁸⁵ について国際会議の場で意見発信を行った。
日本基準の高品質化	ASBJ において以下の取組みを進めた。 ・ リース会計基準の開発着手(本年3月) ・ 時価算定会計基準の策定・公表(本年7月) ・ 金融商品会計基準の見直しについての意見募集(昨年8月)
国際的な会計人材の育成	財務会計基準機構(FASF)において、「国際会計人材ネットワーク」 ⁸⁶ の登録者等を対象に、国際的に活躍する人材の経験・知識を共有するためのシンポジウム(本年3月)等を開催した。

【本事務年度の方針】

会計基準の質の向上に向け、以下の取組みを一体的に進める。

- ・ FASF、ASBJ、日本公認会計士協会等の関係機関と連携しつつ、IFRS への移行を容易にするため、IFRS 適用企業の負担を軽減するなど、更なる取組みを進めるとともに、IFRS に関する我が国からの国際的な意見発信を強化する。

⁸⁵ その他の包括利益に計上した項目を純利益に振り替える会計処理。

⁸⁶ IFRS に関して国際的な場で意見発信できる人材の育成、IFRS に関する知識・経験が豊富な会計実務を支える人材の裾野拡大を目的として、2017年4月に構築した。

- ・ 金融商品会計基準の検討等、日本基準の高品質化に向けた ASBJ の取組みをサポートする。また、時価算定会計基準については、地域金融機関等における有価証券運用態勢の一層の高度化にも資するよう、円滑な導入に向けた必要な取組みを行う。
- ・ 「国際会計人材ネットワーク」登録者数 1,000 名を目指し、国際的な会計人材の育成に向けた取組みを推進する。

d) EDINET のシステム再構築

【昨事務年度の実績】

現行 EDINET の使用期限到来に備え次世代 EDINET のあり方について検討を行い、2020 年度にシステムの再構築に着手することとした。

【本事務年度の方針】

システムの再構築に際しては、金融庁のシステムにおけるリーディングケースとなるべく、構築期間の短縮と費用圧縮の観点を含め、パブリッククラウドの採用やアジャイル型開発手法等の新しい技術・手法の導入について金融庁内外の関係者と連携しつつ検討を行う。

(ウ) 市場監視機能の向上⁸⁷

【金融行政上の課題】

市場のグローバル化やデジタル化の進展等により市場の構造が大きく変化する中、市場の公正性・透明性の確保に向け、網羅的(広く)・機動的で(早く)、深度ある(深く)市場監視を実施することが求められている。

不公正取引等の事案については、課徴金制度を積極的に活用し、検査・調査を迅速・効率的に行っていく一方、重大で悪質な事案に対しては、関係機関とも連携の上、的確に刑事告発を行うなど、厳正に対処する必要がある。

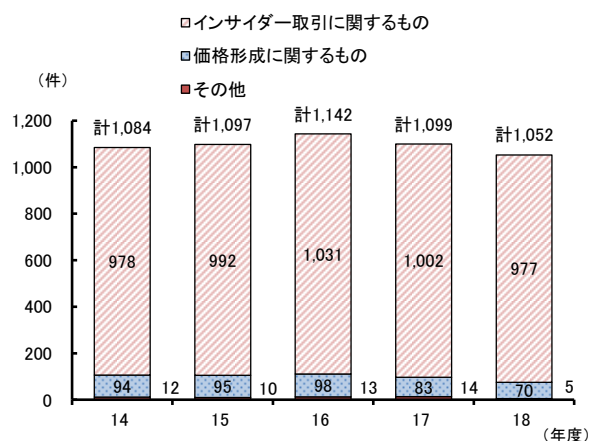
また、問題の早期発見のため、情報の収集・分析能力を強化するとともに、再発防止・未然防止につながるよう、対外的な情報発信等も充実させる必要がある。

【昨事務年度の実績】

取引審査の実施件数及び課徴金勧告・刑事告発について

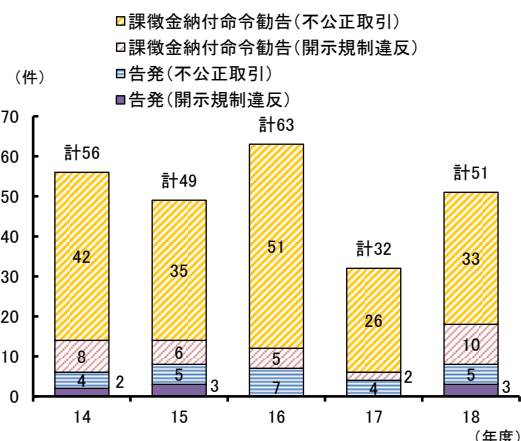
⁸⁷ 監視委の活動状況の詳細は各年度公表の「証券取引等監視委員会の活動状況」 参照

図表Ⅱ-2-(1)-12 取引審査の実施件数



(資料)証券取引等監視委員会

図表Ⅱ-2-(1)-13 課徴金勧告・刑事告発の総件数推移



(資料)証券取引等監視委員会

証券取引等監視委員会における昨年度の課徴金勧告・告発の総件数は 51 件であり、2017 年度から 19 件増加した。その内訳は、不正取引に関する課徴金勧告が 7 件 (26 件⇒33 件)、開示規制違反に関する課徴金勧告が 8 件 (2 件⇒10 件)、告発が 4 件 (不正取引に関するもの 4 件⇒5 件、開示規制違反に関するもの 0 件⇒3 件) であった。

なお、昨年度の課徴金勧告 (不正取引) 33 件⁸⁸の内訳は、インサイダー取引 23 件、相場操縦 7 件、偽計 3 件⁸⁹であった。そのうち、インサイダー取引については、情報伝達規制違反が 1 件、取引推奨規制違反が 3 件あった⁹⁰。なお、刑事告発 (不正取引) 5 件は全てインサイダー取引事案であった。

このほか、取引審査・取引調査・開示検査について、図表Ⅱ-2-(1)-14 のとおり取組みを行った。

図表Ⅱ-2-(1)-14 取引審査・取引調査・開示検査にかかる各取組み

取引審査関係	○検査・調査の端緒となる一般投資家や市場関係者等からの情報収集強化 ・インターネットから提供される情報の有用性を高めるために監視委ウェブサイトの情報入力ウィンドウを改善 ・QR コード付ポスター・リーフレットを用いて、一般投資家に情報提供呼びかけ
取引調査関係	○取引調査を行う過程で、上場会社に問題⁹¹が認められた場合、原因や再発防止策等について当該会社との間で意見交換し、問題認識を共有

⁸⁸ 不正取引に関する課徴金勧告の事例の概要は「金融商品取引法における課徴金事例集～不正取引編～」参照 (https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/torichou/20190620/jirei_R01.pdf)

⁸⁹ 相場操縦に関する課徴金勧告 7 件中、2 件は機関投資家によるもの。全体的に取引手法は複雑化・巧妙化が認められた。偽計に関する課徴金勧告 3 件は、特殊見せ玉を用いたものである。

⁹⁰ 2014 年 4 月の情報伝達・取引推奨規制導入後、取引推奨規制違反のみによる課徴金勧告は初である。

⁹¹ 問題となった事例では、インサイダー取引防止規程は設けられているものの、一度も改定されていない上場会社があったほか、取引推奨規制について規定がない上場会社が多数あった。また、重要事実を知った者による自社株売買が社内で承認されてしまった上場会社もあり、防止体制を整えていても、実質的に機能していない状況が認められた。

開示検査関係	○近年の事案⁹²を踏まえ、開示規制違反の未然防止の観点から、大規模上場会社に対する継続的監視や、非財務情報にかかる会社との対話等を実施 ○勧告に至らなかった事例でも、不適切な会計処理等の再発防止を図るよう、会社経営陣と議論
--------	--

市場監視体制の強化のための取組み

市場監視体制の強化について、図表Ⅱ-2-(1)-15 のとおり取組みを行った。

図表Ⅱ-2-(1)-15 市場監視体制強化のための取組み

(市場環境整備への積極的な貢献(建議)) ○昨年度、以下2件の建議⁹³を行った。(1992年の監視委発足以来、総計26件) ・「貸付型ファンドの投資家への情報提供について」(昨年12月7日)⁹⁴ ・「犯則調査における証拠収集・分析手続の整備について」(本年2月26日)⁹⁵
(市場監視を支えるインフラの整備(ITの更なる活用(SupTech)及び人材育成)) ○AI等の先進的技術の活用を含めた新たな市場監視のためのシステム構築を検討したほか、監視委の検査・調査におけるデジタル・フォレンジック(DF)⁹⁶技術の向上を推進 ○ITを含め、市場監視にかかる高度な専門性を備える人材育成に向け、市場監視手法にかかる研修等を充実
(グローバルな市場監視への貢献(海外当局との連携等)) ○クロスボーダー取引による違反行為等への対応のため、証券監督者国際機構(IOSCO)のMMoUなどを通じた情報交換を外国当局等と実施 ○IOSCO政策委員会における当局間での情報交換や法執行面での課題・協力のあり方等の議論に参加・貢献したほか、海外当局職員との意見交換及び海外当局への職員派遣などを通じ、海外当局等との連携を強化

【本事務年度の方針】

内外環境を踏まえた情報力・事案発掘力の強化

問題の早期発見につなげるため、マクロ的な視点に基づき潜在的リスクに着目した情報収

⁹² 我が国を代表するグローバル企業による開示規制違反や、海外子会社の管理体制の不備等に起因した事案等

⁹³ 金融庁設置法第21条に基づく意見発信

⁹⁴ 監視委ウェブサイト参照 (https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2018/2018/20181207-3.htm)。金融庁は、本年3月、投資者が貸付先に接触しない等の一定の措置を講じることで、貸付先の情報開示が可能となる貸金業法の解釈を公表。日本貸金業協会及び第二種金融商品取引業協会は、貸付型ファンドにおける情報開示の例示や留意事項等の策定を行った。

⁹⁵ 監視委ウェブサイト参照 (https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2019/2019/20190226-1.htm)。本年5月、「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、犯則調査における適時・的確な電磁的記録等の証拠収集・分析手続を可能とする観点から金融商品取引法の規定が整備された。

⁹⁶ 検査・調査対象先が保有する機器又は電磁的記録を収集・分析すること。

集・分析を行うなど、タイムリーな市場監視を行うほか、深度ある調査・分析に取り組む。

さらに、デジタル化の進展や新しい商品・取引の出現等、市場で起こっていることを常に注意深く監視し、市場監視の空白を作らないよう、現在の市場監視の手法や着眼等の改善に向けて検討を進める。

迅速かつ効果的・効率的な検査・調査の実施

事案が大型化・複雑化する中、課徴金制度を積極的に活用し、検査・調査を迅速・効率的に行う。クロスボーダー取引による違反行為に対しては、当局間の情報交換枠組み等も活用しつつ、実態を解明し、適切な法執行を行う。重大で悪質な事案については、関係機関とも連携の上、的確に刑事告発を行うなど、厳正に対処する。

深度ある分析の実施と市場規律強化に向けた取り組み等

検査・調査で法令違反等が認められた場合、行政処分の勧告等を行うだけでなく、法令違反等の背景・原因を究明の上、対話を通じて問題意識を共有し、再発防止を図る。

引き続き、IOSCO 等に参加し、当局間での情報交換や法執行面での課題・協力のあり方等の議論への貢献などを通じて、国際的な協力関係を深めていく。

国際機関、海外当局、自主規制法人・関係省庁、その他市場関係者との間で連携の拡大を図っていくことにより、全体としての市場監視機能の強化に努めていく。

IT の活用(SupTech)及び人材の育成

引き続き、AI 等の先進的技術の活用も含めた新たな市場監視システムの導入に向けて、検討を進める。また、DF技術の一層の向上及びシステム環境の高度化を継続的に推進するほか、市場監視を適切に行うための高度な専門性と幅広い視点を持った人材育成に取り組む。

⑥ コーポレートガバナンス改革

【金融行政上の課題】

近年、我が国では、コーポレートガバナンス改革が大きく進展し、東証一部上場企業では複数の独立社外取締役を選任する企業が9割を超え、法定・任意の指名委員会や報酬委員会を設置する企業も4割を超えた。また、機関投資家のスチュワードシップ活動に関しても、ほぼ全ての大手機関投資家を含む 100 を超える機関において個別の議決権行使結果⁹⁷やスチュワードシップ活動報告の公表が進んでいる。

⁹⁷ スチュワードシップ・コードの改訂後、一部の信託銀行や生命保険会社を含む運用機関において、個別の議決権行使の結果に加え、賛否の理由に関する説明や情報提供を行う動きも見られる。

一方で、フォローアップ会議⁹⁸においては、企業側に対し、指名委員会及び報酬委員会の委員構成、適切な資質を備えた独立社外取締役の選定等、取締役会の機能発揮に向けた課題が指摘されているほか、投資家側に対しては、企業との対話の内容が依然として形式的に留まっているなどの課題が指摘されている。

こうした指摘も踏まえつつ、コーポレートガバナンス改革を「形式」から「実質」へと更に深化させ、改革の実効性を高めるための取組みを進めていく必要がある。

また、投資家と企業の建設的な対話を促進し、コーポレートガバナンス改革を支える観点から、企業情報の開示の充実に向けた取組みも併せて進めることが重要である。

【昨事務年度の実績】

フォローアップ会議におけるコーポレートガバナンス改革の更なる推進に向けた検討

昨年 11 月よりフォローアップ会議を再開し、スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードの改訂等を踏まえた、機関投資家及び企業の取組状況の検証を行った。また、コーポレートガバナンス改革の更なる進展に向けた論点について議論を行い、本年4月には、スチュワードシップ・コードの更なる改訂に当たっての検討の方向性のほか、監査やグループガバナンスに関する課題に関連し、以下を内容とする意見書を公表した。

- ・ 建設的な対話の促進に向け、運用機関に対し、個別の議決権行使における「賛否の理由」や、「企業との対話の活動」に関する説明・情報提供を促す。
- ・ インベストメント・チェーンの機能発揮を促すため、経済界をはじめとする幅広いステークホルダーと連携しながら、企業年金のスチュワードシップ活動を後押しする。
- ・ 建設的な対話に資する議決権行使の実現に向け、議決行使助言会社に対し、十分かつ適切な体制整備と助言策定プロセスの具体的な公表や企業との意見交換の実施を促す。
- ・ アセットオーナーのスチュワードシップ活動の実質化に向け、運用コンサルタントに対し、利益相反管理体制の整備やその取組状況についての説明の実施を促す。
- ・ 内部監査部門が、独立社外取締役を含む取締役会・監査委員会や監査役会等に対しても直接報告を行うことを促す。
- ・ 上場子会社等のガバナンスの問題をはじめとするグループガバナンスの議論を踏まえ、一般株主保護の観点からグループガバナンスのあり方に関する検討を推進する。

企業年金のスチュワードシップ活動の後押し

企業年金のスチュワードシップ活動を後押しする取組みを進めた⁹⁹。

⁹⁸ ③アセットオーナーの機能発揮 参照

⁹⁹ ③アセットオーナーの機能発揮 参照

企業情報の開示の充実

昨年6月にとりまとめられた金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告を踏まえ、経営戦略等の記述情報、役員報酬や政策保有株式に関する情報を含む企業情報の開示の充実に向けた関連制度の見直しを行った¹⁰⁰。

また、有価証券報告書と事業報告等の記載内容の共通化や一体化を希望する企業への支援を検討し、昨年12月、一体的開示を行う場合の記載例、スケジュール例等を公表した。

ガバナンス改革に関する情報発信

コーポレートガバナンス改革の取組状況について国内外の機関投資家に対して積極的に情報発信を行ったほか、開示情報の充実を含むコーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組みを促すため、企業の経営者層等、関係者に対して積極的に周知を行った¹⁰¹。

【本事務年度の方針】

コーポレートガバナンス改革の実効性を更に高めていくため、フォローアップ会議の意見書を踏まえつつ、以下の取組みを行う。

- ・ 本年秋以降、「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」を開催し、投資家と企業の対話の深化に向け、運用機関による情報提供の充実、議決権行使助言会社の体制整備や透明性の確保、運用コンサルタントの透明性の確保等に関し、コード改訂の具体的な内容について検討を行い、2020年度内を目途に改訂を行う。
- ・ コーポレートガバナンスについては、証券市場構造の見直しの動向を踏まえ、各市場の性格が明確化されていく中で、例えば、グローバルスタンダードに沿った取締役会の構成等、各市場のコンセプトにふさわしいガバナンスのあり方等の検討を行う。また、本年の株主総会の動向やコーポレートガバナンス改革についての国内外の投資家からの評価等も

¹⁰⁰ 具体的な取組みとして、まず、本年1月、有価証券報告書における、経営戦略等の記述情報、役員報酬や政策保有株式を含むガバナンス情報、会計監査に関する情報等の開示の充実を図るため、内閣府令の改正を行った（ガバナンス情報については、本年3月期決算より適用し、経営戦略や会計監査等に関する情報については、来年3月期決算より適用）。さらに、本年3月、ルールへの形式的な対応に留まらない開示の充実に向けた企業の取組みを促すため、企業が経営者の視点で、経営方針・経営戦略等、経営者による業績の分析（MD&A：Management Discussion & Analysis）及びリスク情報を開示する上でのプリンシプルベースのガイダンスとして「記述情報の開示に関する原則」を策定するとともに、投資家・アナリスト及び企業からなる意見交換の場において紹介された開示例を「記述情報の開示の好事例集」としてとりまとめ、公表した。

¹⁰¹ 例えば、本年7月、東京での国際コーポレートガバナンス・ネットワーク（ICGN）の年次総会開催に際し、国内外の投資家への意見発信を行った（コラム②参照）。その他、経団連における説明会の実施（昨年10月、本年3月、4月、5月）、国際コーポレートガバナンス・ネットワーク（ICGN）のGlobal Stewardship Forumでの講演（ロンドン、昨年12月）、在ニューヨーク総領事館主催の投資家向けセミナーでの講演（ニューヨーク、本年1月）、G20/OECD コーポレートガバナンスセミナーでの講演（福岡、本年6月）等を行った。

踏まえつつ、改革の実効性を高める更なる取組みについて検討を進める(コラム②参照)。

- ・ 有価証券報告書における経営戦略等の記述情報の充実にかかる改正内閣府令が来年3月期決算から適用されることから、その円滑な実施に向け、特に企業の経営者に対して働きかけを行う。

【コラム②】日本のコーポレートガバナンス改革に対する海外・国内機関投資家等からの評価

本年7月16日～18日、ICGN(International Corporate Governance Network)年次総会が、18年ぶりに東京で開催された。ICGNは、加盟メンバーの総資産額が約34兆ドル(3,600兆円)に達するグローバルな投資家の集まりであり、世界的なガバナンス改革の動きについて議論を重ねている。

特に、本会合では、安倍内閣総理大臣に対してICGNグローバルガバナンスアワードが授与されるなど、我が国の近年のガバナンス改革の取組みが総じて高く評価された。



出席した国内外の機関投資家等からは、

- ・ 両コード策定以来、日本は、他国に例を見ないスピードで政府主導の改革が進み、アジア諸国からも「どのようにしたら日本のように取組みが進むか」という質問を受けることが多い
- ・ 本年の株主総会では、(結論の妥当性は今後の企業運営の結果を待つ必要があるが)株主提案への賛成票が経営側提案を上回り、株主提案された取締役がCEOに就任する企業も現れた
- ・ 投資家が議決権行使助言会社の助言だけに頼るのではなく、自分で判断し、助言と異なる方へ議決した事例も見られた
- ・ 昨年度は、企業の自社株買いの総額が過去最高水準となっただけでなく、これまでに蓄積された自社株の消却も進みだしたとの調査もあるように、積み上がった余剰資金を活用し、自己の資本効率を高める動きが見られた
- ・ 日本における気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)賛同企業が6月末時点で178社となり、世界一となった

等の評価が聞かれた。一方、今後の課題として、

- ・ 取締役会の機能発揮のためにも、独立社外取締役の質の向上のためにトレーニングプログラムを設けるなどの取組みが必要

- ・ 企業と投資家との対話を充実させるため、企業・投資家双方のレベルアップを図ることが求められるとともに、株主総会の開催を7月に後ろ倒しにしてでも、有価証券報告書を株主総会開催前に提出する企業の増加が期待される
- ・ 英文開示に着手する企業や、サマリーのみならず詳細情報も英文で開示する企業の増加が望まれる
- ・ ESG に関する開示は形式的には増加傾向にあるが、Governance のみならず、TCFD にかかる取組みをはじめとする Environment や Social に関する記述の充実や、企業・投資家双方の ESG への理解の深化により、真に中長期的な企業価値向上に資する対話が行われることが重要

等の意見が示された。

(2) 多様な金融サービス利用者のニーズへの対応と信頼感・安心感の確保

① 多様な金融サービス利用者のニーズへの対応

(ア) 高齢者等への対応

【金融行政上の課題】

我が国においては、今後ますます高齢化が進展することが見込まれており、金融機関は、高齢者に対してはその認知能力の低下に応じて適切に対応することや、高齢者の財産管理やライフデザインに対する金融面でのサポート、金融サービスの円滑な提供を継続できるような対応が求められている。

このような背景の下、成年後見制度の利用者数が増加する中で、後見人による預金財産の不正利用の問題が指摘されたことを踏まえ、成年被後見人の財産の適正な管理を確保するため、2012 年に後見制度支援信託が導入された。しかしながら、後見制度支援信託については、「信託銀行の店舗が限られている」「今まで取引のない金融機関と取引を始めることに抵抗がある」といった指摘があることから、後見制度支援信託に代替・並立する預貯金（以下「後見制度支援預金」）の積極的な導入が求められている。高齢者等に対応した信託商品など創意工夫ある金融商品の更なる開発・普及も重要な課題である。

また、金融機関においては、危篤状態など顧客に不測の事態が生じた際に、顧客本人や家族に入院費や葬儀費用といった出費のための預貯金を払い出せるよう、顧客の事情に配慮した柔軟な対応が従前以上に求められている。

高齢化の進展に伴っては、認知症の人の増加も見込まれる。生活環境の中で認知症の人と関わる人が多い金融機関に対して、認知症に関する正しい知識と理解を持って、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成や店舗への配置を引き続き促す必要がある。認知症に関する様々な金融商品・サービスの開発や推進も重要な課題である。

【昨事務年度の実績】

後見制度支援預金及び後見制度支援信託の導入状況について、全預金取扱金融機関にアンケート調査を実施した。その結果を見ると、後見制度支援預金又は後見制度支援信託の導入割合（個人預金残高ベース）¹⁰²は、昨年12月末時点で約12%に留まり、導入割合は未だ低い水準となっている。このため、当該割合を50%以上（2021年度末時点）とするKPIを設定した。高齢者等に対応した金融商品については、将来の意思能力低下を懸念する顧客の財産管理等を行う信託商品の普及が進んでいる。

民法改正により、本年7月から「預貯金の仮払い制度」¹⁰³が導入されることを受け、顧客に不測の事態が生じた場合の預金の払出しについて、あらかじめ内部規程等で手続を明確化し職員に周知するよう、金融機関との意見交換会において促した。

認知症の人への対応については、関係省庁と連携し、金融機関における認知症サポーターの養成を促した。また、各保険会社において、認知症の発症に備える認知症保険や、認知症の人及びその監督義務者等を被保険者とする損害賠償責任保険の普及が進んでいる。

【本事務年度の方針】

成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とするため、各金融機関の後見制度支援預金の導入を促していくほか、高齢者等に対応した創意工夫ある金融商品の更なる普及に向け、各金融機関の取組みを後押しする。また、金融機関において、預貯金の仮払い制度への対応も含め現場の職員が顧客の不測の事態に対し、適切かつ柔軟に対応できるよう、実態調査を行い、業界に必要な対応を促していく。

このほか、認知症サポーターの養成等や認知症に関する様々な金融商品・サービスの普及に向け、各金融機関の取組みを後押しする。

（イ）障がい者の利便性向上

【金融行政上の課題】

金融機関においては、障がい者に関する社会的障壁を除去し、その権利、利益が尊重されるよう、必要かつ合理的な配慮が行われることが望まれる。

【昨事務年度の実績】

¹⁰² 全預金取扱金融機関（ネットバンク等の店舗窓口において現金を取り扱っていない金融機関及び業域・職域信用組合にかかる個人預金残高は除く）の個人預金残高の合計額に占める、後見制度支援預金又は後見制度支援信託を導入済とする金融機関の個人預金残高の合計額の割合。

¹⁰³ 本年7月から、法定相続人は、相続開始時の預貯金債権額の1/3に共同相続人の法定相続分を乗じた額を、150万円を上限として単独で払い出すことができるようになるもの。

障がい者の利便性向上に向けた取組みについて、預金取扱金融機関¹⁰⁴及び保険会社¹⁰⁵に対してアンケート調査を実施し、その結果を公表した。その結果を見ると、自筆困難者への対応については、預金取扱金融機関及び保険会社のいずれも、ほぼ全ての先で代筆にかかる内部規程が整備されており、視覚障がい者への対応については、預金取扱金融機関においてはほぼ全ての先で、保険会社においては約8割の先で、代読にかかる内部規程が整備されている。また、職員に対する研修の実施等、職員の対応力向上の取組みについては、預金取扱金融機関においては7割強の先で、保険会社では約8割の先で、実施されている。

【本事務年度の方針】

障がい者が、金融機関の窓口や ATM を通じて、安全で利便性の高い金融サービスを利用できるようにするため、施設等の整備はもとより、研修等を通じた障がい者対応にかかる内部規程の現場職員への浸透の徹底、各金融機関の店頭やホームページ等での障がい者向けサービスの提供内容の表示・周知などを促していく。各障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会の開催を通じ、障がい者の利便性向上に向けた取組みに関する議論を深めていく。

(ウ) 自然災害の被災者への対応・金融機関における業務継続態勢の整備

【金融行政上の課題】

震災、豪雨等、自然災害が発生した際には、被災地における災害の実情を踏まえ、関係機関と緊密な連絡をとりつつ、金融機関に対し「金融上の措置」に関する要請を行うなど、的確な措置を迅速に講ずるとともに、復旧・復興に向けて、金融機関に対して、被災者のニーズを的確に把握し、きめ細かな対応を行うよう促していくことが重要である。

また、近年、金融機関が抱えるリスクは多様化・複雑化しており、危機管理の重要性が高まっていることから、平時より業務継続態勢の整備を行っておくことが重要である。

【昨事務年度の実績】

東日本大震災への対応として、被災地の本格復興及び経済全体の再生を進めていく観点から、金融機関に対し、創業・起業を含む被災地の多様なニーズを的確に把握し、きめ細かな対応を行うよう促した。

また、個人版私的整理ガイドライン¹⁰⁶の活用を促したほか、金融機能強化法(震災特例)を

¹⁰⁴ 調査対象は、主要行等、地域銀行、その他の銀行（オリックス銀行、SMBC 信託銀行、野村信託銀行、イオン銀行、じぶん銀行、ジャパンネット銀行、住信 SBI ネット銀行、セブン銀行、ローソン銀行、ソニー銀行、大和ネクスト銀行、楽天銀行、GMO あおぞら銀行、ゆうちょ銀行）、信用金庫、信用組合、労働金庫、農漁協等。

¹⁰⁵ 調査対象は、生命保険会社、個人保険を取扱う損害保険会社。

¹⁰⁶ 東日本大震災の影響によって、既往債務の弁済が困難になった個人債務者について、私的整理を行う際の準則として、2011 年 7 月に「個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会」において策定・公表。

活用している金融機関が被災者の事業や生活の再建、被災地域の経済の活性化に継続的に貢献していくよう、「経営強化計画」の履行状況のフォローアップを行った。

平成 28 年熊本地震への対応として、金融機関が取引先企業に対し、きめ細かな対応を行うよう促すとともに、自然災害被災者債務整理ガイドライン¹⁰⁷（以下「ガイドライン」）の周知広報や、REVIC（地域経済活性化支援機構）と地域金融機関等が連携して設立したファンドの活用促進を行った。

平成 30 年 7 月豪雨への対応として、金融機関に対して被災者の便宜を考慮し適時的確に「金融上の措置」を講じるよう要請した。さらに、被災地に職員を派遣し、被災地の要望の把握を行った上で、金融機関に対して可能な限り被災者に配慮した対応を要請した。またガイドラインの周知広報や REVIC と地域金融機関等が連携して設立したファンドの活用を促進し、被災者の生活・事業の再建を支援した¹⁰⁸。

このほか、北海道胆振東部を震源とする地震¹⁰⁹をはじめとする自然災害への対応として、金融機関に対し、被災者の便宜を考慮し適時的確に「金融上の措置」を講じるよう要請した。

なお、全預金取扱金融機関に対して業務継続態勢にかかるアンケートを実施し、業務継続計画の整備状況や業務継続態勢の実効性について検証を行った結果、業務継続計画の策定状況や訓練の実施状況について改善が進んでいることが認められた¹¹⁰。

【本事務年度の方針】

平成 30 年 7 月豪雨や北海道胆振東部地震といった昨事務年度以前に発生した自然災害に対して、上記の取組みを継続して実施する。また、金融機関に対するガイドラインの周知に加え、平時からの金融機関の対応態勢の整備を促進し、新たに自然災害が発生した場合には「金融上の措置」に関する要請を行うなど、復旧・復興に向けたガイドライン等に基づく被災者へのきめ細かな対応を促していく。

さらに、金融機関が、訓練を踏まえた適時適切な業務継続計画の見直しを実施しているかなどについて、検証していく。

なお、本年 7 月に成立した中小企業強靱化法において、経済産業大臣による認定を受けた中小企業は、税制優遇等の支援策が受けられることも踏まえ、金融機関による本制度の周知も含め、取引先の事業継続力強化の取組みを促していく。

（エ）外国人への対応

【金融行政上の課題】

¹⁰⁷ 災害救助法の適用を受けた全国の地震・豪雨等の災害の影響によって、既往債務の弁済が困難になった個人債務者について、私的整理を行う際の準則として、2015 年 12 月に「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会」において策定・公表。

¹⁰⁸ 平成 30 年 7 月豪雨関連情報（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/heavyrain201807/press.html>）

¹⁰⁹ 北海道胆振東部地震関連情報（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201809/press.html>）

¹¹⁰ 保険会社における大規模自然災害発生時の保険金支払管理態勢等については、脚注 160 参照

本年4月に改正出入国管理及び難民認定法が施行され、今後我が国における外国人の受入れが拡大していくことを見据えて、銀行等の預貯金口座や送金サービスの利用について、利便性の向上等を図る必要がある。一方で、マネロン・テロ資金供与対策の観点からは、銀行等の外国人顧客に対する顧客管理が適切に実施されているかを検証する必要がある。

【昨事務年度の実績】

我が国に長期滞在し生活する外国人について、預貯金口座や海外送金の円滑な利用を促すため、次のような施策を講じた。

- ・ 預金取扱金融機関及び資金移動業者に対し、外国人が円滑に口座を開設できるよう、多言語対応の充実や手続の明確化等の取組みを要請
- ・ 全国銀行協会等において口座開設方法の案内や、口座の売買が犯罪であることなどを説明する資料を多言語で作成、各業界団体から会員銀行、信用金庫、信用組合、JAバンク・JF マリンバンク、労働金庫に周知
- ・ 外国人の受入れ関係者向けのパンフレット(本年4月 12 日公表)¹¹¹及び現在作成中の外国人向けのパンフレットにおいて預貯金口座及び海外送金の利用の際の留意点を明記するとともに、外国人が無免許・無登録の金融機関を利用しないよう、関係者と協力し周知

また、マネロン・テロ資金供与対策の観点から、次のような施策を講じた。

- ・ 口座開設時に外国人顧客の在留期間を把握し、在留期間満了前に口座解約を促す等の取組みを好事例としてとりまとめた事例集を、業界団体を通じて預金取扱金融機関(昨年 12 月)及び資金移動業者(本年5月)に還元
- ・ 外国人に対し、上記パンフレットを通じて、口座売買等の犯罪に関与した場合は上陸拒否や国外退去となり得る旨を周知するとともに、出国の際の口座解約を促す
- ・ 預金取扱金融機関に対し、普通預金規定を見直し、口座利用の制限や解約の要件を明確化するよう要請

そのほか、外国人の増加を踏まえ、ATM による現金の引出しについて利便性を向上させるため、海外発行カード対応 ATM の設置に向けた取組みを促した。本年6月末時点で3メガバンク合計で、3,041 台(対前年同期比+815 台)が設置済となり、2020 年までに全 ATM 設置拠点の約半数で整備(計約 3,000 台)する従来方針¹¹²を前倒しで達成した。

¹¹¹ 外国人の受入れ・共生に関する金融関連施策について

(<https://www.fsa.go.jp/news/30/20190411/20190411.html>)

¹¹² 「未来投資戦略 2017」(2017 年 6 月 9 日閣議決定)において、「3メガバンクの海外発行カード対応 ATM を 2020 年までに全 ATM 設置拠点の約半数で整備(計約 3,000 台)することを目指し、3メガバンクに対し、2018 年中にその大半を設置するよう着実な取組を促す」とされている。

【本事務年度の方針】

外国人の受入れ・共生のための環境整備の観点から、各金融機関における外国人の円滑な口座開設や多言語対応の充実、また、在留カードによる本人確認等の手続きの明確化やガイドライン・規定の整備の状況をフォローアップし、対応を促していく。また、外国人や、外国人の受入れに関係する先に対し、法務省や特定技能制度の受入れ分野所管省庁、地方自治体、登録支援機関等とも連携し、各種説明会や関係機関を通じてパンフレットを配布し、預貯金口座及び送金サービスの利用や犯罪等への注意喚起等の情報を周知していく。併せて、マネロン・テロ資金供与対策の観点から、口座開設時における本人確認・在留期間の確認、在留期間中におけるモニタリング、在留期間満了前における口座解約手続きを促すなど、銀行等が外国人顧客に対する顧客管理を適切に実施しているかを確認していく。

（オ）不正利用・金融トラブルへの対応

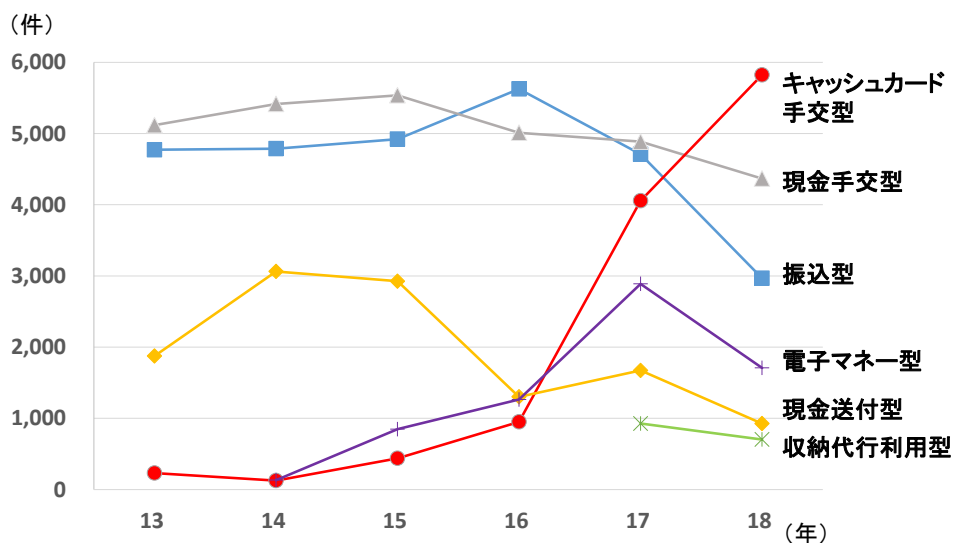
a) 振り込み詐欺等への対応

【金融行政上の課題】

振り込み詐欺の手口は年々巧妙化しており、最近では、詐欺行為の支払手段として全国銀行協会や銀行員、警察官などを装い、キャッシュカードを巧みにだまし取ろうとするキャッシュカード手交型詐欺の認知件数が急増している。一方、電子マネーを詐欺行為の支払手段に用いる電子マネー手交型詐欺等は減少している（図表Ⅱ-2-(2)-1）。

また、詐欺行為の手口としては、被害が減少傾向にあった従来型の還付金詐欺の認知件数が足元で再び増加するといった動きも見られており、金融機関は引き続き振り込み詐欺被害の未然防止対策に取り組む必要がある。

図表Ⅱ-2-(2)-1 特殊詐欺交付形態別認知推移



（資料）警察庁資料より、金融庁作成

【昨事務年度の実績】

振り込め詐欺被害の未然防止策として、多くの預金取扱金融機関が、近年の詐欺被害の傾向を踏まえた上で、口座保有者の年齢や利用履歴等を勘案して ATM での振込取引を一部制限する措置を実施するなどの対応を行った。

また、金融庁及び財務局は、振り込め詐欺等の犯罪で不正利用されているとの情報提供があった預金口座に関して、関連する預金取扱金融機関に情報提供しており、預金取扱金融機関は約9割¹¹³の口座について、強制解約や利用停止といった措置を講じた。

こうした中、昨年度に振り込め詐欺救済法に基づき凍結された預金口座に残った資金のうち、約8割は被害者に返金されている。

【本事務年度の方針】

各金融機関に対しては、振り込め詐欺等の特殊詐欺による被害の未然防止策の更なる実施や実効性の検証に努めるよう促していく。また、被害の迅速な回復のため、「振り込め詐欺救済法」に沿った被害者救済対応を的確に行っているか確認する。

b) インターネット等を利用した非対面取引の安全対策・不正送金への対応

【金融行政上の課題】

インターネットバンキングにかかる不正送金事犯の被害発生件数及び被害額は、ワンタイムパスワードの導入といった対策が進んだことにより、昨年度は 343 件(対前年比▲24 件)、6.2 億円(同▲4.2 億円)と前年比減少している。

しかし、スマートフォン等を用いた新たな決済サービスの利用が広まる中、こうした決済サービスを第三者が不正に利用し顧客本人が意図しない不正な取引を行うなど、新たな手口も発生しており、金融機関等においてはセキュリティ対策を一層充実させる必要がある。

【昨事務年度の実績】

非対面取引における不正送金被害について、警察庁と連携して動向を把握するとともに、金融機関に対する被害状況のヒアリングなどにより、セキュリティ対策の向上等の対応を促した。

また、金融庁による年次アンケート調査では、例えば多くの預金取扱金融機関においてワンタイムパスワードの導入が進むなど(本年3月末時点で 95%¹¹⁴)、預金取扱金融機関におけるセキュリティ対策は一定程度進んでいることが確認された。

¹¹³ 情報提供件数等にかかる調査を開始した 2003 年 9 月以降、2019 年 6 月 30 日までの累計件数に対する割合。

¹¹⁴ 本年 8 月 28 日集計時における暫定値

【本事務年度の方針】

インターネット等を利用した非対面取引による利便性の向上に配慮しつつ、関係機関と連携し、新たな手口を含む不正送金・利用被害の実態を踏まえた対策の実施や、顧客へのセキュリティ対策にかかる情報提供や啓発といった取組みを、預金取扱金融機関やその他の決済サービスを提供する事業者には促すとともに、これらの事業者に対するモニタリングの強化を図っていく。

c) 無登録業者への対応

【金融行政上の課題】

無登録業者に関しては、投資者に対する注意喚起や、警察当局や消費者庁等と情報を共有するなど、連携して対応することが必要である。

【昨事務年度の実績】

投資商品にかかる悪質・詐欺的な勧誘事実について、警察当局や消費者庁等の関係機関と定期的に情報交換を行うなど連携を行ってきたほか、無登録業者に対しては、速やかに警告書を発出するとともにその旨を公表し、投資者に対して注意喚起を行った（昨事務年度警告書発出 26 件）。

さらに、無登録業者等に対する調査結果に基づき、金融商品取引法第 192 条第 1 項に基づく裁判所への違反行為の禁止・停止命令の発出を求める申立てを行った（昨事務年度申立実施件数 2 件）。

【本事務年度の方針】

無登録業者に対しては、警告書の発出等による投資者への注意喚起とともに、関係機関との連携を強化し詐欺的被害等に対応するほか、海外の無登録業者について必要に応じて海外当局との情報共有を行う。さらに、無登録業者等に対する調査も積極的に実施する。

d) 金融ADR制度の運用

【金融行政上の課題】

金融商品・サービスの多様化・複雑化が進む中、それらにかかるトラブルについて、裁判外の簡易・迅速な手段の提供により、利用者の納得感のあるトラブル解決、利用者保護を図り、金融商品・サービスに関する利用者の信頼感・安心感の向上を図ることが一段と重要になっている。こうした中、指定紛争解決機関の果たすべき役割は、より大きくなってきており、指定機関相互の連携等を通じて、全体のレベルアップを図る必要がある。

【昨事務年度の実績】

本年2月に金融機関・業界の業務改善に資する取組み等、本年6月に苦情・紛争の解決に向けた工夫をテーマとして、金融トラブル連絡調整協議会（以下「金トラ協」）を開催し、指定機関による金融機関・業界へのフィードバックの重要性や更なる質の向上に向けた対応などについて、好事例の紹介や議論がなされ、各指定機関の取組状況に関する実態把握を行った。

【本事務年度の方針】

金トラ協の枠組みも利用しつつ、関係諸機関の連携を図る。また、各指定機関による金融機関へのフィードバックや、苦情・紛争の解決に向けた適合性の観点を踏まえた対応などについてモニタリングを行い、金融機関の監督部局とも連携しつつ、指定機関の業務運営態勢の深化を促していく。

② 利用者の声の活用、コンプライアンス・リスク管理の向上

【金融行政上の課題】

金融機関におけるコンプライアンス・リスクはビジネスと不可分一体で、ビジネスモデルや経営戦略自体に内在する場合が多く、金融機関においては、その管理は経営の根幹をなすものであるとの認識に基づいた経営目線での対応が極めて重要となる。

金融機関を巡る経営環境は急速に変化しており、新たな領域からリスクが発生する可能性がある。また、利用者保護や市場の公正・透明の観点から不適切な行為が行われ、金融機関の経営に重大な影響をもたらし、またその信頼を大きく毀損する事例も発生している。

金融機関がコンプライアンス・リスクを適切に管理し、企業価値が大きく毀損することを未然に防止するため、さらには企業価値の向上につなげていくための取組みを金融庁として後押ししていく必要がある。

【昨事務年度の実績】

昨年 10 月に公表した「コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方（コンプライアンス・リスク管理基本方針）」で示した、経営陣の姿勢、内部統制の仕組み、企業文化等の着眼点をもとに、金融機関のコンプライアンス・リスク管理の状況及び課題について実態把握を実施した。その結果や近年のモニタリングを踏まえると、多くの金融機関が試行錯誤しつつ実効的な取組みを進めている様子が窺われた。他方で、以下のような事例が見られるなど、企業価値の向上につながるコンプライアンス・リスク管理の実現に向けた課題も認められた¹¹⁵。

¹¹⁵ 本年 6 月 28 日公表 「コンプライアンス・リスク管理に関する傾向と課題」 参照
(https://www.fsa.go.jp/news/30/dp/compliance_report.html)

- ・ 経営陣を含む多くの役職員が法令等の既存のルールを遵守していれば足りるという発想に留まっている事例
- ・ 経営陣の一部が幅広い観点からコンプライアンス・リスクを捕捉及び把握しようとしていても、その姿勢が本部各部や営業店の役職員にまで浸透していない事例

また、投資用不動産向け融資に関するアンケート調査を実施し、同融資にかかる金融機関の管理態勢を横断的に検証した。その結果、足元多くの金融機関で管理態勢の改善が見られるものの、融資対象物件の将来収支や顧客の理解度・財産・収入の確認が十分に行えていないといった課題のある金融機関も認められた¹¹⁶。

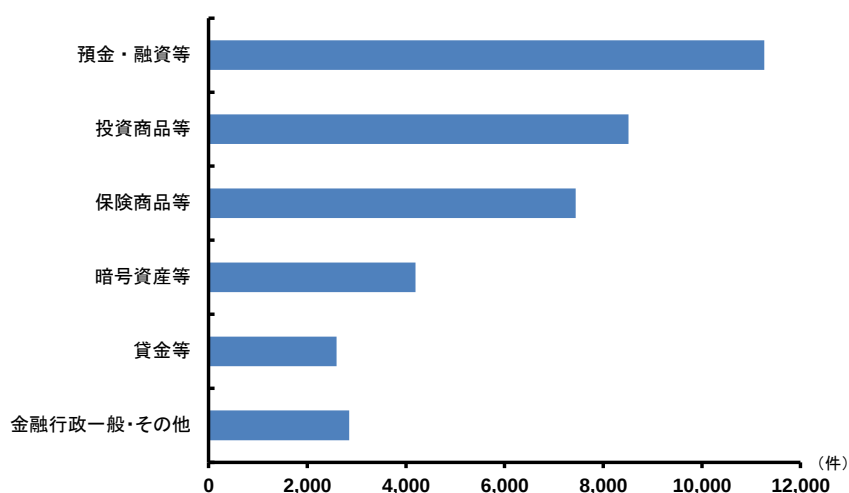
【本事務年度の方針】

金融機関におけるコンプライアンス・リスクを早期に特定・評価すべく、当局に寄せられる苦情・相談（図表Ⅱ-2-(2)-2）や金融機関のビジネスモデルの拡大・変化等の幅広い情報を IT も活用しつつ分析するとともに、内外の規制・政治・経済情勢等の動向（例えば個人データの安全管理に関する議論等）が金融機関のリスク管理に及ぼす影響も評価していく。

こうした分析・評価の結果、コンプライアンス・リスクが顕在化するおそれがある金融機関と必要な改善点等について対話を行う。また、検査周期が長いことなどにより、当局が予見困難な問題が生じている可能性が高い場合に検査の実施を優先的に検討する等、リスクベースでのモニタリングを進めていく。

このほか、コンプライアンス・リスク管理に関する実態把握の対象を拡大し、これらによって得られた当局の気づきや問題意識を、モニタリング対象の金融機関にフィードバックする。

図表Ⅱ-2-(2)-2 金融サービス利用者相談室における苦情・相談等の受付状況



(注)2018年4月～2019年3月の受付状況

(資料)金融庁

¹¹⁶ 本年3月28日公表 「投資用不動産向け融資に関するアンケート調査結果について」 参照 (<https://www.fsa.go.jp/news/30/20190328.html>)

③ 暗号資産(仮想通貨)への対応

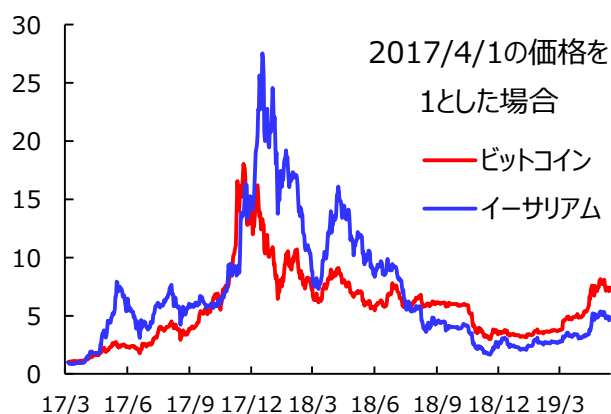
【金融行政上の課題】

2017 年4月より暗号資産交換業者に対して登録制を導入したが、暗号資産交換業者における暗号資産外部流出事案の発生や内部管理態勢等の不備の発覚、また、暗号資産の投機対象化とともに暗号資産を用いた新たな取引の登場等、暗号資産を取り巻く内外の環境は急速に変化し続けてきた(図表Ⅱ-2-(2)-3)。

また、こうした急速な環境の変化に応じて、上場企業・海外業者による暗号資産交換業者への出資・買収、暗号資産交換業者の海外進出など新たな動きも見られる中、機動的なリスク管理態勢の構築等が暗号資産交換業者に求められている。

こうした中、今般多額の暗号資産の不正流出事件が発生したところであり、利用者保護の確保を通じた事業者の信頼性向上はイノベーションの大前提であることに留意しつつ、引き続き、イノベーションと利用者保護のバランスを図りながら、暗号資産交換業の適正化に取り組む必要がある。

図表Ⅱ-2-(2)-3 主要な暗号資産の価格の推移



(資料)CoinMarketCap より、金融庁作成

【昨事務年度の実績】

登録審査・モニタリング関係

暗号資産交換業者に対しては、これまでの検査・モニタリングで把握した実態等を踏まえ、業務改善計画の進捗状況のフォローアップ、及びこれを踏まえた精緻かつ頻繁なリスクプロファイルの更新、質問票を活用した自己チェックの要請等、機動的かつ深度あるモニタリングを実施した。また、昨年9月に発生した流出事案を踏まえ、全業者に対する顧客資産管理にかかる緊急点検の実施を行った。こうしたモニタリングの結果、各交換業者においては内部管理態勢等に一定の改善が見られたものの、いくつかの交換業者においては、買収等に伴うビジネスモデル・内部管理態勢の変更や、海外展開に伴う海外子会社等におけるシステム上・経営上

のリスクの国内業者への波及の可能性といった、新たな動きも見られる。

新規登録申請業者に関しては、登録審査プロセスの透明性を高めるため、質問票等の公表（昨年10月）、審査の時間的目安等の公表（本年1月）を行った。多様かつ多数（約110社）の申請業者に対し、業務運営体制の実効性について厳正な審査を実施した結果、新たに3社を登録した。

さらに、無登録で暗号資産交換業を行っていた者27先に対して照会書を発出し（昨年4月～本年3月）、うち1先には警告書を発出するとともに、社名等を公表した（本年2月）。加えて、無登録対応の効率化・迅速化に向け、無登録業者情報管理システムを構築した。

また、暗号資産に関する相談等の実態を踏まえ、引き続き、三省庁連携会議（警察庁・金融庁・消費者庁）の実施等、関係省庁との情報共有・意見交換を通じて連携を強化し、利用者向けの注意喚起等を更新・実施した（昨年10月、本年4月）。

自主規制機関

一般社団法人日本仮想通貨交換業協会を資金決済法に基づく自主規制機関に認定した（昨年10月）。認定後は、業務計画の進捗状況や自主規制機能の発揮状況等に対するモニタリング（態勢整備の促進等）、定期的な意見交換会の実施（昨年12月、本年4月及び6月）等を通じ、無登録業者への対応等における自主規制機関との連携体制の構築を行った。

国際関係

G20議長国として、暗号資産にかかる各国際機関等での議論を主導し、各国当局や国際機関の参加の下、暗号資産ラウンドテーブル（昨年9月）を実施するなど、国際的な連携を強化した。また、各国当局との面会等の機会を通じた我が国の知見の共有、海外当局との監督上の連携を行った。

暗号資産を用いた新たな取引等への対応と法改正

昨年3月に設置された研究会¹¹⁷において、暗号資産を巡る諸問題について必要な制度的対応の検討を行い、同年12月に報告書がとりまとめられた。これを踏まえ、暗号資産交換業者に関する規制の整備、暗号資産を用いたデリバティブ取引や資金調達取引に関する規制の整備等を盛り込んだ法律¹¹⁸の改正を行った（本年5月成立、6月公布）。

【本事務年度の方針】

改正法の円滑な実施に向けた取組み

¹¹⁷ 「仮想通貨交換業等に関する研究会」

¹¹⁸ 「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」

改正法の成立を受け、利用者・事業者向けに周知徹底を図るとともに、政府令・事務ガイドラインの改正及び実効性のある登録審査・モニタリングの体制・手法の構築等を着実に進める。

また、新たに規制対象となる暗号資産デリバティブ取引業にかかる自主規制機関の認定審査を実施し、暗号資産を巡る自主規制機能の早期確立を促進するほか、監督上の協力や定期的な情報交換を含め、自主規制機関との連携強化を図る。

今後、暗号資産等を投資対象とする金融商品が組成される動きも予想される。投資者保護の観点から、特に一般投資家向けの金融商品の組成や販売には慎重に対応すべきであり、必要な手当てをすることを検討していく。

登録審査・モニタリング関係

暗号資産に関連した新たな構想の出現を含めた暗号資産市場の動向把握及び分析を強化し、関係省庁・自主規制機関や海外当局等とも連携しつつ、フォワードルッキングなモニタリングを実施する。

例えば、サイバー攻撃の手口が、日々、複雑化・巧妙化している中で、サイバー攻撃が発生した場合には、事実関係や発生原因等について十分に精査し、それを踏まえ、暗号資産交換業者が実効性のあるサイバーセキュリティ体制を構築しているか改めて検証するなど、日本仮想通貨交換業協会とも連携しつつ、厳正なモニタリングを実施する。

また、登録審査に当たっては、登録に向けた予見可能性の確保に留意した適切かつ着実な審査を実施する。

無登録業者に対しては、営業実態の把握及び警告書の発出等、迅速かつ効率的な対応を行うとともに、関係省庁等と連携して、利用者向けの注意喚起等を実施する。

国際関係

暗号資産はインターネットを活用して容易に国境を越えて取引され、近年は、暗号資産交換業者の海外進出等の動きが見受けられる。マネロン対策や利用者保護を図る上で、海外当局等との連携の重要性は一層高まっている。

こうした背景を踏まえ、引き続き、我が国の知見の共有等を通じて海外当局等との連携を強化し、国際協調に向けた主導的な役割を果たす。具体的には、第2回暗号資産ラウンドテーブルの開催や、海外当局等との監督上の協力を行う。

④ その他の重点施策

(ア) 多重債務者問題への取組み

【金融行政上の課題】

多重債務者は、改正貸金業法の施行や多重債務者対策本部(本部長:金融担当大臣)においてとりまとめられた多重債務問題改善プログラム(2007 年4月同本部決定)等に基づく取組

みにより、ピーク時の約 180 万人から約9万人(本年3月時点)へと大きく減少しているが、引き続き多重債務問題の解決に向けて取組みを進めていく必要がある。

また、銀行カードローンについては、足元では残高は横ばいで推移しているものの、それ以前に見られた残高の増加傾向に対して、過剰な貸付けが行われているのではないかと、多重債務問題の再燃につながるのではないかとといった批判・指摘等がなされてきており、銀行業界全体の業務運営の適正化を図る必要がある¹¹⁹。

【昨事務年度の実績】

多重債務問題改善プログラムに基づく相談窓口の整備・強化のため、相談窓口やヤミ金融の利用防止等を記載したリーフレットを作成し、関係機関に配布したほか、新たな形態のヤミ金融について実態把握を行い、関係機関と連携して注意喚起を行った。昨年 12 月及び本年6月には多重債務問題等懇談会を開催し、貸し手・借り手の状況のフォローアップを行いつつ、関係省庁・有識者等の間で意見交換を行った。

また、ギャンブル等依存症対策については、ギャンブル等依存症対策基本法の施行を踏まえ、消費者庁等と共同で、昨年3月に公表した対応マニュアル¹²⁰の内容を更新し¹²¹、財務局や地方自治体が設置している多重債務相談窓口等に周知を行った。

さらに、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」(2019 年4月閣議決定)に基づき、多重債務相談員向けの研修や、貸付自粛制度を運営する民間金融機関団体と連携した広報活動を行った。

このほか、銀行カードローンについては、カードローン残高の多い銀行(12 行)を中心とした立入検査(昨年1月公表)や、検査実施先以外の銀行(108 行)の実態把握と検査実施先の改善状況の確認(昨年8月公表)に引き続き、その後の各行における業務運営の改善状況について、本年3月に調査票を発出して実態把握を行った。

【本事務年度の方針】

多重債務発生予防のための金融経済教育の推進や、多重債務問題等懇談会などを通じた貸し手・借り手の状況の実態把握を行うとともに、ギャンブル等依存症対策が多重債務対策にもつながるよう、基本計画に沿って、多重債務相談窓口と精神保健福祉センター等の専門機関との連携体制の構築を進める。

また、2022 年4月の成年年齢引下げに向けて、引き続き、今後の業界の貸付方針・取組状

¹¹⁹ 全国銀行協会では、2017 年 3 月に「銀行による消費者向け貸付けに係る申し合わせ」を公表し、各銀行において、これを踏まえた取組みが進められている。

¹²⁰ 財務局や地方自治体が設置している多重債務相談窓口の相談員が的確に相談対応が行えるよう、多重債務相談窓口と精神保健福祉センター等のギャンブル等依存症に関する相談拠点との具体的な連携方法や相談実施方法などを整理したもの。

¹²¹ 多重債務相談員やギャンブル等依存症対策の専門家等の意見も踏まえ、相談対応のチェックリストの追加や、相談員の参考となるよう、精神保健福祉センターにおける回復支援の取組みに関する情報を掲載するなどの更新を行ったもの。

況等を把握の上、必要な対応について業界と議論していく¹²²。

さらに、銀行カードローンの業務運営が、多重債務の発生抑制の観点から適切に行われているかモニタリングしていくとともに、途上管理も含め取組みが不十分な点については、ベスト・プラクティスの共有や対話を通じて、具体的な改善を促していく。

(イ) 内部監査の高度化

【金融行政上の課題】

金融機関のガバナンスが有効に機能し、企業価値を高めていくためには、内部監査を事後チェック型監査からフォワードルッキング型監査へ（過去から未来へ）、準拠性監査から経営監査へ（形式から実質へ）、部分監査から全体監査へ（部分から全体へ）へ転換する必要がある。同時に、内部監査態勢の整備、三様監査（内部監査、監査役等監査、外部監査）や当局との連携により、内部監査を高度化することが重要である。

金融機関の経営環境は急速・革新的に変化していることに加え、SDGs への対応などステークホルダーからの要求も従来以上に多様化・高度化している。内部監査の機能には、こうした環境変化にかかるリスクに対し、未然あるいは少なくとも早期に対応するための機動的・網羅的な対応が求められるようになっている。

【昨事務年度の実績】

大手金融機関を中心として定期的に意見交換を実施したほか、地域金融機関を含むその他金融機関についても、新たにモニタリングの対象に加え意見交換を実施した。また、外国金融機関グループの内部監査部門幹部、監査法人、コンサルティング会社等の内部監査に関する有識者と意見交換を行い、先進的事例を収集した。

こうした意見交換を踏まえ、本年6月、各金融機関の内部監査の水準感や目指すべき方向性についてとりまとめた報告書¹²³を公表し、以下のような問題意識を示した。

- ・ 大手金融機関については、準拠性監査からの脱却や経営環境の変化に対応した監査を志向している状況であるが、内部監査部門による発見事象の背景や原因の掘り下げが十分に行われておらず、経営戦略・業務運営の改善に十分つながっていないといった課題も認められている。先進的な取組み¹²⁴も参考に、経営課題やビジネスモデルに応じて更なる

¹²² 業界団体においては、大手貸金業者等に対する業界の貸付方針・取組状況等を把握するための調査が行われており、今後は、調査の結果を踏まえ、優良事例の公表や事業者へのフィードバック等が行われる予定。

¹²³ 本年6月28日公表「金融機関の内部監査の高度化に向けた現状と課題」

(https://www.fsa.go.jp/news/30/20190628_naibukannsa.html)

¹²⁴ 先進的な取組みの例として、

- ・ 被監査部署等とのコミュニケーションを通じた課題認識の共有に基づく機動的な監査手法（アジャイル型監査）の実施
- ・ ITインフラの整備及びデータ分析をはじめとするITを活用した監査手法の高度化
- ・ 企業文化（カルチャー）に対する監査手法の高度化

高度化を図ることが適当と考えられる。

- ・ 地域金融機関を含むその他金融機関については、経営陣の関与の度合いによって内部監査の水準に大きな差が生じている。経営陣による積極的な関与の下、内部監査部門に組織全体のビジネス・経営戦略を理解した人材を戦略的に配置することや、リスクアセスメント結果に基づく重点監査項目の適切性・網羅性について取締役会で議論するなど、規模・特性に応じた高度化・底上げを図ることが適当と考えられる。

【本事務年度の方針】

内部監査の高度化に向けて、先進的な事例や金融機関の規模・特性に応じた好事例を継続的に収集・蓄積するとともに、内部監査に影響を与える各種指針¹²⁵等の動向を適時に捉え、必要に応じて、内部監査部門等との対話の着眼項目として活用していく。

また、モニタリングにより認識した課題や問題点を金融機関の内部監査部門と共有するとともに、各金融機関の内部監査の水準や規模・特性に見合った事例を紹介するなどして、改善に向けた対応や更なる高度化を促す。さらに、課題や問題点の重要度に応じて、経営陣、社外取締役、監査役、監査(等)委員等との対話の中でも、内部監査の高度化に向けた取組みについて議論していく。

(ウ) 金融機関のシステムモニタリング

【金融行政上の課題】

金融機関では、経営環境の変化を踏まえつつ、自らの経営戦略を実現するために適した IT システムのあり方を検討し、企業価値の向上に繋げていくことの重要性が高まっており、経営者はリーダーシップを発揮し、組織のあり方や経営資源の配分を含めた IT ガバナンスを適切に機能させることが求められている。

一方、非金融からの新たな参入を含め、金融業におけるビジネスと IT の一層の融合が進む中、情報セキュリティ管理やシステムの安全性確保の必要性も高まっており、経営統合に伴うシステム統合だけでなく、将来を見据えた大規模なシステム更改も増えていくと考えられる。

このため、金融機関のモニタリングにおいては、IT ガバナンスを含めた IT システムに関する対話の高度化や、リスクに応じた効率的かつ効果的なオン・オフのモニタリングを進めていくことが必要となっている。

【昨事務年度の実績】

-
- ・ 内外環境変化やビジネスモデルの変革等に対する助言・予測機能の提供、経営戦略の策定段階から内部監査部門が同時並行でモニタリングを機動的に実施する取組み
 - ・ それらを支える専門人材（高いデータ分析能力を有した人材）の確保

等があげられる。

¹²⁵ 例えば、IIA（内部監査人協会）、日本内部監査協会、CIIA（英国勅許内部監査人協会）、海外金融規制当局等が公表する基準・ガイドラインのうち内部監査に関する指針、コーポレートガバナンスコード。

IT ガバナンスに関するモニタリングのあり方について、金融機関や有識者等と議論し、金融機関が主体的に創意工夫を発揮できるよう、IT ガバナンスに関する対話を行うための論点（以下「論点」）及び理解に資するための事例集をとりまとめた¹²⁶。

また、金融機関との対話やシステム障害分析を通じて、イノベーションの進展に伴うサードパーティ・リスク等が高まっていることが認められた。このため、金融機関自らがコントロールできないことを想定したリスク管理や危機管理を行うことの重要性を認識し、将来的にリスクの顕在化が懸念される分野等を含めた障害分析レポート¹²⁷を公表した。

加えて、システム統合・更改について、リスクに応じた効率的なオンサイト・オフサイトのモニタリングを通じて、過去事例から問題が生じやすい点について金融機関に気付きを促し、自主的な改善対応を支援した。

また、検査マニュアルとともに廃止されることとなるシステム統合チェックリストについては、これに代わるフレームワークが一般に存在しないことから、引き続き、「考え方・着眼点」¹²⁶として存続するとともに、課題として取り組むべき事項等をまとめた事例集¹²⁸を公表した。

【本事務年度の方針】

金融機関からの情報収集などを通じたシステム投資の状況等も踏まえながら、「論点」に基づき、経営者によるリーダーシップの発揮、組織のあり方、人材戦略や経営資源の配分等のITガバナンスの機能発揮の状況について、システム共同センター¹²⁹のあり方を含め、双方向の対話を深めていく。

また、IT マネジメントについては、イノベーションの進展に伴う新たなリスクへの対応状況を含め、各業態の課題に応じた議論を行うほか、システム統合・更改等の予定のある金融機関に対して、効果的かつ効率的にオン・オフのモニタリングを行っていく。

¹²⁶ 本年6月21日公表「金融機関のITガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理」及び「別冊1」、「別冊2」（<https://www.fsa.go.jp/news/30/20190621-3.html>）

¹²⁷ 本年6月21日公表「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」（<https://www.fsa.go.jp/news/30/20190621/11.pdf>）

¹²⁸ 本年6月21日公表「システム統合・更改に関するモニタリングレポート」（<https://www.fsa.go.jp/news/30/20190621/21.pdf>）

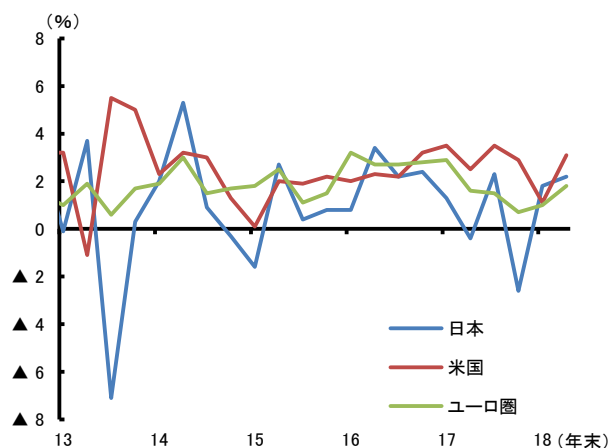
¹²⁹ 複数の金融機関が基幹システム等を共同利用することを目的に設立したシステムセンター

3. 金融仲介機能の十分な発揮と金融システムの安定の確保

(1) 内外の経済・金融市場動向

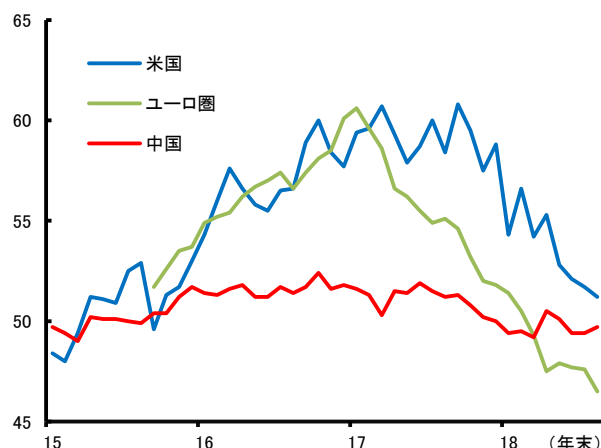
内外経済は緩やかに回復しているが、通商問題の動向や中国経済の先行き、英国の EU 離脱問題等の欧州情勢等によって、内外経済の不確実性は高まっている。こうした中で、中国や欧州の一部地域では景気減速や景況感の悪化が見られる(図表Ⅱ-3-(1)-1、2)。

図表Ⅱ-3-(1)-1 実質 GDP 変化率の推移



(注)四半期ごとの推移(前期比・年率換算)。直近は2019年1-3月。
(資料)Bloombergより、金融庁作成。

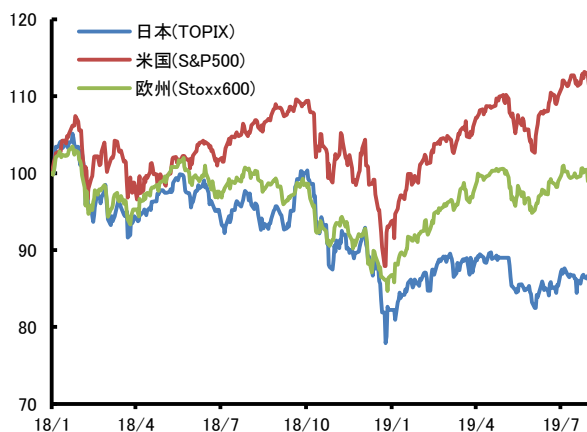
図表Ⅱ-3-(1)-2 主要国の製造業 PMI の推移



(注1) PMI(Purchasing Managers' Index)は、購買担当者へのアンケート調査を基に景況感を指数化したもの。50を超えると改善、50未満だと悪化を示す。
(注2) 米国はISM製造業景況感指数、ユーロ圏はマークイット製造業PMI、中国は国家统计局と中国物流購買連合会による製造業PMI。直近は2019年7月。
(資料)Bloombergより、金融庁作成。

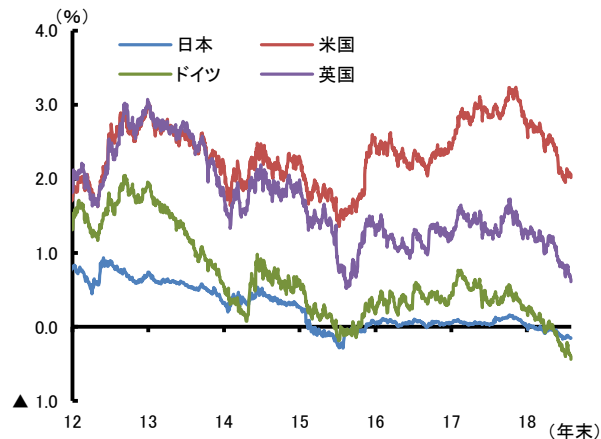
金融市場の動向を見ると、通商問題の動向や米国の政策金利の先行き等に対する懸念や期待等から、株式市場は上下を繰り返す不安定な動きとなり、長期金利についても、昨年秋までの上昇基調から一転して低下し、一部の長短金利においては金利水準の逆転も生じている(図表Ⅱ-3-(1)-3、4)。

図表Ⅱ-3-(1)-3 先進国株価指数の推移



(注)2018年1月1日=100として指数化。直近は2019年7月末。
(資料)Bloombergより、金融庁作成。

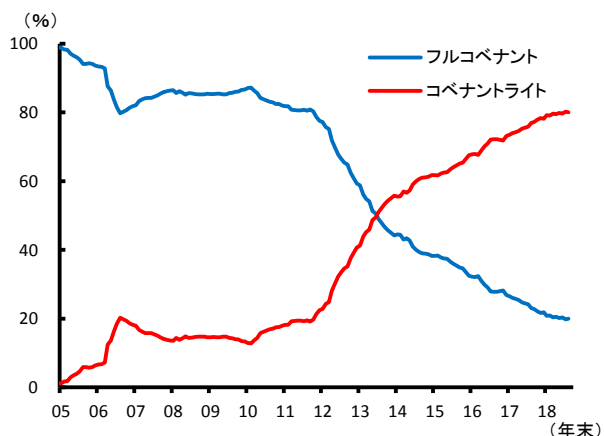
図表Ⅱ-3-(1)-4 10年国債利回りの推移



(注)直近は2019年7月末。
(資料)Bloombergより、金融庁作成。

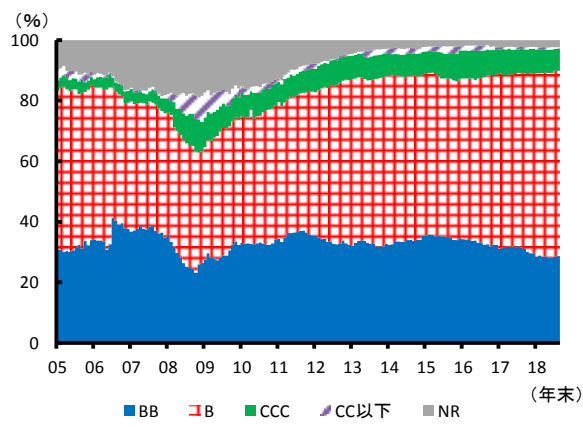
緩和的な金融環境の長期化により、グローバルに利回り追求の動きが継続する中で、米国や欧州では、低格付企業向けの与信（レバレッジド・ローン）や、それを裏付けとするローン担保証券（CLO）市場の拡大が見られる。レバレッジド・ローンでは、コベナントの緩みや借り手のレバレッジの上昇等、クレジットの質の低下が指摘されており、今後経済情勢が悪化した際に、クレジット市場にストレスがかかる可能性が懸念される。また、不動産価格やクレジットスプレッド等、リスク性資産の市場動向にも注意が必要である（図表Ⅱ-3-(1)-5、6、7、8）。

図表Ⅱ-3-(1)-5 コベナントライト比率の推移



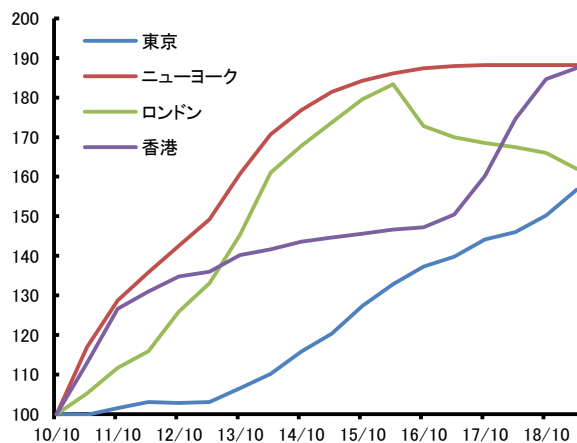
(注)フルコベナント、コベナントライトはそれぞれ、Credit Suisse Leveraged Loan Index を構成する米国レバレッジド・ローンのうち、「財務維持条項と追加負担制限条項を有するローン」と「追加負担制限条項のみを有するローン」の発行額比率。直近は2019年7月末。
(資料)Credit Suisse より、金融庁作成。

図表Ⅱ-3-(1)-6 レバレッジド・ローンの格付内訳の推移



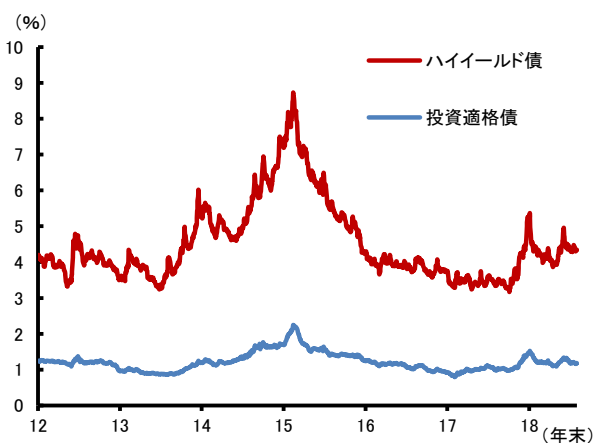
(注)対象は Credit Suisse Leveraged Loan Index を構成する米国レバレッジド・ローン。同一のローンにおいて、格付機関による格付格差がある場合は低位の格付に分類。直近は2019年7月末。
(資料)Credit Suisse より、金融庁作成。

図表Ⅱ-3-(1)-7 オフィス価格の推移



(注)2010年10月1日＝100として指数化。直近は2019年4月。
(資料)一般財団法人 日本不動産研究所より金融庁作成。

図表Ⅱ-3-(1)-8 クレジットスプレッドの推移



(注)対象は米国債券(全セクター)におけるオプション調整後スプレッド。直近は2019年7月末。
(資料)Bloomberg より金融庁作成。

(2) 我が国金融システムの現状と金融機関の評価

【金融行政上の課題】

我が国においては、低金利環境の下、金融機関は収益面で厳しい状況に置かれている。加

えて、人口減少による国内市場の縮小やデジタル化の台頭による新たな競争も進展している。

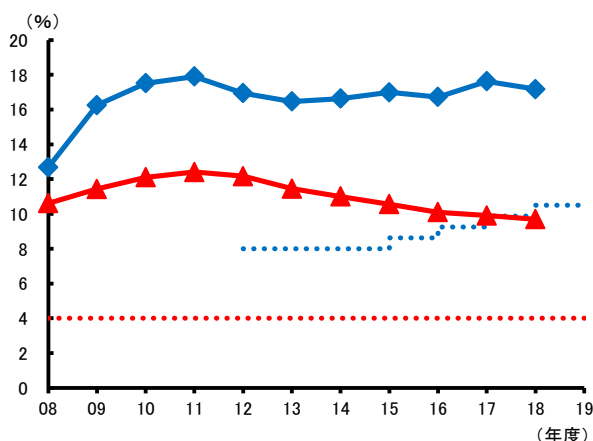
こうした環境において、金融庁としては金融システムの安定を確保しつつ、本邦金融機関が持続可能なビジネスモデルを構築し、適切に金融仲介機能を発揮できるように、日々、内外経済・金融市場の動向を注視し、金融システムの現状や潜在的なリスクを分析・評価した上で、金融機関をモニタリングし、適切な対応を行う必要がある。

【昨事務年度の実績】

我が国金融システムの現状

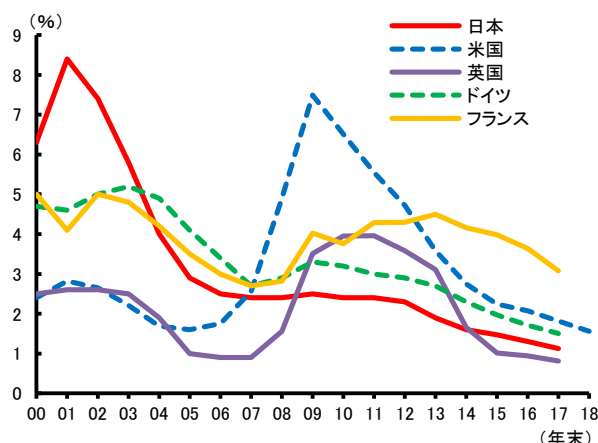
我が国金融システムの中心である銀行の自己資本比率は規制上の最低水準を十分上回るバッファを備えており、頑健性は維持されている。また、不良債権比率は 2001 年以降で最も低い水準となっており、諸外国と比べても低位で推移している。現時点において、我が国金融システムは総じて安定し、頑健性を備えていると言える(図表Ⅱ-3-(2)-1、2)。

図表Ⅱ-3-(2)-1 自己資本比率等



● 総自己資本比率(加重平均、国際統一基準)
● 総自己資本比率最低基準(8.0%) + 資本保全バッファ(国際統一基準)
▲ 総自己資本比率(加重平均、国内基準)
● 自己資本比率最低基準(4.0%) (国内基準)
(注) 主要行等及び地域銀行について、総自己資本比率を計算。
(資料) 金融庁

図表Ⅱ-3-(2)-2 各国の不良債権比率の推移



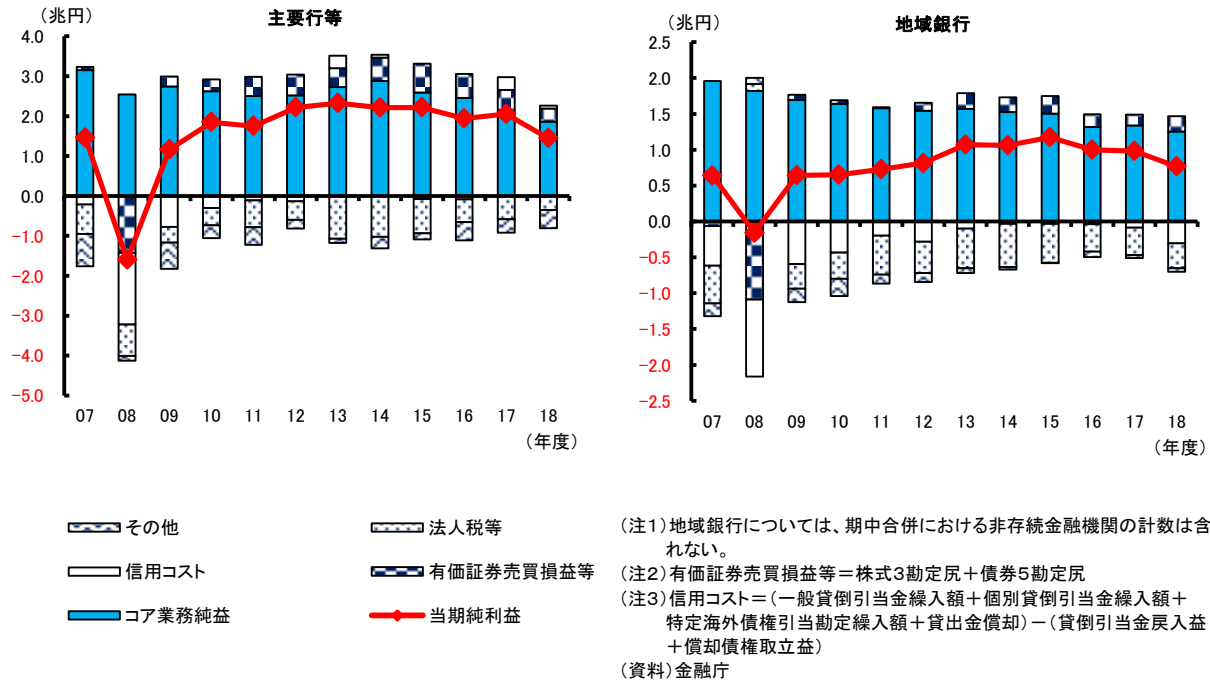
(注) 日本は、年度末の計数。日本以外の国は、その年の12月末の計数。
(資料) CEICより、金融庁作成。

本邦金融機関の評価

(低金利環境の影響)

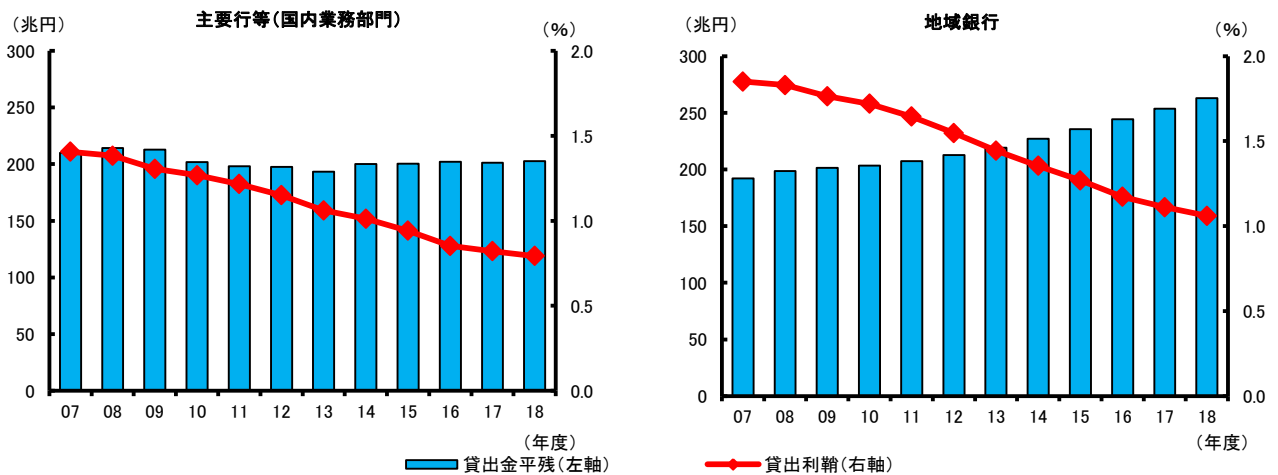
預金取扱金融機関の本年3月期決算を見ると、本業の収益力を表すコア業務純益(業務純益から国債等関係損益等の一時的な変動要因を除いたもの)は引き続き低下傾向にあり、一部の特殊要因もあり、当期純利益は前年比で大きく落ち込んだ(図表Ⅱ-3-(2)-3)。

図表Ⅱ-3-(2)-3 預金取扱金融機関の決算の動向



こうした収益低下の一つの要因は、国内における貸出利鞘の縮小を通じた資金利益の減少であり、引き続き、貸出利鞘の動向を注視していく(図表Ⅱ-3-(2)-4、5)。

図表Ⅱ-3-(2)-4 貸出利鞘と貸出金の推移

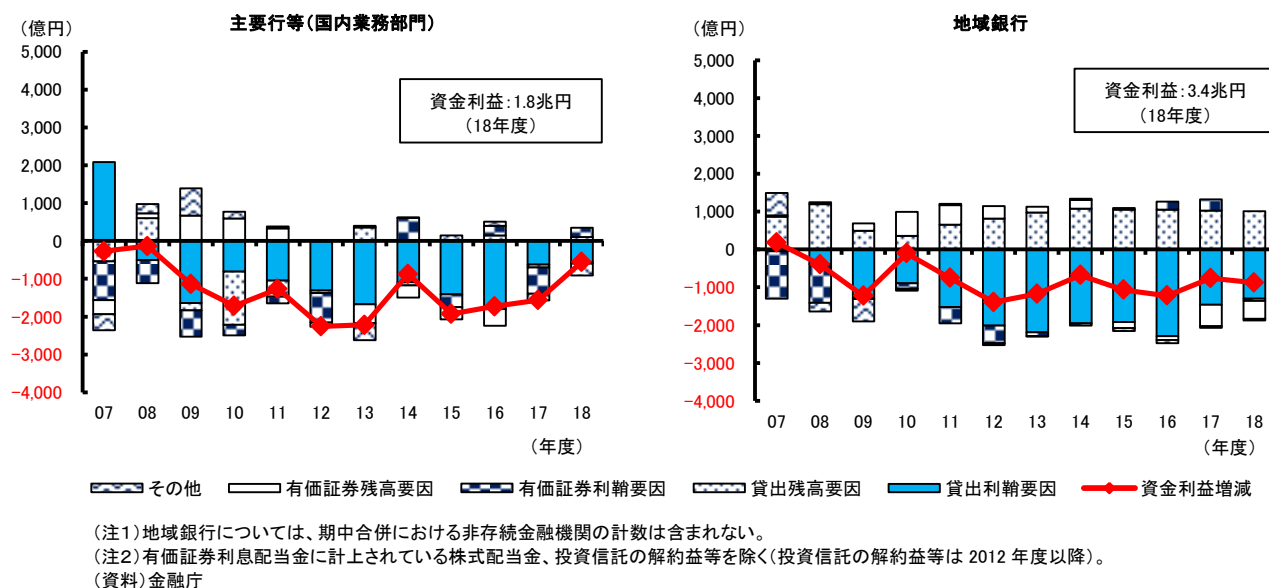


(注1) 地域銀行については、期中合併における非存続金融機関の計数は含まれない。

(注2) 貸出利鞘＝貸出金利回り－資金調達利回り(資金調達費用から金利スワップ支払利息を除く)

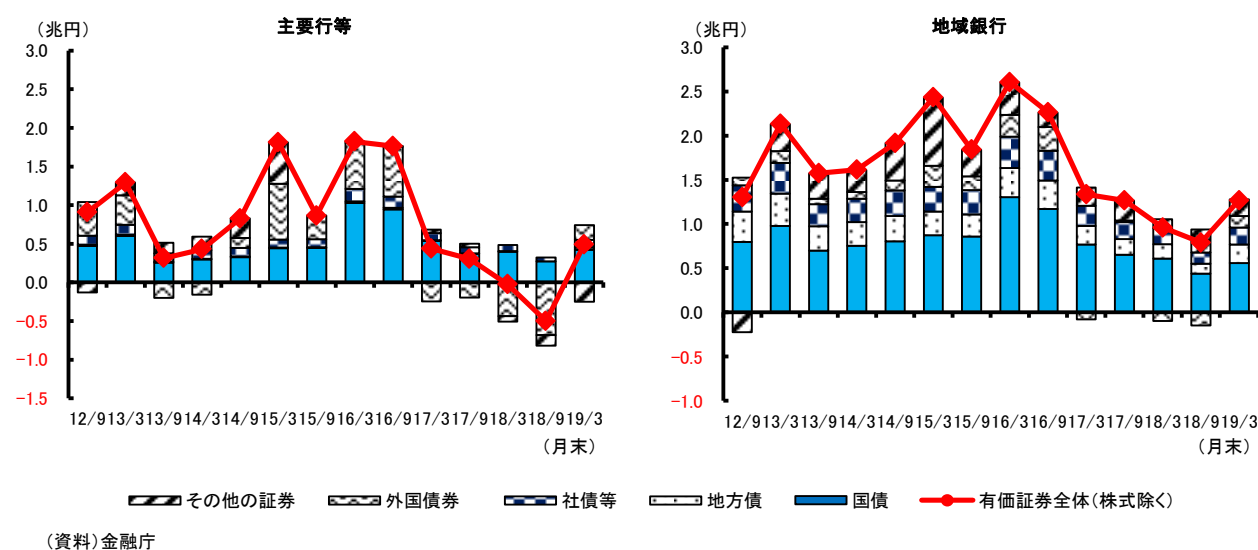
(資料) 金融庁

図表Ⅱ-3-(2)-5 資金利益(株式の配当金等を除く)の増減要因の推移



加えて、昨年と比べて、有価証券評価差額(株式は除く)は改善したものの、益出し余力は、依然として低い水準である(図表Ⅱ-3-(2)-6)。

図表Ⅱ-3-(2)-6 種類別有価証券評価差額(株式を除く)の推移



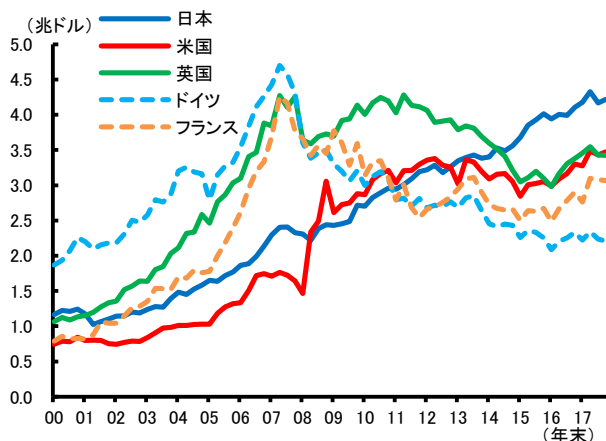
(収益力の低下の結果)

収益力が低下する中、我が国の銀行は、海外の有価証券投資を含む海外向け与信や不動産業向け貸出等を増加させている。

海外向け与信は、引き続き、増加傾向を維持している(図表Ⅱ-3-(2)-7)。海外の有価証券投資としては、一部の金融機関でCLO投資の拡大が見られる。

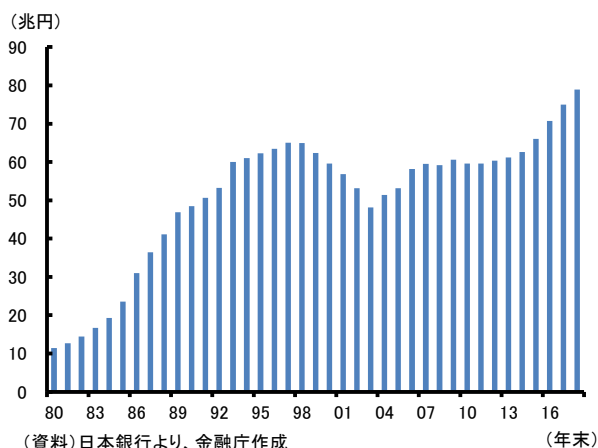
また、不動産業向け貸出に関しては、新規貸出実行額は前年を下回って推移し、1980年代と比べて貸出残高の伸びは緩やかで、過去の不動産バブル期のような過熱感は見られないものの、貸出残高は過去最高水準にある(図表Ⅱ-3-(2)-8、9)。低金利環境下における過度な収益追求行動がリスクの蓄積につながらないよう留意が必要である。

図表Ⅱ-3-(2)-7 主要国の海外向け与信残高の推移



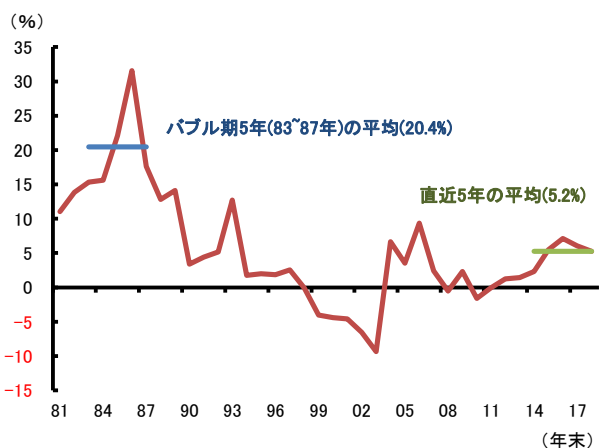
(資料) BIS より、金融庁作成

図表Ⅱ-3-(2)-8 不動産業向け貸出残高



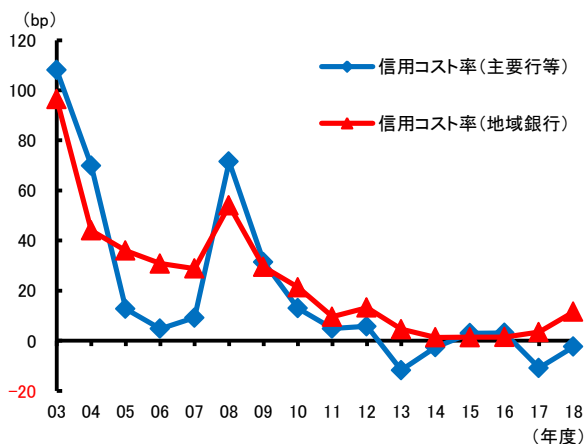
(資料) 日本銀行より、金融庁作成

図表Ⅱ-3-(2)-9 不動産業向け貸出の前年比伸び率



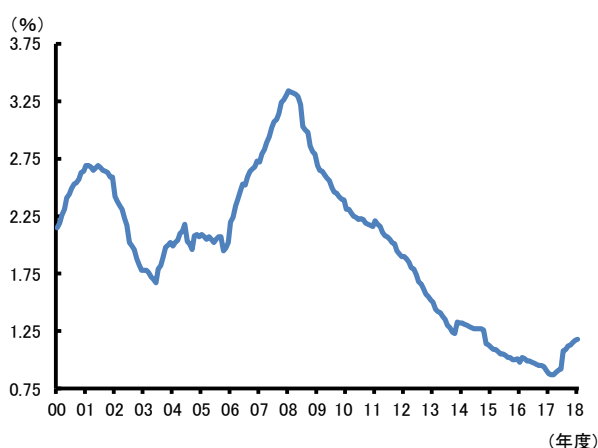
景気が緩やかに回復する中で、近年、主要行等及び地域銀行の信用コスト率は、過去の平均と比べて極めて低い水準で推移していたが、本年3月期決算では、信用コスト率は上昇し、銀行の貸出先企業のデフォルト率も昨年を底に反転上昇している(図表Ⅱ-3-(2)-10、11)。今後、一段のデフォルト率上昇は、銀行の信用コストの増加につながるおそれがあり、動向を注視していく必要がある。

図表Ⅱ-3-(2)-10 信用コスト率の推移



(注1) 期中合併における非存続金融機関の計数は含まれない。
(注2) 信用コスト率＝信用コスト額/貸出金残高
(注3) 信用コスト＝(一般貸倒引当金繰入額＋個別貸倒引当金繰入額＋特定海外債権引当勘定繰入額＋貸出金償却)－(貸倒引当金戻入益＋償却債権取立益)
(資料) 金融庁

図表Ⅱ-3-(2)-11 貸出先企業のデフォルト率



(注1) 金融機関 70 社の提出データより集計したデフォルト率(＝デフォルト先数/非デフォルト先数)
(注2) デフォルト先は「過去 12 ヶ月以内に、3ヶ月以上延滞先、もしくは破綻懸念先以下の債務者区分に初めて該当した債務者」、非デフォルト先は「前年3月末(1月、2月については前々年3月末)時点における、正常先、要注意先のうち、過去にデフォルト先に該当したことがない債務者」
(資料) 日本リスク・データ・バンクより、金融庁作成

【本事務年度の方針】

本邦金融機関の健全性を確保する観点から、

- ・ 長期に亘る低金利環境下において、金融機関が過剰なリスクテイクを行い、その結果として金融システムに大きな影響を及ぼすリスクが蓄積していないか
- ・ 低金利環境やマクロ環境が変化する中において、金融機関が持続可能なビジネスモデルを構築し、健全性を維持できるか

といった点を注視し、内外経済・金融市場の動向をリアルタイムに情報収集する。そして、得られた情報を踏まえ、金融システムにおける潜在的なリスク等を分析・評価した上で、横断的な視点から金融機関をモニタリングしていく。さらに、確認されたリスクに対して、日本銀行等とも連携し多面的な情報分析を行い、金融システムの安定を確保する観点から、必要な検討及び対応を行う。

(3) 地域金融

① 地域金融機関の課題と対応

【金融行政上の課題】

地域金融機関を取り巻く環境は、低金利環境の継続や人口減少、高齢化の進展等により年々厳しさを増している。こうした中、地域金融機関において安定した収益や将来にわたる健全性が確保されない場合、結果として、地域において十分な金融仲介機能を発揮できなくなり、地域経済や利用者に多大な悪影響を与えることにもなりかねない。

そのため、地域金融機関は、持続可能なビジネスモデルを構築し、将来にわたる健全性を確保することが必要である。一つ一つの地域金融機関のおかれた環境、経営理念・経営資源等に応じ、最適なビジネスモデルは金融機関ごとに異なることから、まずは、地域金融機関の経営者が、自らに適したビジネスモデルとは何か、真剣に検討することが重要である。

他方、顧客である地域企業をみると、厳しい経営環境に直面する中で、経営改善や事業再生、事業承継等が必要な企業が多数存在している。こうした地域企業の中には、例えばどのような経営戦略・計画を描き、それをどのように実現し、その実現のためにはどのような人材を確保すればよいのか、また、どのようにファイナンスをすればよいのか等が分からず、自身の生産性向上が実現できていない企業も多いのではないかと指摘もある。

地域金融機関は、地域企業の真の経営課題を的確に把握し、その解決に資する方策の策定及び実行に必要なアドバイスや資金使途に応じた適切なファイナンスの提供、必要に応じた経営人材等の確保等の支援を組織的・継続的に実践する必要がある。このような金融仲介機能を十分に発揮することによって、地域企業の生産性向上を図り、ひいては地域経済の発展に貢献していくことが求められている。こうしたことが、金融機関自身にとっても継続的な経営基盤を確保する上で重要であると考えられる（「共通価値の創造」）。

地域金融機関が将来にわたる健全性を確保し、地域における金融仲介機能を継続的に発揮するためには、経営陣が、確固たる経営理念を確立し、その実現に向け、的確な現状分析に基づく実現可能性のある経営戦略・計画を策定し、これを着実に実行するための態勢を構築する必要がある。この中で、金融機関の実情に応じ、例えば、リスク・アペタイト・フレームワーク(RAF)、金融仲介機能のベンチマーク、ポートフォリオ全体の分析やビジネスラインごとの経営分析、ストレステスト等を活用することが考えられる。その際、時間軸をしっかりと意識して取り組むことが鍵となる。また、経営計画については、営業店への浸透を図るとともに改善を図ること(PDCA の実践)が求められる。さらに、取締役会(社外取締役を含む)がガバナンスを発揮し、経営に対して有益な貢献や規律付けを行うことも重要である。

こうした認識の下、地域金融機関の経営やガバナンスについて深度あるモニタリングを行いながら、金融仲介機能の適切な発揮と健全性確保の両立を目指す。その際、個別の金融機関の実情等に十分配慮し、画一的な対応にならないように努めることが重要であるほか、多数の金融機関に対しては金融仲介機能の発揮に向けた取組みを見守る一方、収益性が大幅に低下・継続的に低迷しているような一部の金融機関に対しては早め早めの経営改善を促すなど、課題に応じた対応が必要となる。

金融庁においては、地域金融機関が目指すビジネスモデルとその持続可能性、金融仲介機能の発揮等について、財務局と一体となり対話、モニタリングを実施していく。

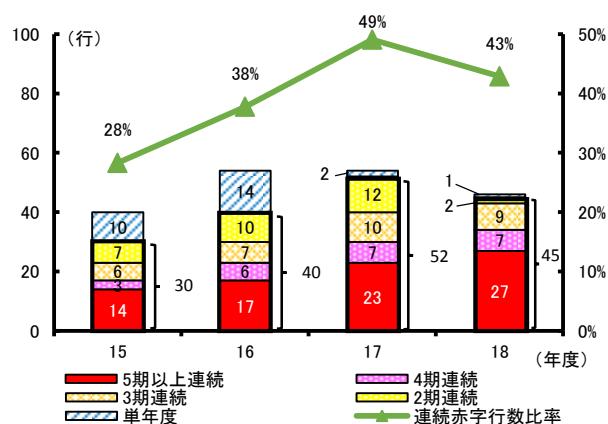
【昨事務年度の実績】

地域金融機関を巡る経営環境

昨事務年度「実践と方針」では、一昨年度において地域銀行 106 行中 52 行が顧客向けサービス業務の利益が連続赤字、うち 23 行は5期以上の連続赤字となっているなど、同利益が赤字となった銀行の多くで黒字転換できない状況が窺えることを指摘した。

昨年度(2019 年3月期)の顧客向けサービス業務の利益の状況を見ると、経費の減少等により、連続赤字となっている銀行数は 105 行中 45 行と減少した一方、5期以上の連続赤字となっている銀行数は 23 行から 27 行へと増加するなど、黒字転換の進まない状況が続いている(図表Ⅱ-3-(3)-1)。

図表Ⅱ-3-(3)-1 地域銀行の顧客向けサービス業務利益の状況

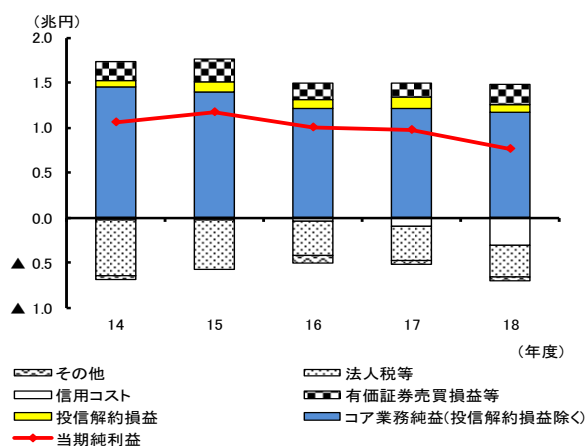


- (注1) 顧客向けサービス業務の利益率

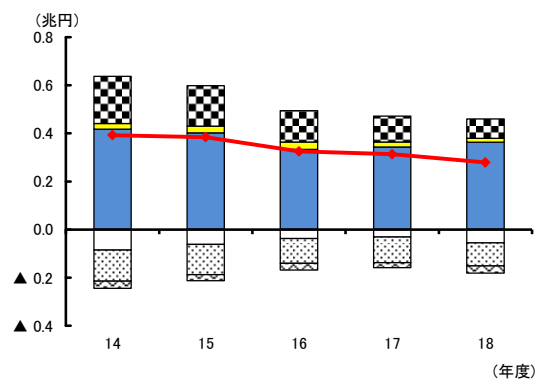
$$= (\text{貸出残高} \times \text{預貸金利回り差} + \text{役務取引等利益} - \text{営業経費}) / \text{預金(平残)}$$
- (注2) 連続赤字行数比率は、地域銀行 105 行 (17 年度以前は 106 行) に占める顧客向けサービス業務の利益率が 2 期以上にわたって連続して赤字となっている銀行の比率。
- (注3) 2 期以上の連続赤字行は、黒太枠で表示。
- (注4) 18 年 5 月に発足したきらぼし銀行については、17 年度以前においては、旧東京都民銀行の利益率を使用した。
- (資料) 金融庁

過去5年間の地域銀行の決算の状況を見ると、コア業務純益(投信解約損益除く)は、貸出利鞘の縮小から低下傾向で推移し、当期純利益も、昨年度において与信関係費用の増加等を背景に減少している。特に、信用コスト率は、極めて低い水準で推移しているものの、2017 年度以降は上昇しており、今後の動向を注視していく必要がある。信用金庫・信用組合の決算についても、コア業務純益が足元微増であるものの、おおむね地域銀行と同様の傾向となっている(図表Ⅱ-3-(3)-2、3、4)。

図表Ⅱ-3-(3)-2 地域銀行の決算の状況

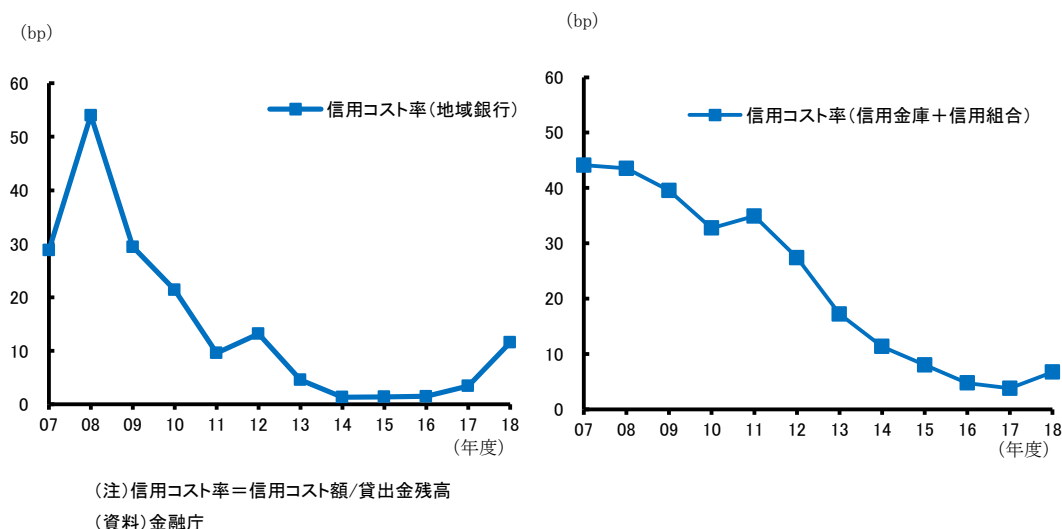


図表Ⅱ-3-(3)-3 信用組合・信用金庫の決算の状況



- (注1) 期中合併における非継続金融機関の係数は含まれない。
- (注2) 有価証券売買損益等＝株式3勘定戻＋債券5勘定戻
- (注3) 信用コスト＝(一般貸倒引当金繰入額＋個別貸倒引当金繰入額＋特定海外債権引当勘定繰入額＋貸出金償却)－(貸倒引当金戻入益＋償却債権取立益)
- (資料) 金融庁

図表Ⅱ-3-(3)-4 地域金融機関の信用コスト率の推移



また、当期純利益については、一部には、投資信託を含む保有有価証券の益出しにより一定水準を確保する動きも見られる。しかしながら、益出しは金融・資本市場の動向の影響を多分に受けるほか、その余力にも限界があり、特に、内外の金融・資本市場が不透明感を増す中で、益出しにより将来にわたり継続的かつ安定的に収益をあげていくことは困難と考えられる。

継続的かつ安定的な収益状況を把握するに当たっては、一時的な有価証券の益出し等を除いて考える必要があるが、コア業務純益には、債券や株式による直接の益出し分(債券関係損益、株式等関係損益)は含まれていない一方、投資信託解約損益は含まれている。こうした点を踏まえ、本年5月、他の有価証券の売却損益と同様に、投信解約損益についてもその影響を除いた数字を把握できるよう、「コア業務純益(除く投資信託解約損益)」を法令上の開示項目とする銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)を公表し、意見公募手続を実施した。

金融仲介機能の発揮状況

(企業から見た金融機関の評価(企業アンケート調査))

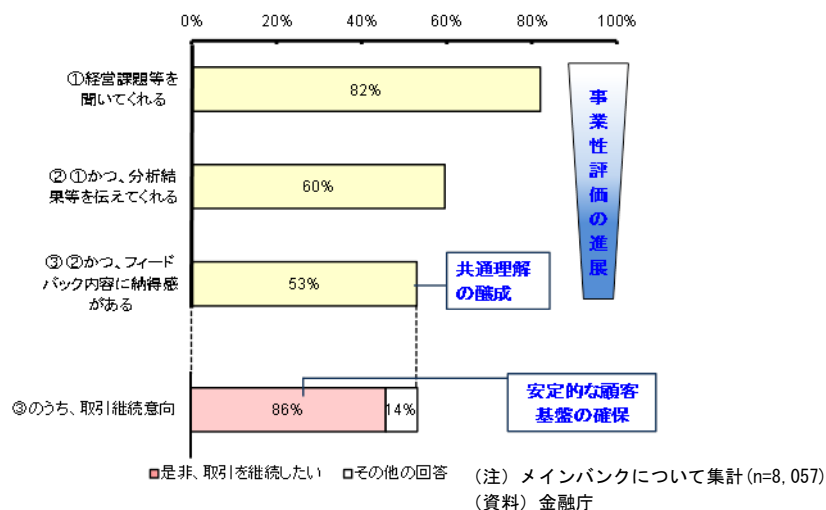
顧客企業による金融機関の評価を明らかにするため、金融庁では、2015年度より地域銀行をメインバンクとする企業に対してアンケート調査を実施している。

2018年度調査¹³⁰では、前年度の調査で一定の改善の兆しが窺われた「金融機関による顧客企業の事業内容等の理解や顧客と向き合う意識・取組姿勢」の次のステップとして、「銀行から顧客企業への経営課題や評価の情報のフィードバック」と、それに関する「顧客企業の認識との一致」の状況に主眼をおいた。

¹³⁰ 2018年度調査では約3万社に対してアンケートを依頼し、9,371社から回答があった(回答率:約3割、地域銀行1行あたりの平均回答者数:135社)。

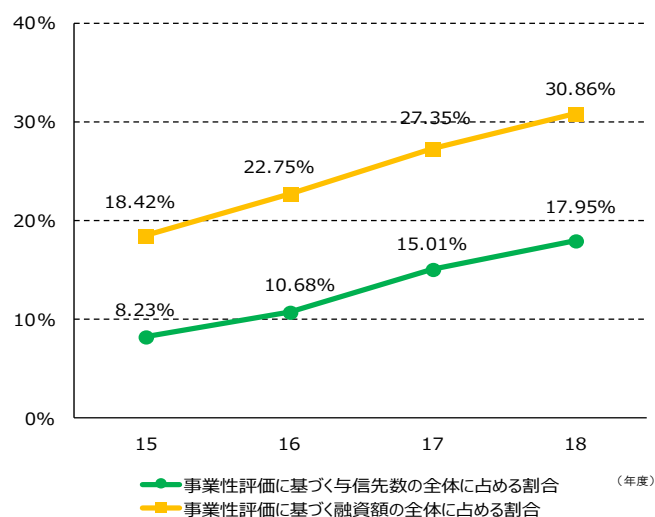
調査によれば、地域金融機関の事業性評価の進展により、経営課題について納得感のある分析や対応を行っていると考える企業が約半数に上った。また、これらの企業の9割弱が、当該取引金融機関との取引継続を強く希望している(図表Ⅱ-3-(3)-5)。

図表Ⅱ-3-(3)-5 共通理解の醸成と取引継続意向



こうした結果からは、金融機関が金融仲介機能を発揮していく上で、取引先企業の経営課題等に耳を傾け、企業と向き合うことはもとより、自身の分析結果を伝え、企業との間で認識を一致させて共通理解の醸成を進めていくことが、金融機関にとっても安定的な顧客基盤の確保につながっていくことが窺われる。

図表Ⅱ-3-(3)-6 事業性評価に基づく与信先数・融資額の全体に占める割合の推移



(注) 16/3期～19/3期の4期間において全ての計数の確認ができる地域銀行について集計(n=88)。
(資料) 金融庁

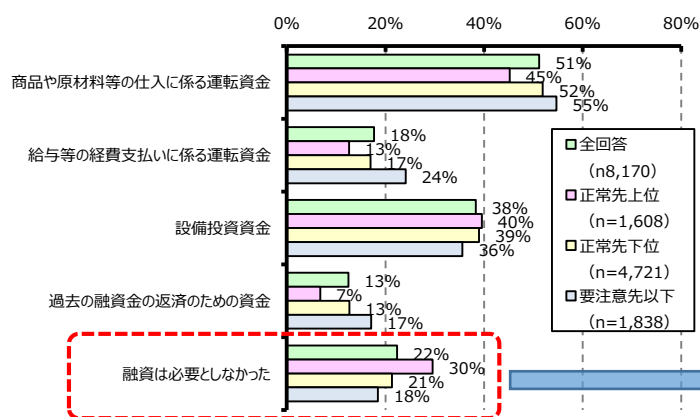
また、こうした企業の事業内容や成長可能性を適切に評価する事業性評価に基づく融資について、地域銀行から提出された「金融仲介機能のベンチマーク」の進捗状況を見ると、一定の進展が見て取れる。具体的には、共通ベンチマークの一つである「事業性評価に基づく与信先数・融資額の全体に占める割合」の推移についてみると、与信先数・融資額とも年々割合が上昇しており、着実な取組みの進展が窺える。

企業アンケート調査では、過去1年間に取引先銀行からの「融資を必要としなかった」と回答した企業の割合は約2割であったが、このうち取引先銀行から何らかの提案を受けたいサービスがあると回答した企業は7割超あり、融資ニーズがない企業でも、融資以外のサービスのニーズは相応にあることが窺われる。また、実際の地域銀行の企業訪問時の取組状況については、「資金繰りの相談、融資の提案」が6割に上る一方、「経営改善支援サービスの提案」は3割に止まっており、引き続き、地域金融機関において、取引先企業のニーズを汲み取り、これに応じた各種サービスを提供していくことが期待される(図表Ⅱ-3-(3)-6、7)。

こうした観点からも、金融機関においては、事業性評価等を行うにあたって、書類作成が目的化するなどの形式的な対応ではなく、顧客の真のニーズを把握し的確にこれに応じるなど実質的な経営支援サービスにつなげていくことが重要である。

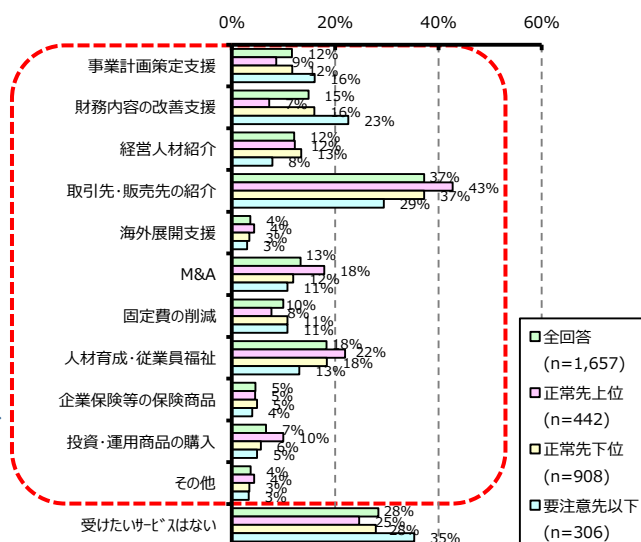
図表Ⅱ-3-(3)-7 融資・サービスに対するニーズ

Q. 過去1年間、取引金融機関からどのような「融資」を受けたいと思いましたか。(複数回答可)



(資料) 金融庁

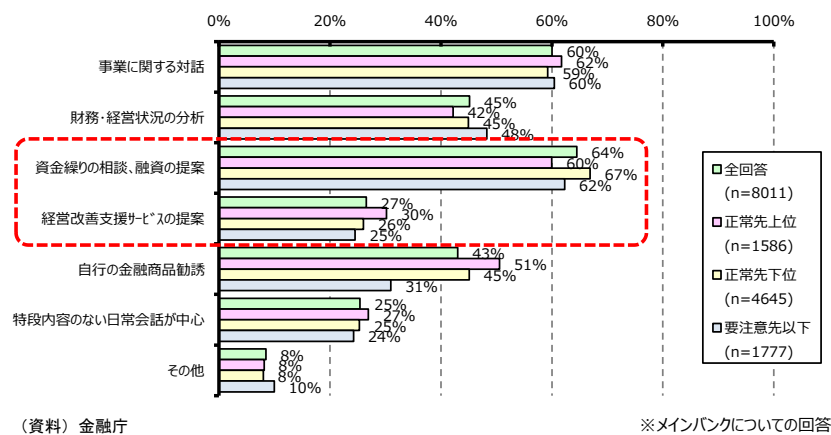
Q. 取引金融機関から「提案を受けたいサービス」にはどのようなものがありますか。(複数回答可)



※「融資は必要としなかった」とした者の回答

図表Ⅱ-3-(3)-8 金融機関の担当者による訪問時の取組内容

Q. 過去1年間について、取引金融機関の担当者は、貴社を訪問した際、どのようなことをしてくれましたか。(複数回答可)



なお、「金融仲介機能のベンチマーク」については、当局と金融機関との対話において活用されているところ、地域金融機関の経営等においてはまだ積極的に役立てられていないとの指摘もあり、各金融機関において、広く現状把握や経営分析に活用されることが期待される。

(地域金融機関による中堅・中小企業への海外展開支援に関する対応)

顧客企業に対する経営支援の観点からは、中堅・中小企業が、海外に進出するに当たって、資金調達以外にも、必要な情報、ノウハウ、人材といった経営資源の確保等の様々な課題に直面していることも、重要な視点と考えられる。地域金融機関には、地域の中堅・中小企業が海外進出を検討する時から進出後に事業を軌道に乗せるまでのプロセス全体において、中堅・中小企業に伴走する支援が期待されている。

地域金融機関の海外展開支援における課題につき調査を実施した結果、地域金融機関において、専門機関等と更に連携し、取引先企業の海外進出時の課題把握・戦略策定及び進出後の現地通貨によるファイナンスや人材・販路拡大等の支援を一層強化することが課題であることが確認された。このため、特にニーズが高い課題分野に詳しい内外の専門機関等を招聘し、全国地方銀行協会と金融庁の共催で「海外進出支援実務セミナー」を開催し、地域金融機関の中堅・中小企業に対する海外展開支援における実務能力向上や専門機関等との連携強化を図った。

持続可能なビジネスモデルの構築

(「気づき」を得るための対話の実践)

昨事務年度は、地域金融機関における持続可能なビジネスモデルの構築を促すべく、金融機関ごとに異なる時間軸を意識し、「金融仲介機能の発揮」と「金融システムの安定」の両立を念頭にバランスのとれたモニタリングを実施するよう配慮した。

こうした対話に当たっては、財務局・金融庁それぞれにおいて、客観的事実に基づいた対話を通じて、当局と金融機関の双方が新たな気づきを得ることを企図する「探究型対話」という新たなモニタリング手法を構築すべく、工夫と実践を試みた。そうした中で、例えば、当局との対話を契機として有価証券の含み損の早期処理に動き始めた事例など、当局と金融機関の間で「気づき」を得た事例や、経営理念の現場への浸透、実現状況についての問題意識を金融機関との間で共有できた事例等も見られた¹³¹。

なお、対話においては、経営トップとの議論のほか、役員や本部職員、支店長、営業職員といった様々な階層との意見交換を行い、経営方針の組織への浸透状況や営業現場での実践のあり方等を含めた金融機関の全体像を把握するよう試みた。また、個別金融機関との対話のほか、業界団体とも協力して、複数の金融機関の役員や支店長との意見交換会の実施や業界団体主催の社外取締役向け研修会への参画により、現場目線での課題の把握や金融機関のガバナンスに関する認識共有等を図った。

（対話の質の向上に向けた情報・知見の蓄積）

昨年9月に立ち上げた「生産性向上支援チーム」では、こうした当局における対話の質を高め、各金融機関の「気づき」に資するよう、情報・知見の蓄積に取り組んだ。

具体的には、東北地区において、地域企業や地方自治体、商工会議所等の支援関係者との対話等を通じた関係構築、地域企業のおかれている現状・産業の構造などに関する幅広い情報収集を試みた。

この結果、金融機関の取引先や支援関係者との面談の中で、

- ・ 近年では、地域金融機関において企業の経営支援サービスに前向きな姿勢が見え始めており、今後に期待している

といった、金融機関の取組みを評価する声が多数聞かれた。その一方で、支援関係者から

- ・ 金融機関が経営支援サービスを提供することにより、規模が大きい企業から得られる手数料は高く、金融機関の職員も評価されるが、高額な手数料負担が厳しい小規模企業は後回しにされがち
- ・ 金融機関は、創業支援について相談窓口等を設置しているが、必ずしも自ら情報を拾いに行くという印象はなく、創業期の資金繰りは、むしろ税理士等の方が熱心ではないか

といった声が聞かれた。さらに、取引先企業からは、

- ・ 税理士や支援団体には早めに色々と相談するが、金融機関とは金利や借入条件の話があるので、こちらもある程度材料を揃えてから対応しなければならないと考えている。また、金融機関の職員は、得手不得手が明確でなく、専門分野が何かわからない

¹³¹ 「探究型対話」に関する取組みの詳細は、「金融仲介機能の発揮に向けたプロセスレポート」（本年8月28日公表）参照

- ・再生計画等の策定に当たって、金融機関との折衝では、残債務の返済原資を確保するためだけにリストラありきの計画がつくられるのではないかと、計画策定時に金利を引き上げることで、金融機関ばかりが得をしているのではないかなどと感じる

といった声が聞かれた。このように、金融仲介の課題についても確認されたところである。

今後、こうして得られた「探究型対話」の手法や知見を取り入れつつ、金融庁と財務局が一体となって、引き続き地域銀行自身の「気づき」に基づく組織的・継続的な取組みを促していく。

（有価証券運用モニタリング）

平成28事務年度及び29事務年度の有価証券運用に関するモニタリング結果をとりまとめた「地域銀行有価証券モニタリング中間とりまとめ」¹³²で明らかになった課題を踏まえて、オン・オフ一体の有価証券運用モニタリングを実施した。

その結果、一部の地域銀行において、顧客向けサービス業務の利益が赤字となっている中、これを補うために期間収益の積上げありきの投資方針を掲げ、自行の経営体力に見合ったリスク量ではなく、当期の収益を確保することを前提としたリスクテイクを行い、多額の含み損を抱えてしまった事例が見受けられた。

他方で、有価証券運用態勢に関する自らの状況を踏まえて、経営陣がしっかり関与した下記のような事例も見受けられた。

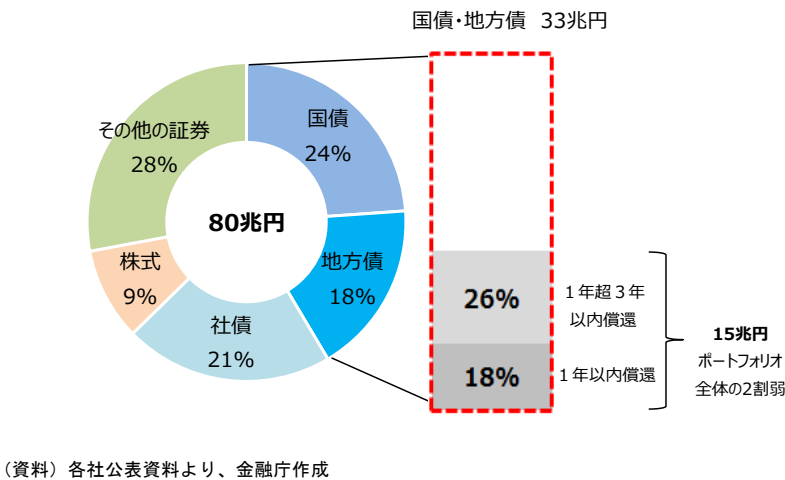
- ・損失限度額管理態勢の見直しやアクションプランの策定等により、外貨金利リスクに対する態勢が整備されていたことに加え、2017年末からの米国金利が上昇し始めたタイミングでは、損失限度額やアクションプラン発動基準に抵触していなかったものの、経営陣関与の下、経営会議及びALM委員会において検討会を開催し、機動的に意思決定を行った。
- ・リスクテイク領域や投資スタンスの決定に経営陣が関与した上で、運用方針や計画等を明確化している。具体的には、経営体力や現在の市場環境を考慮して、自らリスクコントロールしやすいリスク(株式、金利)を市場環境に合わせて取る方針としており、特に、機動的に売買を行う株式型・金利型の投資信託については、損失限度額をコア業務純益の範囲内に設定するとともに、保守的なストレステストを実施した上でアクションプランを策定し、定期的な見直しを行っている。

さらに、地域金融機関の有価証券運用については、低金利環境が継続する中で、地域銀行の有価証券運用全体(政策株式を除く)の国債や地方債のうち、約4割が今後3年以内に償還を迎える(図表Ⅱ-3-(3)-9)。今後、同様の資産への再投資では収益低下が見込まれ、同水準の利益を維持するための過度なリスクテイクの懸念があるほか、有価証券運用態勢に影響

¹³² 「地域銀行有価証券運用モニタリング 中間とりまとめ」(昨年7月公表)で示した地域銀行の有価証券運用に対する問題意識(①経営体力・リスクコントロール能力に見合ったリスクテイク、②リスクテイクに見合った実効的な運用態勢・リスク管理態勢の構築、③リスクガバナンスの発揮)に基づき、対話を実施(<https://www.fsa.go.jp/news/30/ginkou/20180713-1/20180713-1-2.pdf>)。

を与える時価算定会計基準の見直しも行われており¹³³、継続的に地域金融機関の状況をモニタリングしていく必要がある。

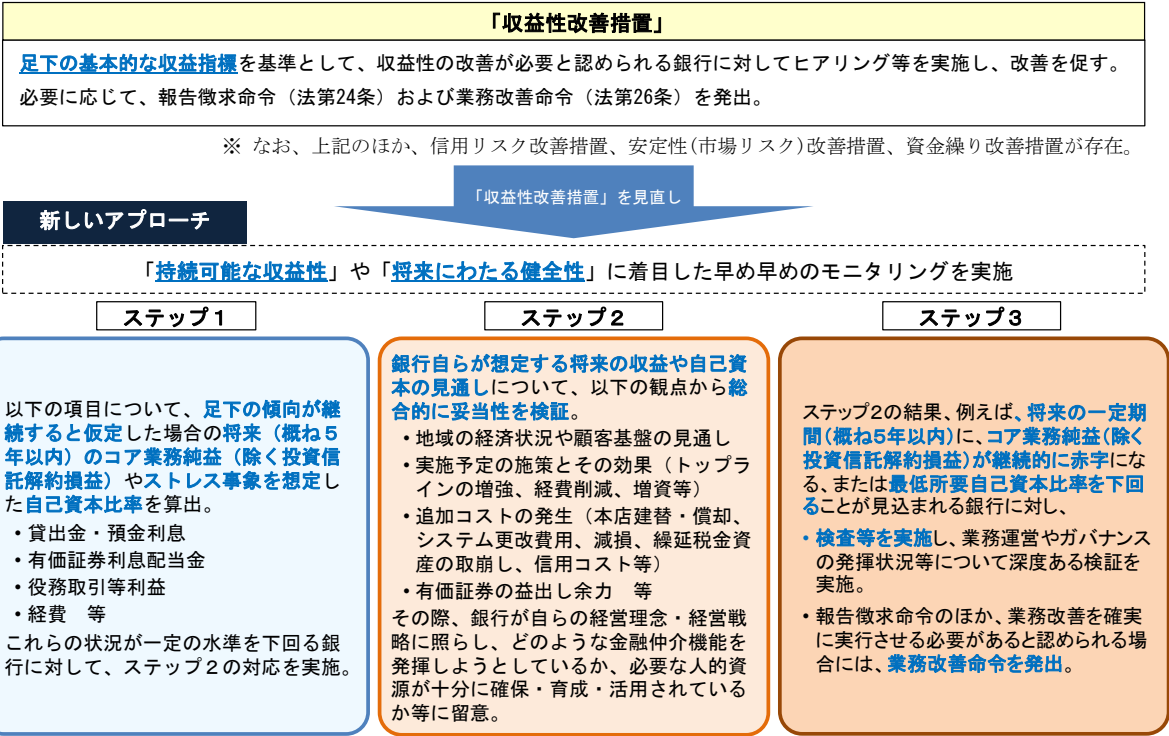
図表Ⅱ-3-(3)-9 地域銀行の有価証券の保有状況（2019年3月末時点）



（早期警戒制度の見直し）

昨事務年度「実践と方針」に記載しているとおり、地域金融機関が、将来にわたる健全性を確保し、金融仲介機能を継続的に発揮していくため、足元の実態に留まらず、持続可能な収益性、将来にわたる健全性についてモニタリングを行い、早め早めの経営改善を促す観点から、早期警戒制度を見直し、監督指針の改正を行った（図表Ⅱ-3-(3)-10）。

図表Ⅱ-3-(3)-10 早期警戒制度見直しの概要



133 2. (1) ⑤イ c) 会計基準の高品質化 参照

【本事務年度の方針】

地域金融機関は、安定した収益性を確保し、金融仲介機能を十分に発揮することによって、地域企業の生産性向上や地域経済の発展に貢献することが求められる。

このためには、経営陣が、確固たる経営理念を確立し、これと整合的な経営戦略・計画を策定し、例えば、本部においてはコスト・リターンのバランスの確保を図りつつ営業店との連携強化を進める一方、営業店においては顧客本位の営業を行うことにより経営戦略を実践するなど、経営理念・戦略を適切に実行に移していく必要がある。また、その実施状況について、評価・進捗管理や、経営理念と実践の整合性等の確認を行った上で、様々な経営分析や調査も活用し、経営戦略の実践を阻害する要因を特定し、改善策の策定・実行につなげていく必要がある（PDCA の実践）。

こうした観点から、金融庁としては、経営理念の下での戦略・計画の実行、PDCA の実践状況、収益管理の取組状況等について、地域金融機関の各階層（経営トップから役員、本部職員、支店長、営業職員）、社外取締役とフラットな関係で対話を実施していく。また、対話に当たっては、金融機関との間で、心理的安全性を確保することに努める（コラム③参照）。さらに、現場目線での課題の把握等に努める観点から、業界団体との連携した取組みを更に進めていく（詳細は後述）。

また、将来にわたる収益性・健全性の確保の観点から懸念のある地域金融機関に対しては、早期警戒制度を活用しつつ、モニタリング等を実施していく。

【コラム③】「心理的安全性」について

「心理的安全性」とは、一人ひとりが不安を感じることなく、安心して発言・行動できる場の状況や雰囲気と解され、チームの生産性向上に資する重要な要素として近年着目されているが¹³⁴、職場等でのチーム構成員とリーダーとの対話場面への適用に留まらず、様々な場面で活用し得る概念ではないかと考えている。

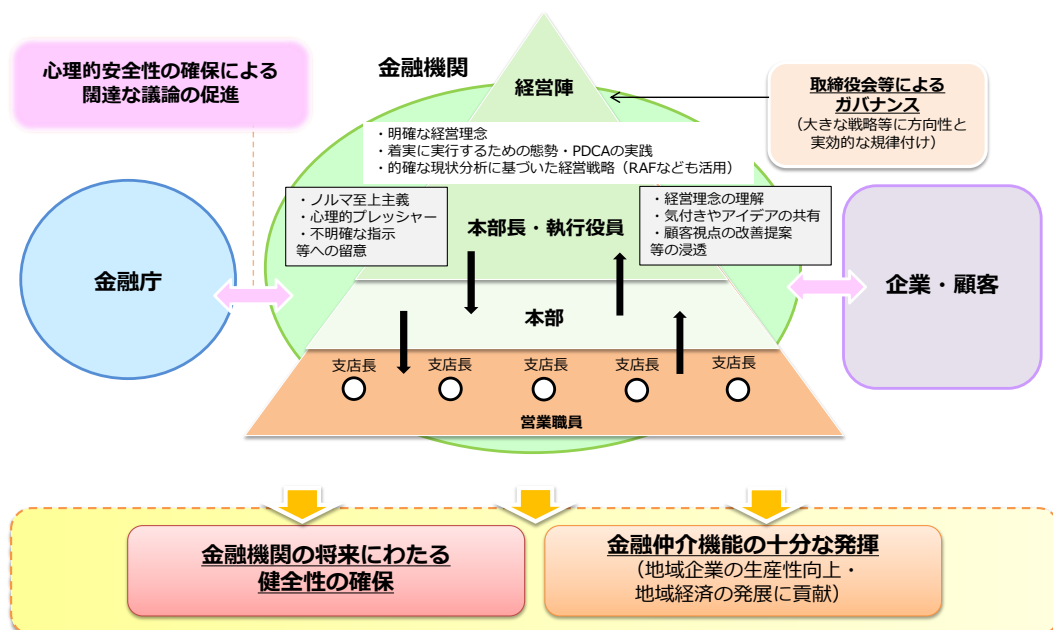
特に、金融機関と金融庁の対話に当たっては「心理的安全性」が重要である。昨年地域生産性向上支援チームが行った一部地域金融機関との対話では、監督・被監督の関係がある中でも「心理的安全性」を確保するよう努め、フラットな対話を行うことを心がけた。その結果、経営理念や戦略の背景・理解等につき、経営トップだけではなく本部各部門・営業店における様々な階層の職員から率直に意見を伺うことができた。また、対話を重ねることで、金融機関の経営理念や戦略等の具体化や現場での浸透状況を含む経営の実情・課題をより深く理解し、金融機関との間でお互いにその認識を共有するに至った。

このように、「心理的安全性」が確保された対話を進めることによって、金融庁とし

¹³⁴ Edmondson, A. (1999) では、「素朴な意見を述べる等対人関係でリスクのある行動を取っても、安全である（不利に扱われることがない等）とチームメンバー全員が感じていること」と定義されている。また、米・Google 社によるチーム研究プロジェクト (Project Aristotle) では、チームの生産性に影響を及ぼす大きな要素として、例えば、心理的安全性が確保されていない場合に、メンバーが周囲の評価を気にかけるあまり、結果として、チームの生産性を低下させる旨が、指摘されている。

では、これまで必ずしも捉えることのできなかったような金融機関における特徴ある取組みや地域経済の実情等について「気づき」を得、個々の金融機関をより深く理解できるのではないかと。また、金融機関としても、こうした対話に基づく様々な「気づき」も含め、自発的な創意工夫をより発揮する契機となり得るのではないかと考えられる。

また、例えば、金融機関と顧客の関係においても、地域の企業等から、本文 p.84～85 にあるような金融機関に対する厳しい意見が寄せられているところであるが、「心理的安全性」が確保された対話を継続することによって、両者の信頼関係を構築することが可能になるのではないかと。金融機関と取引先企業の信頼関係が構築されていたことで、地域企業の課題が解決された事例（中小企業の事業承継におけるメインバンクによる他の取引企業との経営統合の仲介事例等）も多数確認されている（詳細はプロGRESSレポート参照）。



（持続可能なビジネスモデルに関する探究型対話の実践）

地域金融機関のビジネスモデルの持続可能性確保に向けて、昨事務年度に試行した「探究型対話」で得られた知見を活用し、対話手法の確立やモニタリングの担い手の能力向上、財務局への浸透を図りながら、金融庁・財務局が一体となって地域金融機関との間でビジネスモデルに関する対話を深めていく。

また、個別金融機関との対話のほか、業界団体とも協力して、複数の金融機関の役員や支店長との間で意見交換を行う場を継続的に設け、こうした場での対話等を通じ、現場目線での課題の把握等に努める。

さらに、生産性向上支援チームでは、昨事務年度、東北地方で地域の関係者との対話を通じて地域企業の現状・産業構造等に関する幅広い情報収集・関係構築を試みたが、金融研究センターとも協力しながら、この取組みの対象地域を全国へ拡げ、探究型対話の実践の際の

有用な材料とし、金融庁・財務局における金融機関との対話の質を向上させていく。

（地域経済エコシステムの推進）

金融育成庁として、昨事務年度、金融庁若手有志が立ち上げた「地域課題解決支援チーム」¹³⁵の取組みを更に進め、チームメンバーが地域課題のある現場に飛び込み、地方と中央、官と民の結節点となって、地域課題の解決に直接資する施策を共同企画・実施していくとともに、この活動を組織的に支援する「地域課題解決支援室」を起ち上げる。

同室及び生産性向上支援チームの活動を通じて財務局と連携を強化しながら、地域の課題解決、地域経済エコシステムの形成・深化に貢献していく。

（金融機関のガバナンス機能の向上に向けた対応）

経営トップや社外取締役等との対話のチャネルや機会を充実させるとともに、これに留まらず、金融機関と当局の双方が共通の課題認識を持って、その解決に向けてより一層具体的かつ深度ある対話を行い、金融機関内での自発的な議論が活発に行われるよう、以下の取組みを進める。

- ・ 地域金融機関の経営・ガバナンスの改善に資する主要論点（コア・イシュー）を策定
- ・ 社外取締役への情報発信（対話を含む）の充実

（有価証券運用モニタリング）

地域金融機関が有価証券運用に関する環境変化に対応できるよう、関係する業界とも連携しながら、経営陣によるより一層のリスクガバナンス¹³⁶の発揮（収益目標や運用方針の明確化を含む）や、リスクテイクに見合った有価証券運用・リスク管理態勢の強化、運用態勢を踏まえた外部機関の知見活用必要性等について、地域金融機関と深度ある対話を行うことにより、有価証券運用態勢の高度化を促していく。

なお、協同組織金融機関については、組織規模等から人的・物的リソースが限られる傾向にあることから、十分とはいえない態勢の下で安易な有価証券運用に依存しないよう、中央機関が提供する有価証券運用のサポートを活用するなど、対話を行っていく。

¹³⁵ 「地域課題解決支援チーム」では、昨事務年度、例えば、地域活性化に関心のある公務員と金融機関職員が交流を深める「ちいきん会」を定期的に開催し、その趣旨に賛同した公務員・金融関係者の有志のネットワーク構築を支援した。この「ちいきん会」で把握した地域課題については、中央と地方、産学官金をつなぎ、中小企業が抱える経営課題の解決に向けた首都圏OB人材を活用した支援策をとりまとめるなど、解決に向けた取組みを進めた。

¹³⁶ 取締役会等において、①経営理念に即したリスクテイク領域と、経営体力やリスクコントロール能力に即したリスクテイク上限を明確に定めるとともに、②含み損の許容範囲を設定し、③その範囲内でリスクテイクしているか、リスクテイクに見合った実効的な運用態勢・リスク管理態勢が構築されているかを常に検証していくこと（「地域銀行有価証券運用モニタリング 中間とりまとめ」（本年7月公表）参照）。

（早期警戒制度の運用）

新たな早期警戒制度の枠組みに基づき、地域金融機関の持続可能な収益性や将来にわたる健全性に着目したモニタリングを行い、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた早め早めの経営改善を促していく。早期警戒制度の実際の運用に当たっては、金融機関自らの経営理念・経営戦略に照らし、どのような金融仲介機能を発揮しようとしているかなどを踏まえ、将来の収益・費用の見通しが盛り込まれた経営計画等がその考え方と整合的になっているか、経営計画等を実行するために必要な人的資源が十分に確保・育成・活用されているかなどについて留意して検証する。また、当局担当者の先入観に基づく対話や、一方的な指導にならないよう、当局の分析結果を示しながら、金融機関の意見を十分に踏まえ、理解を得ながら行っていく。

（銀行勘定の金利リスクにかかるモニタリングの運用）

「銀行勘定の金利リスク（IRRBB）」にかかる新たなモニタリングの枠組みについては、国内基準行が本年3月末基準より適用開始になったことを踏まえ、当該枠組みに基づく運用を行っていく。モニタリングに当たっては、リスク量が基準値に抵触したことをもって過大なリスクテイクを行っているといみなされるものではないことに留意し、その背景にある経営環境やビジネスモデル等についても十分に分析した上で、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた深度ある対話を行っていく。したがって、債券の一律の売却等により金利リスクを機械的に削減させるといった対応を行うのではなく、リスクガバナンスや管理態勢の強化、収益源の多様化の必要性等について対話を行い、各金融機関が抱える課題を双方向の対話を通じて明確化し、金融機関における取組みを支援・フォローアップしていく。

（地域金融機関による中堅・中小企業への海外展開支援に関する対応）

地域金融機関や海外展開支援業務に関する専門家等との更なる対話を通じて、地域の中堅・中小企業の海外進出支援に関するニーズや課題、参考となる好事例等の把握に努めるとともに、他省庁や関係専門機関との連携体制の確立を推進していく。

② 地域金融機関をとりまく環境整備等

【金融行政上の課題】

地域金融機関が持続可能なビジネスモデルの構築に向けて取組みを進めるためにも、それを取り巻く様々な環境を改善していく必要がある。

（ア）地域銀行における競争政策のあり方

【昨事務年度の実績】

「未来投資戦略 2018」(2018 年6月 15 日閣議決定)において、「競争の在り方について、政府全体として検討を進め、本年度中に結論を得る」旨盛り込まれた¹³⁷ことを受け、未来投資会議において議論が行われた。金融庁としては、人口減少等により経営環境が厳しい地域銀行の経営力を強化し、地域の金融インフラ機能を確保する観点から、地域銀行にとって予見可能性の高いルールが策定されるよう議論に貢献した。

未来投資会議における議論を受け、「成長戦略実行計画」(2019 年6月 21 日閣議決定)において、地域銀行の経営統合については統合により生じる余力に応じて、地方におけるサービス維持への取組みを行うことを前提に、シェアが高くなっても特例的に経営統合が認められるよう、10 年間の時限措置として独占禁止法の適用除外を認める特例法を 2020 年の通常国会に提出することとされた¹³⁸。

【本事務年度の方針】

地域銀行によるインフラ的サービスの維持と地域経済・産業の再生を図るため、「成長戦略実行計画」に基づく上記特例法の制定に向け、関係省庁として協力していく。

(イ) 金融機関の業務範囲にかかる規制緩和等

【昨事務年度の実績】

金融機関の中には、地道に継続して地域企業の生産性向上や地域活性化に努めている金融機関も多数存在している。こうした自主的な取組みをサポートするため、金融機関からの要望等も踏まえ、これまで、例えば、金融機関が自治体等の公共的な役割を有する主体からの要請に基づき保有不動産の賃貸を行う場合は、その規模や期間について柔軟に解釈できる旨を監督指針において明確化する(2017 年9月)など、業務範囲等に関する規制緩和を実施してきた。

【本事務年度の方針】

(地域金融機関の業務範囲の見直し)

地域活性化事業や事業承継、事業再生等を円滑に実施する観点から、例えば、地域活性化を目的とした事業を行う会社について、これまでは、REVIC が関与する案件に限り、投資専

¹³⁷ 「未来投資戦略 2018」では、「地域における人口減少等による需要減少や、グローバル競争の激化等、経済・社会構造そのものが大きく変化する中、地域にとって不可欠な基盤的サービスの確保、地域等での企業の経営力の強化、公正かつ自由な競争環境の確保、一般利用者の利益の向上等を図る観点から、競争の在り方について、政府全体として検討を進め、本年度中に結論を得る」旨記載されている。

¹³⁸ 「成長戦略実行計画」では、「業績悪化により当該銀行が業務改善を求められており、この状態が継続すれば、当該地域における円滑な金融仲介に支障を及ぼすおそれがある場合に限定して、早期の業務改善のために、マーケットシェアが高くなっても、特例的に経営統合が認められるようにする。(略)令和 2 年の通常国会に特例法の法案提出を図る」旨記載されている。

門子会社を通じて 40%未満までの出資が認められていたところ、REVIC の関与が無い場合も同割合まで出資することを可能とするなど、議決権保有制限(いわゆる5%ルール¹³⁹⁾の緩和を実施するため、銀行法施行規則の改正を実施する。

また、いわゆる地域商社¹⁴⁰に関して、銀行業高度化等会社として認可する際の審査の留意点等を明確化することにより、地域商社に対し5%を超えて 100%までの出資が可能となるよう、監督指針の改正を実施する。

(人事ローテーション等に関する規定の見直し)

金融機関の人材の配置に関しては、不正防止等の観点から、これまで、監督指針等で、①職員の定期的な人事異動(ローテーション)、②定量基準に基づく職場離脱制度など、特定の方法を定めてその遵守を求めてきた。

しかしながら、コンプライアンス・リスク管理の観点からは、金融機関の経営陣において、ビジネスモデル等から生じ得るリスクを実効的に低減・制御できる態勢を構築することが重要であり、その具体的な手法は、必ずしも特定の方法に限定されるものではない。また、柔軟な人材配置を可能とすることで、金融機関が顧客企業の経営課題に応じた支援や顧客本位の業務運営等を行うために適切に経営資源を配分できる環境を整備していくことも重要であると考えられる。

こうした観点から、金融機関が不正防止等の趣旨を踏まえてコンプライアンス・リスクの低減を図りつつ、柔軟な人材配置を行うことで、人材(ヒューマンアセット)の育成とこれを通じた良質な顧客向けサービスの提供に取り組みやすくなるよう、監督指針の上記規定について見直しを行う。

(ダブルギアリング規制の見直し)

足元では一定の健全性を確保していても、将来にわたって健全性を維持し、地域における金融仲介機能を継続的に発揮するため、他の金融機関による一定の出資等の下、現状の経営状況の改善を図る金融機関も想定される。このため、他の金融機関向け出資にかかる制限(ダブルギアリング規制¹⁴¹)の特例承認について、地域の金融仲介機能の継続的な発揮に資する一定の出資等を対象範囲とするよう、告示等の見直しを行う。

¹³⁹ 銀行においては、銀行本体は、健全性の確保、他業リスクの排除等の観点から業務範囲規制が課されており、その潜脱防止のため、国内の会社の議決権について、5%を超える保有を一部を除き制限している。

¹⁴⁰ まち・ひと・しごと創生本部では、地域の優れた産品・サービスの販路を新たに開拓することで、従来以上の収益を引き出し、そこで得られた知見や収益を生産者に還元していく事業を「地域商社事業」としている (<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/chiikisyousya/index.html>)。

¹⁴¹ ダブルギアリング規制：金融機関の経営破綻の影響が他の金融機関に波及することを抑制するため、自己資本比率規制上、金融機関による連結外の金融機関に対する出資等を自己資本から控除するもの。

(ウ) 経営者保証に関するガイドライン

【昨事務年度の実績】

「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況について見ると、現状、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は、約 19% (昨年度下半期) であり、ガイドラインの運用開始以降、一定の改善が見られるが、こうした改善の度合いについては、金融機関ごとにバラツキが見られるところである。

こうした状況を踏まえ、ガイドラインの活用促進が与える影響等について、経営トップを含めた金融機関との対話やアンケート調査¹⁴²を実施した結果、以下のことが分かった。

- ・ 半数以上の地域銀行で、ガイドラインの活用促進は、顧客との信頼関係の強化や職員の目利き能力の向上等のメリットに繋がっていると回答している。また、事業性評価に関する取組みとも親和的な関係にあるため、経営戦略全体の中におけるガイドラインの位置づけが重要である。
- ・ 多くの地域銀行では、経営者保証に対して、回収を前提とした保全としての役割(回収率を把握している地域銀行のうち、6割以上が1%未満の回収率)よりも、経営者の規律付けの役割を期待していることが窺えた一方で、ガイドラインの活用促進が、具体的に取り引先企業の財務内容の悪化などのデメリットにはあまり繋がっていない(ガイドライン活用が「経営者の規律付けの低下につながる」との回答は52%に対し、「企業の財務内容の悪化につながる」との回答は2%)。
- ・ 事業承継時において、原則として前経営者、後継者の双方から二重の保証徴求を行わない運用や明確な保証徴求基準を定めるなど、具体的な対応を行っている金融機関がある一方で、第三者保証の利用が制限される改正民法施行を来年に控え、経営権、支配権の移行により第三者となる可能性の高い旧経営者からの保証徴求に関しては、5割以上の地域銀行で検討が進んでいない。

【本事務年度の方針】

経営戦略全体の中でのガイドラインの位置づけや事業承継時の保証徴求の対応等について、経営トップを含めた金融機関との対話などを行う。

特に、事業承継時の対応については、円滑な事業承継を促す観点から、関係団体と連携し、事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則の策定に取り組み、真に必要な場合を除き原則二重徴求が行われないようにする。併せて、前経営者、後継者の保証要否の検討において、事業承継への影響も考慮した柔軟な判断を促進すべく、具体的な対応手法等も明記する。

¹⁴² 「地域銀行に対する「経営者保証に関するガイドライン」のアンケート調査の結果について」
(<https://www.fsa.go.jp/news/30/ginkou/20190411.html>)

また、金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群(KPI)として、「事業承継時の保証徴求割合(前経営者と後継者の双方、前経営者のみ、後継者のみ、両者とも保証徴求せず)」及び「新規融資のうち経営者保証に依存しない融資割合」を設定し、各銀行における本年度下期以降の状況の公表を促す。

(エ) 円滑な事業承継に向けた支援

【昨事務年度の実績】

金融機関と事業引継ぎ支援センター¹⁴³の連携状況等について、支援センターに対しアンケート調査を行い、以下の回答を得た。

- ・半数以上の支援センターでは、金融機関等連絡会¹⁴⁴を整備し、具体的な案件情報の交換など、金融機関と効果的な連携に取り組んでいるが、一部では、連絡会自体が形式的な会合となっている。
- ・金融機関によっては、マンパワーやノウハウの不足等により、十分な事業承継支援が出来ていない。

上記を踏まえ、金融機関に対し積極的な事業承継支援を促すとともに、特に自らの金融機関だけでは事業承継支援が行き届かない場合には、連絡会の活用等により支援センターとの連携に努めるよう促した。

【本事務年度の方針】

金融機関と支援センター等の関係機関が連携することにより、事業者に対し、各種支援策の情報提供等が行われるよう促すとともに、金融機関の事業承継の支援体制や人材育成等における有効な取組事例を把握し、横展開等を行うことで、金融機関における更なる事業承継支援に向けたノウハウ蓄積等を促す。

(オ) 将来にわたる規律付け・インセンティブ付与のための預金保険料率

【本事務年度の方針】

預金保険の対象金融機関¹⁴⁵は、預金保険の対象となる預金の量に預金保険料率を乗じて算出された預金保険料を、毎年度、預金保険機構に対して納付している。

¹⁴³ 事業引継ぎ支援センターは、後継者不在に悩む中小企業等を支援するため、産業競争力強化法に基づく認定支援機関に各都道府県1箇所ずつ設置されている機関(中小企業庁所管)。

¹⁴⁴ 事業承継に特化した金融機関等の間で行っている情報共有の会合

¹⁴⁵ 銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会、商工組合中央金庫。

この預金保険料率は、これらの金融機関に対して同一の預金保険料率が適用されているが、現行の預金保険法においては、各金融機関の健全性に応じて異なる預金保険料率（可変料率）を適用することも許容されている。また、可変料率は海外でも多くの国で導入されている。

地域金融機関の将来にわたる健全性を確保するための規律付け・インセンティブ付与としての機能も視野に入れ、現行制度を前提にしつつ、預金保険料率のあり方の方向性について、関係者による検討を進める。

（カ）公的金融と民間金融のあり方

【昨事務年度の実績】

公的金融は、民業補完を原則としつつ、民間金融と連携・協力して地域経済の発展を支えるなどの役割を担っている。昨事務年度は、民間金融機関側が具体的な事例に基づく改善要望事項を示し、省庁側が必要な対応を行うといった、公的金融と民間金融の望ましい関係を構築するためのサイクルの確立に向け、政府系金融機関、民間金融機関及び関係省庁との間で意見交換を実施してきた。

具体的には、公的金融の運用面については、昨年3月に、民間金融機関側から、政府系金融機関と民間金融機関との間で定期的な対話の枠組みを強化すべきとの意見が提示されたことを受け、昨年度より、業態ごとに日本政策金融公庫との定期的な意見交換の枠組みが設定された。また、日本政策金融公庫において、顧客に対して資金調達の安定化等の協調融資のメリットを説明し、民間側へ顧客を紹介するなど、協調融資を推進するための取組みが行われている。

こうした取組みにより、昨年度においては、日本政策金融公庫における民間金融機関との協調融資の件数は 30,768 件となり、対前年度比で 33%増となっている。

また、制度面についても、民間金融機関側から提示された意見を踏まえ、昨年 12 月に開催された「政策金融に関する関係省庁と民間金融機関との意見交換会（第5回）」において、貸付利率の水準の引上げやセーフティネット貸付制度等の各種融資制度の対象範囲の限定といった、制度面での見直しを行うこととされた（本年4月より施行）。

さらに、本年6月に開催された同意見交換会（第6回）及び本年7月に公表された声明¹⁴⁶において、民間金融機関側からは、「民間金融機関と政策金融機関との望ましい関係構築に向けて前進しつつある」との考えが示された一方で、特に信用力の高い先や民間でも対応可能な先については貸付の対象から除外することや、貸付利率の水準について民業補完の趣旨を踏まえた適切な見直しを行う等の要望がなされているところである。

【本事務年度の方針】

公的金融と民間金融の望ましい関係を構築するためのサイクルが確立しつつある中で、こ

¹⁴⁶ 民間金融 5 団体「政策金融のあり方に関する最近の取組みについて」
(<https://www.zenginkyo.or.jp/news/2019/n071001/>)

れを定着・深化させていくために、政府系金融機関と民間金融機関の連携・協力等の実態を正確かつ具体的に把握するとともに、地域金融・中小企業金融の分野における公的金融と民間金融の望ましい関係のあり方について、政府系金融機関、民間金融機関及び関係省庁と議論を行っていく。

(キ) REVIC における地域金融機関の企業支援体制構築等へのサポート強化

【昨事務年度の実績】

REVIC は、各地域で自律的な取り組みが行われる姿を目指し、地域金融機関の地域企業に対する支援能力の強化を図るため、①地域金融機関や地域企業への専門家派遣や「日本人材機構」を通じた経営人材の紹介、②地域金融機関等と連携した地域活性化ファンドの共同運営や設立・運営サポート、といった人材・ノウハウ支援を中心に据え、取り組んできた。

これらと並行し、我が国の文化財や国立公園等の地域観光資源の磨き上げ等を通じ、地方へのインバウンド誘客や地域での観光消費額の増加等を図るため「観光遺産産業化ファンド」を、さらに地域経済を支える各産業の核となる事業者に対し成長資金やリスクマネーを供給することなどを目的として「地域次世代産業推進ファンド」を、それぞれ組成した。また、昨年7月に発生した西日本集中豪雨災害を受け、被災事業者及び災害復興に資する事業を行う事業者等に対し、過剰債務の解消や必要資金の供給、人的支援を行うことを目的として、「西日本広域豪雨復興支援ファンド」を組成した。これらファンドの組成を通じて、地域金融機関との連携を更に強化し、地域企業支援を行うためのサポートを行ってきた。

【本事務年度の方針】

地域金融機関の地域企業に対する支援能力を強化するため、REVICにおいては、地域金融機関や地域企業への専門家派遣、「日本人材機構」を通じた経営人材の紹介、さらに地域金融機関等と連携し、地域活性化ファンドの共同運営や設立・運営サポートといった人材・ノウハウ支援に重点的に取り組むこととしており、地域金融機関における両機構の活用を促進する。

③ 協同組織金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築に向けて

【金融行政上の課題】

協同組織金融機関は、相互扶助の理念の下、より限定された地域等において会員・組合員のための組織として運営されており、これらの者へのきめ細やかな取り組みが期待されるなど、各々のコミュニティにとって重要な存在となっている。こうしたことから、地域の金融機関として、将来にわたる健全性を確保し、会員・組合員を中心とした金融仲介機能を持続的に発揮していくことが求められる。その規模や組織の成り立ち、地域性等によって求められる役割や課題は異なっており、当局においては、それぞれの協同組織金融機関の特性を十分に踏まえつつ、個々の金融機関に即した適切なモニタリングや対話を実施していくことが重要である。

また、協同組織金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築に当たっては、個々の金融機関の取組みのみならず、リスク管理、収益向上や財務基盤強化の支援といった、中央機関の役割が重要であるとの認識の下、中央機関との対話や連携を継続的に実施していくことが必要である。

(ア) 信用金庫・信用組合のモニタリング

【昨事務年度の実績】

協同組織金融機関については、従来より、個々の経営課題や実情に応じたモニタリングや対話を実施してきたところであるが、それに加え、昨事務年度においては、一部の財務局において、先述した地域銀行との対話と並行して、信用金庫・信用組合の持続可能なビジネスモデルの構築に向けた、より全体的・発展的な対話（「探究型対話」）を実践した。

その特徴的な取組みとしては、中期経営計画等に記載された目標や目指す姿と、財務データ等の客観的事実を比較分析し、その乖離等を分かりやすく表した対話資料を作成・活用して、まずは当局側の認識を理事長に丁寧に説明するところから対話を始めるといった工夫を凝らしたことなどがあげられる。

こうした対話を通じて、経営上の課題にかかる理事長の本音が引き出され、双方の認識共有が進み、また、課題解決に向けた取組み状況の継続的なフォローアップが可能となった。

【本事務年度の方針】

個々の経営課題等に応じたモニタリング・対話（必要に応じた早期警戒制度の運用等を含む）を引き続き実施する。加えて、昨事務年度における探究型対話から得られた知見も踏まえ、信用金庫・信用組合における持続可能なビジネスモデルに関する探究型対話を、試行的に全国の財務局に広げていく。具体的には、財務局において、信用金庫・信用組合が掲げる経営理念の実現に向けた理事長の具体的な戦略等に関する考えを丁寧に確認するとともに、本部や営業店の様々な階層（役員から本部職員、支店長、営業職員）との対話を重ねることで経営理念の浸透状況や課題認識を把握し、それを理事長と共有し継続的な対話を行うなどにより、当局と金融機関の双方の「気づき」やモニタリングの質の向上に繋げていく。その際には、個々の金融機関の規模や特性を考慮し、画一的な目線による対応とならないように十分留意する。

(イ) 協同組織金融機関の中央機関の機能発揮

【昨事務年度の実績】

会員・組合員企業の経営改善提案や経営分析・モニタリングといった金融仲介機能の発揮に向けた支援に関して、財務局のモニタリング情報を活用して協同組織金融機関の抱える具体的な課題を把握し、その課題に対する取組状況について中央機関と対話を行った。

信金中央金庫においては、有価証券運用のサポートとして提供している運用商品の追加や

キャッシュレス決済手段の導入支援等の取組みが進展した。また、全国信用金庫協会においても、バックオフィス事務にかかる諸課題への具体的な取組みと業界関連組織が担うべき役割を整理し、業界関連組織の更なる連携強化を進めることとした。

全国信用協同組合連合会においては、全国信用組合中央協会との一体運営による個別信用組合のサポート体制強化、インターネットバンキングの機能強化等の取組みが進展した。

全国労働金庫協会においては、勤労者の一層の生活向上を図るため、SDGs行動指針を策定する等の取組みが進展した。

【本事務年度の方針】

中央機関による個別協同組織金融機関へのサポートについては、これまでの取組みの効果や支援機能の拡充等、その役割を積極的に発揮するよう、引き続き対話を通じて促す。また、中央機関の支援機能を効果的に運用するためには、日々のモニタリングで金融機関の課題を把握している財務局の役割が重要であり、財務局と中央機関の支店との対話により、支援機能の効果的な運用を促す。

(4) 大手銀行グループ

【金融行政上の課題】

大手銀行グループにおいては、収益源の拡大・多様化を企図して海外業務やグループ連携業務を推進する動きが見られる。また、金融サービスニーズや競争環境の変化、デジタル化の進展を踏まえ、経営インフラの刷新や非金融業との協業を進める動きも見られる。その結果、各社や金融システムが抱えるリスクは多様化・複雑化しており、モニタリングに当たっては、より専門的で幅広い分野にまたがる検証を行っていくことが求められている。

足元、大手銀行グループの財務の健全性は維持されているものの、経営環境を見渡せば、内外経済の不確実性が高まり¹⁴⁷、金融システムの脆弱性に対する懸念も指摘されている。こうした環境下においてリスクテイクを進める各金融機関において、ストレス下においても適切な金融仲介機能が発揮されるためには、ガバナンスが有効に機能するとともに、リスク管理の高度化が進められるよう、モニタリングを通じて促していく必要がある。特に、システム上重要な金融機関が先進的な取組みを追及することを通じ、リスクに対する我が国金融システム全体の耐性を高めていくことが重要である。

① モニタリング態勢の強化

【昨事務年度の実績】

¹⁴⁷ (1) 内外の経済・金融市場動向 参照

統一的目線による横断的検証を深化するため、水平的レビューの対象とする金融機関を大手銀行グループに拡大した。また、モニタリングにあたり、個別大手銀行グループ担当チームと専門分野別モニタリングチーム（マネロン・テロ資金供与対策、サイバーセキュリティ等）が連携する体制を強化し、個別金融機関が抱えるリスクや課題をより包括的に検証した。加えて、内部管理部門・事業部門責任者等の経営陣や、社外取締役や外部監査人との対話を通じて、金融業を取り巻く環境が変化する中でリスクの変容を早期に把握することに努めた。また、海外拠点の実地調査や、現地当局との意見交換を従来よりも頻度高く実施し、拡大する海外業務を取り巻くリスクの把握にも努めた。このほか、課題の根本原因を追究するため、経営トップや社外取締役等との間で、内部統制機能の発揮状況といったガバナンスの実効性や、リスクテイクの姿勢等の企業文化についても議論を行った。

個別金融機関が抱える優先課題については、経営陣に対するフィードバックを通じて認識を共有し、根本原因の追究を通じた実効的な改善を促した。加えて、モニタリングを通じて得られた経済・市場環境の急激な変化への対応等に関する好事例や、海外事業の拡大に伴う外貨流動性リスクの高まり等の共通する課題は、金融庁ウェブサイトなどを通じて公表した。

【本事務年度の方針】

②に記載の着眼点を中心に、引き続き、多様化・複雑化するリスクの把握に努め、モニタリングの中で深度ある対話を通じた課題の改善や管理態勢の高度化を促していく。また、対話を通じて得られた知見のうち、金融システムの安定確保に資する内容であり、かつ、本邦金融機関に共通する内容については、積極的に公表していく。

② モニタリングの着眼点

【昨事務年度の実績】

大手銀行グループにおいては、引き続き、海外業務やグループ内連携を推進する動きが見られる。こうした動きに伴い、自社に内在するリスクが変容しているにも関わらず、「3つの防衛線」¹⁴⁸の再整備や構築が不十分な事例が見られるなど、グローバルに業務を展開するにあたってのガバナンス上の課題が見られる。加えて、海外進出先の現地当局の監督目線の高まりについて本部が的確に捉えられていない事例も見られた。

海外業務については、特に拡大している業務領域に着目しモニタリングを行った。資産回転型業務や、レバレッジド・ローン残高の拡大とそれらを裏づけ資産とする CLO 投資の拡大、航空機リースファイナンス等、高採算性を意識して従来と異なるビジネスの拡大も志向しており、引き続き注視していく必要がある。外貨流動性リスク管理については、粘着性の高い預金獲得施策やその他の外貨調達手段の多様化を進める取組みが見られる一方で、更なる海外業務の拡大に見合う外貨建てバランスシートの持続的なコントロール策について課題が見られる。

国内業務については、超低金利環境が継続する中、特に融資規律に着目しモニタリングを

¹⁴⁸ リスク管理に関する事業部門、管理部門及び内部監査部門の機能を整理した概念。

行った。こうした中、与信管理の基本動作が不十分な事例や内部与信規定上の原則外の案件を採り上げる合理的根拠が不十分な事例等、融資規律の維持に向けた取組みが必要な事例が見られる。

また、中長期的視点から経営環境の変化を捉え、的確に経営戦略を策定・実行するガバナンスが発揮されているか、対話を行った。大手銀行グループの多くは RAF を導入・深化させる工夫が進んでいるが、リスク・アペタイトに応じた指標やリスクリミット等の適切な設定・モニタリングについて課題があるほか、グループ全体の経営戦略に基づく議論の活性化に資する運用について引き続き高度化の余地が見られる。また、自己資本の積上げが進められてきた中、一部の金融機関ではストレステストのシナリオや結果に対する経営陣との議論が減少する事例もあり、外部環境変化を踏まえた機動的な実施結果を含め、そこで得られたリスクに関するフォワードルッキングな情報を、経営判断に更に活用していく余地がある。

【本事務年度の方針】

本事務年度は、①グループベース、グローバルベースのガバナンス態勢の構築、②クレジットサイクルの転換を見据えた対応、③ビジネスモデルの変化とリスク管理の高度化、を中心にモニタリングを行う。

第一に、拡大する海外業務・グループ内連携業務に対し、グループベース、グローバルベースのガバナンス態勢の強化についてさらなる対話を行う。例えば、海外拠点ガバナンス、グループ内子法人（銀信証等）の連携と持株会社の役割、「3つの防衛線」の実効性（含む審査態勢・内部監査の実効性及び人材の確保・育成）、RAF の高度化と実効性確保、について対話を行っていく。

第二に、グローバルに企業債務の積み上がりが指摘されるなど、クレジットサイクルの転換時のリスクの顕在化の懸念が指摘される中、リスク管理の高度化と融資規律の維持・一層の規律付けに向けた対応について対話を行う。例えば、レバレッジローン/CLO 投資のリスク管理、与信先集中管理（大口集中及び業種集中（特に不動産、エネルギー））、先行きを見据えた予想損失に基づく引当、ストレステストの活用・高度化、について対話を行っていく。

第三に、銀行業を取り巻く環境変化や内外業務の多様化・複雑化に伴うリスクへの対応を促していくため、ビジネスモデルの変化とリスク管理の高度化について対話を行う。例えば、ストレス環境に備えた流動性資産の確保や外貨建てバランスシートの持続的なコントロール策等の外貨流動性リスク管理、リスクテイク領域の拡大に伴うリスク管理（資産回転型業務、航空機ファイナンスリース等）、信託業務の拡大に伴うリスク管理、政策保有株式の縮減、について対話を行っていく。

加えて、1.（5）グローバルな課題への対応（デジタルイゼーションとIT リスクテイク領域の拡大に伴うリスク管理）、2.（2）多様な金融サービス利用者のニーズへの対応と信頼感・安心感の確保（AML・サイバーセキュリティ）、Ⅲ.1.（1）世界共通の課題の解決への貢献（SDGs）等、大手銀行グループが取り組む内容も含め、包括的なリスクの検証に向けた対話を行っていく。

(5) その他の金融業態

① 大手銀行・地域銀行以外の銀行等

(ア) 事業親会社の経営戦略の変化を踏まえた銀行等の適切な業務運営の確保

【金融行政上の課題】

事業親会社グループに属する銀行(以下「新形態銀行」)については、金融事業と連携したエコシステムの構築や組織再編を通じたビジネスモデルの再構築といった事業親会社の経営戦略の変化に大きく影響される。こうした中、事業親会社の経営戦略に留意しつつ、銀行業として独立したビジネスモデルの構築や事業親会社の有する他業リスクからの遮断、個人情報の適切な取扱い等の利用者保護等といった銀行業務の適切な運営を確保していく必要がある。

また、有人店舗を持たず、専らインターネット等による非対面取引を行う銀行においては、システム障害の発生やサイバー攻撃が顧客取引に甚大な影響を及ぼすことに鑑み、システムの安定性やセキュリティ等を高度化していく必要がある。

【昨事務年度の実績】

事業親会社から、組織再編を通じたビジネスモデルの再構築等を企図した銀行持株会社設立認可、銀行主要株主認可にかかる申請が複数件あった。こうした申請に対しては、ビジネスモデルに関する深度ある対話を通じて収益性や人的構成を確認するとともに、銀行経営の独立性の確保といった観点からガバナンス体制等を確認し、2社に対して銀行持株会社設立にかかる認可を行うとともに、複数件の銀行主要株主認可を行った。

また、事業親会社グループの経営戦略やグループの抱えるリスクが、新形態銀行の業務運営に与える影響について確認するため、事業親会社に対してヒアリングを実施、グループの経営戦略における金融事業の位置づけ等の確認を行ってきたが、現段階で特段の懸念点は見られない。

【本事務年度の方針】

事業親会社グループによる新規事業の展開や検討が進んでいることなどを踏まえ、引き続き、銀行経営の独立性や事業親会社グループの有する他業リスクからの遮断、個人情報の適切な取扱い等について確認するとともに、銀行として持続可能なビジネスモデルの構築に向けた対話を実施していく。

また、事業親会社の経営戦略における金融事業の位置づけや新形態銀行の業務運営に与える影響についても、引き続き確認していく。

さらに、専らインターネット等による非対面取引を行う銀行に対しては、IT ガバナンスの状況をしっかりと確認するとともに、システムの安定性やセキュリティ確保の状況等について検証を行う。

(イ) 電子決済等代行業者

【金融行政上の課題】

銀行等の API を通じたオープン・イノベーションを推進するとともに、電子決済等代行業者の適切な登録審査や業務運営のモニタリングを通じて、利用者保護やシステムの安定性を確保することが重要である。

【昨事務年度の実績】

昨年6月1日から登録審査の受付を開始し、イノベーションを阻害しないよう配慮しつつ、個人情報漏洩、誤送金等に関わるシステムリスク管理態勢に着眼して審査を実施し、57 業者の登録を実施した。

また、業務特性等を踏まえ、システムリスク管理態勢にフォーカスしつつ、障害発生時の対応や被害拡大防止措置など登録後のモニタリングの主な着眼点を明確にするために「主要行等向けの総合的な監督指針の一部改正案」のパブリックコメントを本年5月に実施した。

【本事務年度の方針】

電子決済等代行業者の適切な登録審査や、業容拡大に伴う業務運営状況について、電子決済等代行業者の負担に配慮しつつ、モニタリングを実施することで、イノベーションを推進¹⁴⁹するとともに、利用者保護やシステムの安定性を確保していく。

② 保険会社等

(ア) 保険会社

【金融行政上の課題】

我が国の保険会社を取り巻く環境をみると、長期的には人口減少等によって国内保険市場が縮小する可能性がある中で、足元の低金利環境の継続によって収益環境は厳しさを増している。また、長寿化による医療・介護負担やライフスタイルの変化、デジタル化の進展等に伴い顧客の保険ニーズが変化しているほか、内外経済・市場の変動、世界的な自然災害の激甚化、サイバーリスクの出現等、保険会社を取り巻くリスクも変化している。

このような環境変化に対して、各社は、近年、大手保険会社グループを中心に海外事業展

¹⁴⁹ 1. (2) ②イノベーションに向けたチャレンジの促進 参照

開を進めているほか、顧客基盤の獲得・維持に向けた厳しい競争の下、様々な保険商品・サービスの開発・販売や、代理店チャネルでの販路拡大を行っている。

こうした中で、顧客本位の業務運営の定着に向け、保険ニーズの変化に適切に対応した商品・サービスの開発・販売が行われるとともに、保険商品の販売の現場において、顧客の意向や状況を適切に把握し、これに即した最善の商品を提案するために、丁寧な説明を通じて顧客の理解を得ることや、販売後においても、商品についての適切な情報提供を行うことなどが重要である。

また、保険会社各社において、環境変化に機動的かつ的確に対応したリスク管理態勢及び持続可能なビジネスモデルを構築する必要がある。こうした諸課題への対応に当たっては、経営全般にわたるガバナンスが有効に機能することが重要である。

【昨事務年度の実績】

顧客本位の業務運営の定着

生命保険分野においては、長寿化やライフスタイルの変化に伴う保険ニーズの変化に応じて、健康増進型保険等の保険商品・サービスを提供する動きが広がっている。他方、近年、法人向け定期保険や外貨建保険等、保障以外の機能に着目した保険商品を積極的に開発・販売する動きも見られるが、こうした保険商品やその販売状況をみると、改善すべき問題点が認められている。

- ・ 法人向け定期保険については、付加保険料の設定において、合理的な理由なく契約後期の予定事業費を増加させている等の問題が認められた会社に対して、個別に是正を求めるとともに、募集時に保険本来の機能ではない部分が過度に強調されていた恐れがあったことから、生命保険協会とも議論を重ね、適切な販売の徹底を求めた¹⁵⁰。
- ・ 外貨建保険については、販売量の増加に伴い、元本割れ等のリスクの説明を受けていなかったといった苦情が多数発生したため¹⁵¹、各社や生命保険協会と対話を行い、販売時の情報提供の充実を促した¹⁵²ところであるが、依然として、高齢者をはじめとする、商品の複雑な仕組みを十分に理解していない顧客に販売したことに起因する苦情が多く認められている状況にある(図表Ⅱ-3-(5)-1)¹⁵³。

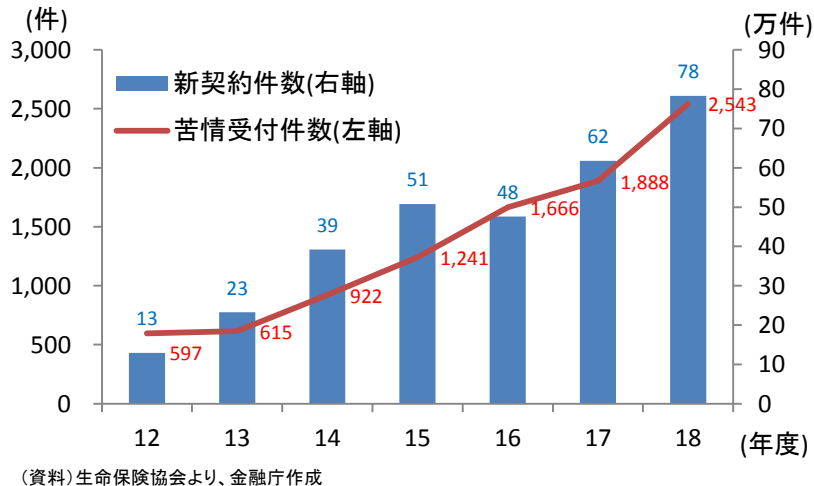
¹⁵⁰ 生命保険協会では、各社や代理店に対し適切な販売を求める注意喚起文書を発出。

¹⁵¹ 脚注 57 参照

¹⁵² 金融庁ウェブサイト「業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点」 参照
(<https://www.fsa.go.jp/common/ronten/201902/07.pdf>)

¹⁵³ 例えば、早期解約、為替変動、市場金利調整により元本割れするリスクがあることについて、商品パンフレットに記載するとともに、販売時に説明を行っているものの、十分に理解できなかった顧客から、元本割れリスクについて適切な説明がなかったという苦情が寄せられている。

図表Ⅱ-3-(5)-1 外貨建保険・年金件数、苦情受付件数(新契約関係)



- ・ 乗合代理店に支払う手数料¹⁵⁴について、比較推奨に偏りが生じないように、代理店の役務やサービスの質を的確に反映し、顧客に適切に説明できる合理的なものとしていくことが重要との観点でモニタリングを継続してきた。代理店手数料体系の見直しや開示を行うなどの取組みが見られた一方で、依然として比較推奨を歪めかねないインセンティブ報酬を支払っている事例等も認められており、引き続き改善を促していく必要がある¹⁵⁵。

持続可能なビジネスモデルの構築

(デジタル化の進展への対応)

損害保険分野においては、テレマティクス技術を用いた自動車保険商品やサービス¹⁵⁶、スマートフォン上で簡易に加入できる短期間の保険商品等の新しい商品の発売が活発に行われており、各社においては、持続可能なビジネスモデルを構築する上で、デジタル化の進展への対応が重要な経営上の課題となっている。

こうした中、大手損害保険会社を中心に、デジタル技術を活用した新商品の開発や付帯サービスの充実による顧客価値向上、社内業務の品質向上・効率化等の様々な取組み¹⁵⁷が進められている。また、デジタル戦略の専担部署を設置し、スタートアップ企業等と共同研究を行う社、いわゆるプラットフォーマーやデジタル企業等の分析や協業の取組みを進めている社も

¹⁵⁴ 基本手数料のほか、販売量に応じた手数料を上乗せするといったインセンティブ報酬（キャンペーン手数料やボーナス手数料等）を含む。

¹⁵⁵ このほか、損害保険分野においても、代理店手数料ポイント制度及び乗合承認にかかる各社の対応実態の把握を通じて得た問題認識について各社及び代理店との意見交換を行った。また、代理店委託契約書について、損害保険会社に一方的に有利な内容と捉えられかねない点が認められており、各社に対応を促した。

¹⁵⁶ 通信機能を搭載したドライブレコーダー等の車載機器を用いて、自動車の走行距離・運転挙動の情報を把握し保険料の割増引を行う保険商品や、事故時対応・事故防止支援を行うサービス。

¹⁵⁷ 例えば、RPA やペーパーレス化による社内事務の効率化、チャットボットを用いた代理店・顧客対応の効率化、AI による画像認識や不正検知技術を用いた保険金支払業務の高品質化等の取組みが行われている。

ある。

他方、デジタル戦略を進めていく上で、中核となる専門人材の獲得・育成や、保険金支払業務等の保険会社固有の業務にどのように応用し、更なる顧客価値の向上等を図っていくかが課題である。

(リスク管理の高度化の促進)

保険会社を取り巻くリスクが変化する中、各社においては、現行の規制の枠組みや慣行に留まらず、ERM¹⁵⁸の一環として、経済価値ベースの考え方を取り入れたリスク管理の高度化に取り組んでおり、金融庁としても、こうした取組みを促してきた。

こうした中、昨年度は大規模自然災害の連続発生により支払保険金が過去最高となったこと等を踏まえ(図表Ⅱ-3-(5)-2)、各社における再保険手配等のリスク軽減策等の実態を確認した。

自然災害リスクの保有・出再方針の決定に当たっては、ERMの一環として、異常危険準備金等の自己資本水準、再保険手配によるリスク量のコントロール、これらのコストを踏まえたリターン、という3つのバランス等を踏まえた経営レベルでの多面的な論議が必要である。この点について、大手損害保険会社では、巨大災害への備えと期間損益の双方を考慮し再保険を手配している一方で、その他の損害保険会社の中には、十分な経営レベルの論議を経ないまま、期間損益を重視して再保険を手配し、巨大災害には異常危険準備金を充当する方針としている社も認められたことから、対話を通じて自然災害リスク管理の高度化を促した^{159、160}。

図表Ⅱ-3-(5)-2 過去の風水災等による支払保険金(1970年以降)

順位	災害名	支払件数	支払保険金
1	平成30年台風21号	857,284件	10,678億円
2	平成3年台風19号	607,324件	5,680億円
3	平成16年台風18号	427,954件	3,874億円
4	平成26年2月雪害	326,591件	3,224億円
5	平成11年台風18号	306,359件	3,147億円
6	平成30年台風24号	412,707件	3,061億円
7	平成30年7月豪雨	55,320件	1,956億円
8	平成27年台風15号	225,523件	1,642億円
9	平成10年台風7号	181,278件	1,599億円
10	平成16年台風23号	144,364件	1,380億円

(注)2019年3月末現在
(資料)日本損害保険協会より金融庁作成

¹⁵⁸ Enterprise Risk Management の略。潜在的に重要なリスクを含め、保険会社の直面するリスクを総体的に捉え、保険会社の自己資本等と比較・対照し、さらに、保険引受や保険料率設定等のフロー面を含めて、事業全体としてリスクをコントロールする、自己管理型のリスク管理。

¹⁵⁹ 各社においては、こうした金融庁との対話や、昨年に多発した大規模自然災害の影響を踏まえ、再保険スキームの見直しや異常危険準備金の積み増しを進めているところ。

¹⁶⁰ なお、大規模自然災害発生時の保険金支払管理態勢等については、各社とも早急にバックアップ体制を整備すること等で迅速・的確な顧客対応に努めている。ただ、昨年に発生した大規模台風災害の際には、災害発生直後にコールセンターでの事故受付の受電率が低下する等の問題が認められており、より迅速な保険金支払いの観点から災害規模に応じた要員確保策や一層の業務効率化等の更なる取組みが求められる。

さらに、世界的にサイバー攻撃が増加する中、これらの損害を補償するサイバー保険の引受リスク管理態勢について、サイレント・サイバーリスク¹⁶¹を含むリスク評価手法等を中心に実態把握したところ、大手損害保険会社では独自に保有リスク量の計測を開始している一方で、その他の損害保険会社の中には具体的な対応が行われていない社が認められた。

（資産・負債の経済価値ベースによる評価・監督手法の検討）

こうしたモニタリングに加えて、国際的な議論も踏まえつつ、保険会社のリスクを包括的に捉えた実効的かつフォワードルッキングな健全性政策を実施していくことが必要であり、その一環として、経済価値ベースの考え方に基づく新たなソルベンシー規制についての影響度調査を実施¹⁶²したほか、目指すべき健全性政策について関係者と広範な議論を行った。

【本事務年度の方針】

顧客本位の業務運営の定着

法人向け定期保険、外貨建保険及び代理店におけるインセンティブ報酬等、昨事務年度のモニタリングで把握した諸課題への各社の対応状況を継続的にモニタリングしていく。

法人向け定期保険においては、募集時に保険本来の機能ではない部分が過度に強調されるような募集態勢となっていないか、外貨建保険においては、顧客の金融リテラシー、年齢、資産の状況等を踏まえた適切な商品設計や保険募集管理態勢の整備が行われているか、といった視点での確認が必要と考えられる。

こうした観点から、昨事務年度において「保険商品審査事例集」を公表したところであるが、今後は、商品審査の段階から従来以上に、商品の狙い・見込み顧客層、保険募集管理等の態勢整備の状況を確認していく¹⁶³。

さらに、態勢整備を含む顧客本位の業務運営の定着のためには、例えば、商品開発部門と保険募集管理部門等の社内各部門が適切に連携の上、業務運営を行っていくことが重要であり、経営レベルでどのような議論や取組みが行われているか、包括的にモニタリングを行う¹⁶⁴。

持続可能なビジネスモデルの構築

（デジタルイゼーションの実態把握）

デジタルイゼーションの進展が保険会社のビジネスに与える影響について、顧客利便の向

¹⁶¹ 火災保険や費用利益保険等の伝統的な保険商品では、開発時にサイバー攻撃等による損害を想定しておらず、保険約款上明示的な免責化等を行っていない。このような伝統的な保険商品において保険会社が潜在的に保有しているサイバーリスク。

¹⁶² 以後、定例化し継続的に実施する。

¹⁶³ こうした観点を明確化するため、「保険会社向けの総合的な監督指針」の改正を予定。

¹⁶⁴ このほか、2.（1）② 販売会社による顧客本位の業務運営 参照

上、顧客保護の観点も含め、実態把握を進める。

(リスク管理の高度化)

保険会社の財務の健全性を確保するため、各社における経済価値ベースの考え方を取り入れたリスク管理の高度化を促しつつ、保険会社を取り巻くリスクの変化や、これに対応した保険会社の行動をフォワードルッキングに分析し、機動的なモニタリングを行っていく。

具体的には、世界経済の減速懸念や各国の金融政策の動向等による内外経済・市場の急な変動が保険会社の財務に与える影響を注視しつつ、ERM の高度化等を通じた各社のリスク管理態勢の向上に向けた対話を行う。

こうした中、自然災害にかかる保険引受リスクの管理態勢について、保有・出再方針にかかる経営レベルでの検討状況等を引き続きモニタリング¹⁶⁵するとともに、定量指標に基づく評価手法を検討するなどモニタリング手法の高度化等に取り組む¹⁶⁶。

(資産・負債の経済価値ベースによる評価・監督手法の検討)

経済価値ベースの新たなソルベンシー規制については、保険会社のリスク管理の高度化と中長期的な健全性の確保を可能とする一方、その内容次第では、保険会社の過度なリスク回避行動を惹起し、意図せざる影響を及ぼす可能性もある。このため、本年5月に設置した「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」において、こうしたメリット・デメリットを考慮しつつ、国際的な議論を踏まえた規制の方向性を検討する。

ガバナンスの機能発揮

上記のモニタリングに当たっては、持続可能なビジネスモデルの構築を促す観点から、取締役会等の組織が重要な経営判断の過程において、深度ある議論を行っているか、経営トップ等に対して有効に牽制・監督機能を発揮しているかなども注視する。また、こうしたモニタリングを通じて把握した各社のガバナンスの実効性の度合いに応じて、経営陣等と実効性の向上に向けた対話を行う。加えて、内部監査の実態に応じて、内部監査部門との対話を行い、その高度化を促していく。

大手保険会社グループの海外事業については、大型M&Aを実施してから一定期間が経過し、その成果や課題について各社とも分析が進められている。金融庁としても買収後の子会社管理や収益管理等に関し、取締役会等が実効的なガバナンス機能を発揮しているかに着目してモニタリングを行う。

¹⁶⁵ このほか、大規模自然災害発生時の保険金支払管理態勢について、要員確保策や業務効率化に関する各社の取組状況のフォローアップを行う。

¹⁶⁶ このほか、サイバーリスクについては、海外も含めた市場動向にも注視しつつ、各社に対し、リスク評価手法の整備等の適切なリスク管理を促していく。

(イ) 少額短期保険業者

【金融行政上の課題】

少額短期保険業界は、制度創設後、新たに設立・参入した業者が過半を占めるなど、その構図も変化しつつあり、取扱商品の多様化も進んでいる。こうした中、金融庁としては財務局と連携し、各業者の規模・特性等を十分に踏まえつつ、実態に応じたモニタリングを実践していくことが重要となっている。

制度創設時、新制度への移行に際し激変緩和のため経過措置¹⁶⁷が設けられたが、制度発足から既に10数年経過しており、経過措置適用業者においては2023年3月末の経過措置終了までに本則に移行する対応が求められている。

【昨事務年度の実績】

各財務局と連携して、少額短期保険業界全体の動向を把握・分析し、そこで明らかとなった各種の課題については、対話による自主的な対応を促すとともに、重大な問題が懸念される業者等に対して立入検査等を実施した。

こうした検査・監督の過程において、法令等に定められた最低基準についての不備が複数の業者に認められており、自主的な検証・是正を促す観点から、全業者に対し自主点検の実施を求めた。

これらの根本原因の一つとして、業者において適切なガバナンスが働かず、業容拡大が最優先とされた状況が認められたことから、各業者に対し、日本少額短期保険協会を通じて経営管理態勢及び内部管理態勢等を強化すべき旨を周知した。

また、経過措置適用業者に対し、経過措置終了までの移行計画の提出を求め、その履行状況についてモニタリングを実施した。大宗においては、対応方針を策定済であるが、未確定となっている業者も一部認められる。

【本事務年度の方針】

各業者において最低基準を満たした業務運営が行われているかについて、財務局と連携して、自主点検結果を踏まえつつ、ガバナンス、人的構成を含む態勢整備の状況と併せてモニタリングを行うとともに、日本少額短期保険協会とも連携して最低基準達成のための環境を整備する。

経過措置適用業者に対しては、引き続き、本則に円滑に移行するための計画の策定・実行状況について確認し、対応を求める。

¹⁶⁷ 制度創設前より共済事業を行っていた者（いわゆる根拠法のない共済）に対する激変緩和のため、制度発足時、引受可能な上限保険金額に経過措置が規定され、その後2度、経過措置が延長されている。

③ 金融商品取引業者等

(ア) 証券会社

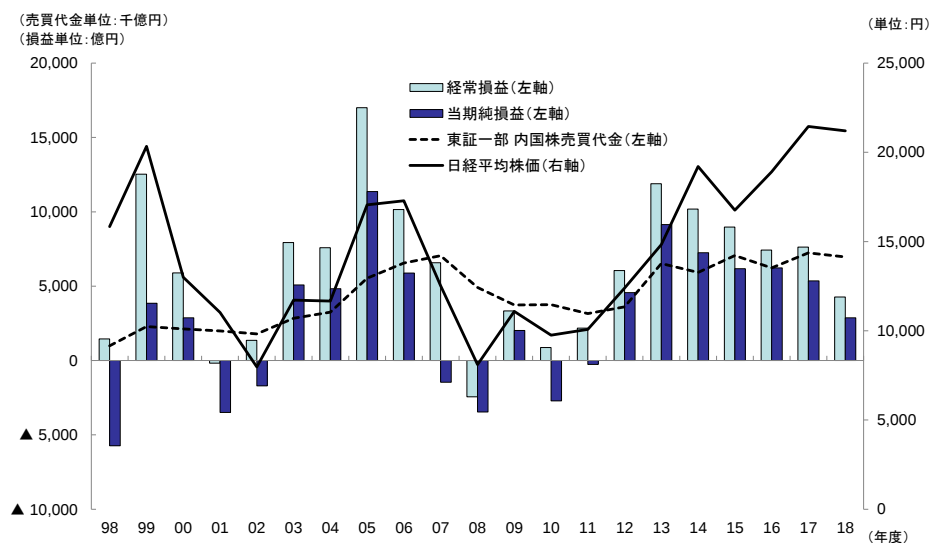
【金融行政上の課題】

内外経済の不確実性の高まりや、こうした不確実性の市場取引への影響、低金利環境の継続等、証券会社は足元で厳しい収益環境に置かれている。こうした中、売買委託手数料やトレーディング収益といったフローの収益を中心とする証券会社は、収益や健全性が市場・景気動向の影響をより受けやすいという特性があるため（図表Ⅱ-3-(5)-3）、適切なリスク管理の下、安定的な収益・財務基盤を構築することが重要である。

また、足元の厳しい収益環境のほか、顧客層の高齢化、デジタル化の進展に伴う取引チャネルの多様化等、証券会社を取り巻く経営環境の変化¹⁶⁸を踏まえると、既存のビジネスモデルに限界がある可能性があるため、将来にわたり持続可能なビジネスモデルを模索・構築していくことが重要である。

加えて、市場のゲートキーパーの役割を期待される証券会社においては、法令等の趣旨や目的を踏まえた実効性のあるコンプライアンス態勢を構築することが重要である。

図表Ⅱ-3-(5)-3 全国証券会社の決算と日経平均株価・東証一部内国株売買代金の推移



(資料) Bloomberg、日本証券業協会、日本取引所グループ資料より、金融庁作成

【昨事務年度の実績】

大手証券会社

大手証券会社に対しては、国内業務における「顧客本位の業務運営」の実践・定着状況等や、それらを支えるガバナンスについて、社外役員を含め、経営陣等との深度ある対話を行う

¹⁶⁸ 例えば、個人株式等委託売買代金に対するネット系証券会社5社の割合（2018年度）は、77.5%を占めるようになっている。

とともに、海外業務の特性を踏まえたリスク管理の強化に向けた取組状況についてもモニタリングを実施した。

各社とも、引き続き資産管理型営業への転換が重要と位置づけ、従前のフロー収益中心のビジネスモデルからストック収益を重視する戦略に転換を図ろうとしているが、営業現場において顧客本位の業務運営やコンプライアンスの定着に向けた施策の本質的な趣旨の理解や浸透が依然として十分ではない状況が認められた。具体的には、顧客本位の趣旨に反する収益獲得優先の業務運営が行われている事例や、過去に発生した事案を踏まえた施策や教訓が営業現場において風化していた事例等、内部管理に緩みが生じている実態が明らかとなった。

また、証券会社の引受審査の状況については、ビジネスの特性を考慮せず従来と同様の方法で審査を実施している事例等、不十分な点が見受けられたものの、社内外の専門家を活用する審査態勢を整備する等、改善に向けた取組事例¹⁶⁹も見られた。

ネット系証券会社

ネット系証券会社については、システムリスク管理態勢に焦点を当てたモニタリングを行ったところ、システム障害発生時に、適切な復旧・代替作業に向けた計画が未策定・不十分であるため、復旧・代替作業が適切に行われていない事例が見られた。

また、各社のビジネスモデルに焦点を当てたモニタリングを行ったところ、各社とも競争力を維持・向上すべく継続的にビジネスモデルの多様化を進めており、中には、IFA やフィンテック企業との提携、ポイントサービスやビックデータの活用等、新たな収益の柱となり得るビジネスモデルの構築に取り組んでいる状況が見られた。

準大手・地域証券会社

準大手・地域証券会社については、各社の規模・形態等が多様で経営状況や課題等も様々であることを踏まえ、メリハリをつけたモニタリングを行った。その結果、外国株式の投資勧誘時に重大な法令違反が認められた先には厳正な監督対応を行ったほか、投資信託の解約引止めを行っていた先には自主的な改善を促した。

地域で中心的な役割を果たしている証券会社に対して、ビジネスモデルに焦点を当てたモニタリングを行った結果、他社にない独自サービスを提供している事例や、従業員の働き方の改善に取り組んでいる事例が見られた。また、他の地域証券会社とグループ化・連携を進めている証券会社があり、営業面だけでなく法令遵守態勢等の非競争領域での連携を進めている事例も見られた。

【本事務年度の方針】

¹⁶⁹ 例えば、引受審査において、IPO を予定している会社（引受審査の対象会社）が用いる新技術に対する評価を行う際、証券会社の引受審査部門のみでは難しい場合に、社外のコンサルタントや弁護士などの専門家を活用する取組事例がある。

大手証券会社

以下の課題への対応を含め、適切な経営戦略の策定・推進を支えるガバナンス機能の発揮について、社外役員を含めた経営陣や支店長、営業担当者などの営業現場との深度ある対話を中心にモニタリングを継続する。

- ・ 金融ビジネス環境の変化を踏まえた、持続可能なビジネスモデルの構築
- ・ 形式的なルールに留まらないプリンシプルに即した実効性のあるコンプライアンス態勢及び顧客の利益を尊重した業務態勢の構築

また、グローバルな業務展開をしている証券会社については、それを支える経営管理態勢及びリスク管理態勢の整備状況や危機時の対応策等について、海外当局とも連携しつつ、モニタリングを継続する。

ネット系証券会社

フィンテック等を用いて新たな収益の柱となり得るビジネスモデルの構築に努めている状況を踏まえ、新しいビジネスモデルが投資家保護の観点から適切であるかについてもモニタリングを行っていく。また、システム障害発生時の対応も含めたシステムリスク管理態勢の整備状況についてモニタリングを継続する。

準大手・地域証券会社

投資家保護のための態勢整備等を中心にメリハリをつけたモニタリングを継続して行う。

中でも経営改善への意欲はあるもののビジネスモデルの確立に悩む証券会社については、経営トップとの対話などを通じて、経営改善策の具体化に向けた議論の活性化を促していく。

(イ) 外国為替証拠金取引業者(FX 業者)

【金融行政上の課題】

店頭外国為替証拠金取引業者(以下「店頭 FX 業者」)については、決済リスク管理を不十分なままにしておけば、外国為替市場や金融システムに影響を及ぼし、システムリスクにつながる可能性があることから、店頭 FX 業者については決済リスク管理態勢の強化に取り組むことが重要である。

【昨事務年度の実績】

店頭 FX 取引の決済リスクについて、内閣府令の改正等の制度整備を行った¹⁷⁰。また、来年1月からのストレステストの実施に向け、システム構築等の準備状況を確認したところ、既にストレステストの試算を始めている業者がある一方で、システム開発完了時期が未定となっている業者も見られた。

【本事務年度の方針】

情報開示（本年9月開始）及びストレステスト（来年1月開始）を適切に実施するための態勢の整備状況についてモニタリングを行う。特に、ストレステストについては、開始までの間に各店頭 FX 業者における試算状況を確認するなど、その準備を促す。また、ストレステストの結果を踏まえ、決済リスク管理態勢についてモニタリングを行う。

（ウ）投資運用業者

投資運用業者については、2.（1）④に述べたとおり。

（エ）投資助言・代理業者

【金融行政上の課題】

投資助言・代理業者については、顧客に対する適切な広告・勧誘等、投資者保護の観点からの業務運営態勢の構築が必要である。

【昨事務年度の実績】

虚偽の説明又は誤解を生ぜしめるべき表示により勧誘を行っている事例や、無登録業者に対する名義貸しを行っている事例が認められたことから、登録取消しや業務停止命令等の行政対応を行った（昨事務年度に行った行政処分は5件（うち登録取消しは3件））。

【本事務年度の方針】

ウェブサイト上の広告表示やメールマガジン等による勧誘行為について、当局に寄せられる相談や関係機関からの情報等を参考として、情報分析・検証を進め、事実と異なる表示等を行っている業者に対しては、必要に応じて監督上の対応を行う等、厳正な対応を行っていく。

（オ）第二種金融商品取引業者

【金融行政上の課題】

¹⁷⁰ 2.（1）⑤（ア）h）店頭 FX 業者の決済リスクへの対応 参照

第二種金融商品取引業者（以下「二種業者」）については、近年、高利回りを謳うファンドに対する投資者の関心が高まり、これをビジネスチャンスと捉えたファンド事業者の新規参入が増加していることを踏まえ、顧客に対する広告・勧誘及びファンド運営の適切性を確保する必要がある。特に、貸付事業を投資対象とするファンドについては、近年、一部の業者において、投資者に対して虚偽の表示を行う等の問題が認められていることから、投資者保護の観点からの業務運営態勢を構築する必要がある。

【昨事務年度の実績】

投資者に対して虚偽の表示や誤解を与える表示を行っている事例や、出資金の不適切流出事例等、投資者保護の観点から極めて不適切な対応が認められた二種業者4社に対し、登録取消しや業務停止命令等の行政処分を行った。

また、貸付事業を投資対象とするファンドでは、これまで貸付先の匿名化等が行われてきたが、投資者が貸付先に接触しない等の一定の措置を講じることで、貸付先の情報開示が可能となる解釈を公表¹⁷¹し、自主規制機関における情報開示の例示や留意事項等の策定に当たって連携を行うなど、投資者への情報開示の拡充を図るための取り組みを行った。

さらに、いわゆるソーシャルレンディング¹⁷²について、金融庁ウェブサイト¹⁷³に、投資者に対して適切な投資判断を呼び掛けるべく注意喚起（本年3月）¹⁷³や広報チラシ（本年5月）¹⁷⁴の掲載を行った。

【本事務年度の方針】

広告・勧誘及びファンド運営の実態に関する情報分析・検証を進め、当局に寄せられる相談や関係機関からの情報等も参考に、リスクベースでのモニタリングを行うとともに、貸付事業を投資対象とするファンド持分の取得勧誘を行う二種業者については、情報開示状況等の実態把握を行い、問題が認められる業者に対しては厳正な対応を行っていく。

（カ）信用格付業者

【金融行政上の課題】

¹⁷¹ 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）貸金業法 整理番号 13
(https://www.fsa.go.jp/common/noact/kaitou/024/024_13b.pdf)

¹⁷² いわゆるソーシャルレンディング（融資（貸付）型クラウドファンディング）とは、インターネットを用いてファンドの募集を行い、投資者からの出資をファンド業者を通じて企業等に貸付ける仕組みを指す。

¹⁷³ 金融庁ウェブサイト参照 (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/social-lending/index.html>)

¹⁷⁴ 金融庁ウェブサイト参照 (https://www.fsa.go.jp/ordinary/social-lending/social-lending_201905.pdf)

信用リスク評価の参考情報として、金融・資本市場において広範に利用される信用格付を提供する信用格付会社は、情報インフラとしての役割を担うことから、投資者保護の観点から業務の適切性を確保することが重要である。

【昨事務年度の実績】

登録信用格付業者全社(5グループ/7社)に対し、法令遵守状況やガバナンス態勢、ビジネスモデルの動向¹⁷⁵に加え、証券化商品格付にかかるコンプライアンス上の取り組みやモデル・ガバナンス態勢¹⁷⁶等についてモニタリングを実施した。法令遵守について、海外拠点とのコミュニケーションの活性化を通じた管理能力の向上や、利益相反管理の強化、情報セキュリティ管理の強化等を課題として取り組みを推進する事例も見られた。

【本事務年度の方針】

信用格付業者の業務の適切性確保のため、海外当局との連携も図りながら、モニタリングを継続する。

④ ゆうちょ銀行・かんぽ生命保険

【金融行政上の課題】

ゆうちょ銀行においては、国内の低金利環境が継続する中、外貨調達コストが高止まりしていることから、市場業務の収益性が低下している。また、リスクアセットの増加によって自己資本比率も継続的に低下している。このような状況を踏まえ、リスクの拡大を抑制しつつ、中長期的な収益を確保するビジネスモデルの構築が急務となっている。

かんぽ生命においては、低金利環境が継続する中、貯蓄性商品の魅力が低下したことで販売が低迷し、基礎利益が減少している。70歳以上の契約者が全体の約1/4を占めるなど、顧客に高齢層が多く、将来に亘って安定的な顧客基盤を確保する観点からも、顧客の利益を重視した営業の必要性が一層高まっている。こうした中であって、契約の乗り換えの際に顧客に不利益を生じさせる不適切な事案が多数生じており、既存顧客への適切な対応はもとより、根本原因の究明に向けた調査を行い、募集態勢の抜本的な改善に早急に取り組む必要がある。

また、日本郵政においては、グループ全体の中長期的な収益基盤を確保し、ユニバーサル・サービスを将来にわたり安定的に提供するとともに、金融二社の株式売却を可能とするためにも、民営化委員会の意見書において指摘されているように、グループ全体のビジネスモデルの再構築を行う必要がある。

¹⁷⁵ 例えば、ESG 関連ファイナンスにかかる情報・評価の提供といった、新たな事業戦略の検討・展開等。

¹⁷⁶ 証券化商品格付プロセスにおいて利用される格付モデルの開発、検証、承認、文書記録・保存等の管理態勢全般。

【昨事務年度の実績】

ゆうちょ銀行では、中期経営計画においては、より収益性の高いオルタナティブ資産¹⁷⁷といった戦略投資領域の残高を増加させる方針を掲げたが、市場の過熱感等に配慮して残高積み上げのペースを抑制¹⁷⁸し、他方で外国証券等への投資を拡大することとしている。また、投資信託の販売拡大¹⁷⁹、ATM 事業拡大¹⁸⁰、送金決済手数料改定等による手数料収入の拡大にも取り組んでいるものの、引き続き、中長期的な収益確保が課題となっている。

日本郵政グループのガバナンスについて、日本郵政・ゆうちょ銀行・かんぽ生命の経営陣や取締役と対話を実施した。対話を通じ、日本郵政の取締役会において、経営環境の変化に対応したグループ全体のビジネスモデルの再構築と、郵便局ネットワークの効率的な活用に向けた具体策の議論が深められていないことが認識された。

なお、グループのビジネスモデルの再構築については、米国アフラック・インクへの出資¹⁸¹、かんぽ生命株式の売却¹⁸²等の動きが見られた。

昨年 12 月に公表された「郵政民営化の進捗状況についての郵政民営化委員会の意見」に基づき、ゆうちょ銀行の預入限度額が本年4月に引き上げられ¹⁸³、同意見によって要請された「貯金獲得にかかるインセンティブを他の評価項目への振替等により撤廃すること」について、ゆうちょ銀行や郵便局は、本年4月から、貯金獲得に関する業績評価項目を投資信託販売等にかかる項目に振替えるなどの取組みを進めている。

【本事務年度の方針】

持続可能な収益確保に向けた取組み

ゆうちょ銀行については、リスクの拡大を抑制しつつ、中長期的な収益を確保するビジネスモデルの構築が急務となっている中で、収益確保のための具体的な方策や、中長期的な資本水準のあり方及びリスク管理の状況等について対話を実施する。

かんぽ生命については、契約乗換にかかる不適切事案の根本原因の究明や改善策の策定・実行状況を踏まえつつ、顧客基盤等について対話を実施する。また、ERM フレームワークの下でのリスク管理の状況についてモニタリングを継続する。

顧客本位の徹底に向けた取組み

¹⁷⁷ プライベートエクイティファンド（PE）、不動産ファンド、ヘッジファンド（HF）への投資。

¹⁷⁸ 戦略投資領域 2020 年度末（当初計画）：8.5 兆円 → 4～5 兆円程度

¹⁷⁹ 投資信託取扱局は 1,540 局、紹介局は 18,211 局に拡大（本年 3 月末現在）。

¹⁸⁰ 全国ファミリーマート店舗に 2017 年 1 月以降小型 ATM の設置を拡大中。あおぞら銀行の全 19 店舗にゆうちょ小型 ATM を設置（昨年 11 月設置完了（19 台））。

¹⁸¹ 日本郵政は、アフラック・インコーポレーテッド普通株式の 7%程度を取得することを目指し、本年 4 月 29 日に、信託を通じて取得を開始した旨を公表（本年 5 月）。

¹⁸² 本年 5 月の売出しにより、日本郵政の議決権割合は 64.48%（実施前 89.00%）となった。

¹⁸³ 通常貯金と定期性貯金を合算して 1,300 万円 → 通常貯金と定期性貯金の限度額を別個に設定することとし、限度額はそれぞれ別個に 1,300 万円ずつ同額に設定（本年 4 月 1 日施行）。

ゆうちょ銀行については、投信販売残高の拡大を目標としており、コンサルティング営業の適切な強化の観点から、郵便局を含めた現場レベルにおける高齢者の勧誘や適合性の確認等、顧客本位の業務運営の状況についてモニタリングしていく。

かんぽ生命については、前事務年度に報告徴求命令を発出し、実態把握や原因分析、改善対応策について報告を求めてきているところであり、郵便局を含めた現場レベルに顧客の意向や状況に沿った営業を浸透させ、実質的に顧客の利益が守られるよう、乗換にかかる不適切事案の根本原因の究明に向けた調査やその結果を踏まえた改善策の策定・実行状況についてモニタリング等を行う。その際には、営業目標・インセンティブのあり方、コンプライアンスを遵守するカルチャーの醸成、適切な実態把握に基づく経営陣によるリーダーシップの下でのガバナンスの発揮に着目し、かんぽ生命とその募集人である日本郵便の両社に対して、募集態勢の抜本的な改善を促す。

ビジネスモデルの再構築と日本郵政のガバナンス

日本郵政においては、郵便局ネットワークのより有効な活用や IT・フィンテックの更なる活用等、日本郵政グループにおける戦略的な資源配分の策定・実施に向け、取締役会及び経営陣が主導的な役割を果たすよう対話を実施する。

また、かんぽ生命やその募集人である日本郵便が緊密に連携し、募集態勢の抜本的な改善が図られるよう、グループの持株会社としてのガバナンス発揮に向けた取組みを促す。

⑤ 外国金融機関

【金融行政上の課題】

外国金融機関は、デジタルイゼーションの進展等の環境変化の下、グループ全体の経営戦略やビジネスモデルが変容する中で、日本拠点としても利用者ニーズをよりの確に捉え、利益水準の維持・向上を図ることを目指している。外国金融機関は、このような変化に対応して、適切な内部管理態勢を確保することが求められる。こうした中、当局としては、外国金融機関のリスク特性が将来に向かってどのように変化するかを把握し、必要な経営管理態勢の確立を促していく必要がある。

【昨事務年度の実績】

外国金融機関のモニタリング

ビジネスモデルがどのように変容しているのかについて情報収集・分析するとともに、経営管理、法令等遵守、リスク管理及び内部管理の各態勢やガバナンスにかかるモニタリングを実施した。その過程において、以下のような事例が認められた。

- ・ デジタルイゼーションの進展に応じたビジネスの変容状況

- プロダクトの開発やサービスの品質向上に向けた取組み状況を検証したところ、データの利活用に主眼を置いて新規ビジネスを模索する金融機関や既存ビジネスの深化のためにテクノロジーを活用する金融機関がある一方で、多くの金融機関はデジタル化の進展をコスト削減の一環として位置づけていることが確認された。
- ・ 法令等遵守をはじめとする各態勢やガバナンスにかかるモニタリング
 - 売買審査態勢、システムリスク管理態勢等の整備状況に重大な不備が認められた外国金融機関に対し、再発防止策の策定や本部との連携強化等による適切な態勢整備を求めた。
 - AML/CFT にかかる態勢整備が不十分な外国金融機関に対して改善を促し、その進捗状況についてモニタリングを行った。他方で、船舶ファイナンス分野の態勢整備状況を検証したところ、船主への継続的顧客管理、航路のモニタリング等の高度な取組みを行っている外国金融機関も認められた。
 - サイバーセキュリティ対策の強化に向け、各国当局の要請に応じて態勢整備を進めている外国金融機関がある一方で、リスク管理に関する事業部門、管理部門及び内部監査部門の役割分担が未だ不明確で態勢構築の途上にある外国金融機関も多く認められた。

また、本邦金融機関等向けに販売する商品の動向や当該商品のリスクについて実態把握を行った。販売する商品の適合性について各種委員会によるチェックを行う体制となっていることは確認されたものの、販売商品の種類に偏りが見られたことから、適合性面については引き続き検証が必要である。

グローバル金融機関の円滑な破綻処理

グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）の円滑な破綻処理準備態勢にかかる検証の一環として、これら金融機関の海外拠点による我が国の顧客との直接の取引状況や、日本拠点から海外拠点への資産の移管状況について実態把握を行った。最終的には取引残高の大部分が国外で管理されているという結果となり、海外当局との連携の必要性が改めて確認された。

【本事務年度の方針】

ビジネスモデル変容に伴う日本拠点のリスク変化を捉えた上で、経営管理、法令等遵守、リスク管理及び内部管理の各態勢やガバナンスについてモニタリングを実施する。態勢上の不備が認められた外国金融機関に対しては、適切な態勢整備を求める。

海外当局との連携を深化することにより、我が国で活動する G-SIBs にかかる危機時の当局及び G-SIBs の対応能力を強化する。

⑥ 資金移動業者

【金融行政上の課題】

資金移動業者については、2010年4月の資金決済法の施行に伴い、参入が相次ぎ、その業者数は2019年6月末時点で64業者となっている。また、その利用者数、送金件数及び送金額についても、送金内容の多様化、営業時間や安価な送金手数料等、利便性の高まりから大幅に増加¹⁸⁴している。

しかしながら、資金移動業者については、業者間の規模格差が大きく、小規模な業者も多く存在する。また、そのビジネスモデルについても、①外国人の海外送金、②商品購入代金等の支払いにかかる送金、③モバイル端末を利用した個人間送金等、様々であることから、業者によって内部管理体制やリスクの所在が異なる。

さらには、今後、キャッシュレス化の一層の進展、外国人の利用の増加が見込まれ、ペイロール解禁や送金上限額の引上げの議論もあり、更なる参入や新たなサービスの展開やリスクの大きな変動も予想されるところである。

こうした状況の中、資金移動業者による適切なサービスの実施を確保し、利用者を保護していくため、金融庁としては、資金移動業者に対して、上記の経営環境、リスクの変動に適時に対応できる経営管理、内部管理体制の充実等を更に促していく必要がある。

【昨事務年度の実績】

資金移動業者に対して、定期的に業務実態の報告を徴求するとともに、立入検査やヒアリングなど、オンサイト・オフサイトのモニタリングを実施した。なお、大規模な業者に関しては、フィントックモニタリング室に専担者を配置し、モニタリングを強化した。

マネロン・テロ資金供与対策にかかるモニタリングの結果、多くの業者に見られる共通の課題として、自社のリスク分析が網羅的・具体的でない点や、リスクに応じた継続的な顧客管理措置が未実施である点等が確認された。

また、システムについても、システム障害の発生原因等の分析を行ったところ、取引集中等を想定したシステム処理能力の事前検証不足や外部委託先での作業状況の確認不足等が確認されたことから、利用者に支障が生じないようシステムの安定稼働の強化を求めた。

【本事務年度の方針】

業者のビジネスモデルや外国人利用の今後の展開、利用実態及び昨事務年度の取組みによる業者の対応状況を把握・分析した上で、近年における新たな業務展開やリスクの高まりを踏まえ、リスクベース・アプローチに基づくモニタリングを継続していく。

特に、送金資金にかかる保全管理の状況、システムリスク管理・セキュリティ対策の状況、マネロン・テロ資金供与対策については、業者の規模・特性を踏まえつつ、内部管理体制の充

¹⁸⁴ 昨年3月末では、利用者数は1,394万人、送金件数は8,401万件、送金金額は1兆811億円。

実等に向けたモニタリングと対話の強化を図っていく。

また、マネロン・テロ資金供与対策については、国際的な目線の高まりや、本年にFATF第4次対日相互審査が予定されていることも踏まえ、重点的に対応していく。

Ⅲ. 世界共通の課題の解決への貢献と金融当局・金融行政運営の改革

1. 世界共通の課題の解決への貢献及び国際的な当局間のネットワーク・協力の強化

(1) 世界共通の課題の解決への貢献

① 国際的な議論への貢献

【金融行政上の課題】

世界金融危機から 10 年を経て、危機再発防止のための国際的な規制改革のほとんどの項目は最終化された。これを踏まえ、国際的な議論の焦点を危機の振り返りから将来を見据えたものにシフトしていくことが望ましい。我が国は本年の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議の議長国としてリーダーシップを発揮していく必要がある。

【昨事務年度の実績】

G20 議長国として、金融市場の分断回避、金融技術革新、高齢化と金融包摂を金融セクター関連の主要課題(プライオリティ)として設定し、具体的な提案や各国との調整を行い、関連国際会議の議長を務めるなどした上で、本年6月の財務大臣・中央銀行総裁会議(於:福岡)及び首脳会議(於:大阪)に成果を提出した(図表Ⅲ-1-(1)-1、2)。このような国際的な議論に貢献するための体制整備として、G20 準備室を設立するとともに、金融庁参与にカルアナ前国際決済銀行(BIS)総裁を任命し、有益なアドバイスを得た(昨年8月)。

また、本年3月に、経済協力開発機構(OECD)の保険・私的年金委員会の新議長に、金融庁の参与が就任した。

図表Ⅲ-1-(1)-1 G20 財務大臣・中央銀行総裁会議(於:福岡)



(資料)財務省

図表Ⅲ-1-(1)-2 金融分野における G20 の主な成果¹⁸⁵

(金融市場の分断回避)

- 近年、各国間の規制の齟齬や重複が原因となって世界の金融市場が分断されることに対する懸念が高まる中、金融システムの安定性や金融仲介機能の効率性への負の影響を回避するため、我が国は、G20 議長国として、G20 で初めてこの問題を取り上げ、「金融市場の分断回避」をプライオリティの一つとして設定した。
- 金融庁は、金融安定理事会(FSB)市場の分断ワークショップの担当議長及びIOSCO クロスボーダー規制タスクフォース作業部会の共同議長に就任し、議論を主導した。
- FSB において、我が国は、市場分断の拡大を防ぐための実務的なプロセスやアプローチについて議論することを提言。これを受け、報告書¹⁸⁶がとりまとめられるとともに、今後、①デリバティブ市場における「意図せざる分断」について対応を検討、②資本や流動性の困り込みの問題についてのワークショップを開催(本年秋予定)、③規制分断の拡大を抑制するために考えられる国際連携のメカニズムを検討、④規制の影響評価作業に市場分断の視点を追加することとなった。
- IOSCO において、金融庁は、各国規制の重複を避けるという観点から Deference(他国規制への依拠)に関する評価プロセスの運用改善に焦点を当てることを提言。報告書¹⁸⁷においても、本プロセスの明確化・効率化に関するグッドプラクティスを検討していく等の提案が示された。
- G20 財務大臣・中央銀行総裁会議及び G20 首脳会議では、規制・監督上の協力を通じて金融市場の分断に対処することが合意されるとともに、こうした作業が歓迎された。

(金融技術革新)

- 暗号資産について、我が国の知見・経験を活かして国際的な議論を推進し、さらに、暗号資産の基礎となる分散型技術について、その便益が十分発揮できるような適切なガバナンスのあり方を検討するため、我が国は G20 議長国として、暗号資産を含む「金融技術革新」に関わる問題をプライオリティの一つとして設定した。
- 暗号資産については、FSB において、我が国の提案を受け、暗号資産関連当局の一覧が作成された。これは、クロスボーダー取引に対応するための国際的な連携に資するものである。また、IOSCO において、金融庁は作業部会の共同議長として議論を主導し、当局者用の手引書(市中協議文書)が作成された。当文書は、暗号資産にかかる消費者・投資家保護等に関する初の国際的な成果であり、我が国の資金決済法等の一部改正法の内容も盛り込まれている。
- 顧客間で直接の金融取引を可能とする分散型金融技術については、金融システムの安定・規制・ガバナンスにもたらす影響や、当局が技術者等の広範な関係者との対話を強化する重要性を指摘する FSB の報告書¹⁸⁸が G20 財務大臣・中央銀行総裁会議及び G20 首脳会議において歓迎された。
- 金融庁は、本年6月、G20 技術革新にかかるハイレベルセミナーを開催し、当局、金融機関、技術者コミュニティ、学界等、様々な分野の専門家による、マルチステークホルダー型アプローチで、技術革新が金融セクターにもたらす機会とリスクや分散型金融システムのガバナンスについて議論した。

(高齢化と金融包摂)

- 高齢化は途上国を含め全世界で急速に進展しており、従来の金融サービスでは対応できない新たな課題をもたらしていることから、我が国は、G20 議長国として「高齢化と金融包摂」をプライオリティの一つとして設定した。
- 金融庁は、GPFI(金融包摂のためのグローバルパートナーシップ)の議長に就任し、議論を主導した。
- GPFI において、我が国は、ファイナンシャル・ジェロントロジーや金融リテラシー向上の重要性の指摘や、つみたて NISA の取組みの紹介等を行い、議論に貢献した。GPFI は、OECD と共同で、「カスタマイズ(高齢者の多様なニーズへの対応)」「デジタルと金融のリテラシーの強化」「生涯のフィナンシャルプランニングのサポート」等、高齢化と金融包摂に関し世界各国の参考となる8つの優先的な政策課題を提示した「G20 福岡ポリシー・プライオリティ」を策定した。本文書は G20 財務大臣・中央銀行総裁会議及び首脳会議において承認された。
- 本年6月には、G20「高齢化と金融包摂」ハイレベルシンポジウムを開催し、多様な分野の知見を結集した。

¹⁸⁵ コーポレートガバナンスについては、本年6月、今後のあるべき姿を議論するセミナーを OECD と共催した。サステナブルファイナンスについては、TCFD の進捗状況報告書が G20 に提出された。

¹⁸⁶ FSB Report on Market Fragmentation
(<https://www.fsb.org/wp-content/uploads/P040619-2.pdf>)

¹⁸⁷ Market Fragmentation & Cross-border Regulation
(<https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD629.pdf>)

¹⁸⁸ Decentralised financial technologies
(<https://www.fsb.org/wp-content/uploads/P060619.pdf>)

【本事務年度の方針】

我が国が G20 議長国として議論を深めてきた世界共通の課題について、FSB 等の国際基準設定主体における更なる検討等、合意された今後の作業が進展するよう、次の G20 議長国（サウジアラビア）とも連携し、G20 や関連国際会議での議論を進めていく。また、金融技術革新が進む中で、暗号資産に関連した新たな構想の出現を踏まえた対応について、金融庁、財務省、日本銀行による3当局連絡会で連携し、様々な側面について総合的な議論を進めるとともに、国際的に連携して検討していく。さらに、G20 議長国の経験を活かし、国際会議議長職の獲得や国際会議のテーマ設定等に取り組む。

② 残された国際的な金融規制改革項目への対応

【金融行政上の課題】

金融危機以降、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)において銀行の自己資本比率規制の大幅な見直しが検討され、2010 年に新たな自己資本比率規制(バーゼルⅢ)が公表され、自己資本の質・量が強化された。その後も、流動性比率規制の導入や開示規制の見直し等を始めとする様々な規制の追加や変更が公表された。また、2017 年 12 月にはこれらの見直し作業を完了させるものとして、リスクアセットの過度なバラツキを軽減するためのリスク計測手法等の最終的な見直し(バーゼルⅢの最終化)が公表された。この最終的な見直しの内容については、2022 年1月(我が国では3月期)から各国における国内実施が求められている。自己資本比率規制の見直しは本邦金融機関のリスク管理実務やシステム対応等にも大きな影響を与えることから、円滑な国内実施に向けて、早期に規制内容を固める必要がある。

また、国際的に活動する保険グループの「国際資本基準」(ICS¹⁸⁹)については、本年中の最終化に向けて対応する必要がある。

【昨事務年度の実績】

BCBS や FSB における自己資本比率等の見直しにかかる国際合意を踏まえ、我が国においても本年3月末に TLAC(総損失吸収力)規制の導入、レバレッジ比率の最低水準規制の導入や開示規制の見直し等を行った。

ICS については、保険監督者国際機構(IAIS)が公表した市中協議文書(昨年7月)に関して、寄せられた意見やデータ調査の結果を分析し、基準の修正案の検討作業に積極的に関与した。

【本事務年度の方針】

¹⁸⁹ ICS は、保険グループの資産、負債を市場整合的に評価した上で、ストレス環境下で発生するリスク量（所要資本）を計測し、それに対する資本（適格資本）の十分性を評価する国際基準。

バーゼルⅢの最終化の国内実施に向けて、関係者と十分な対話を行った上で、2020 年6月末までに規制案を公表する。

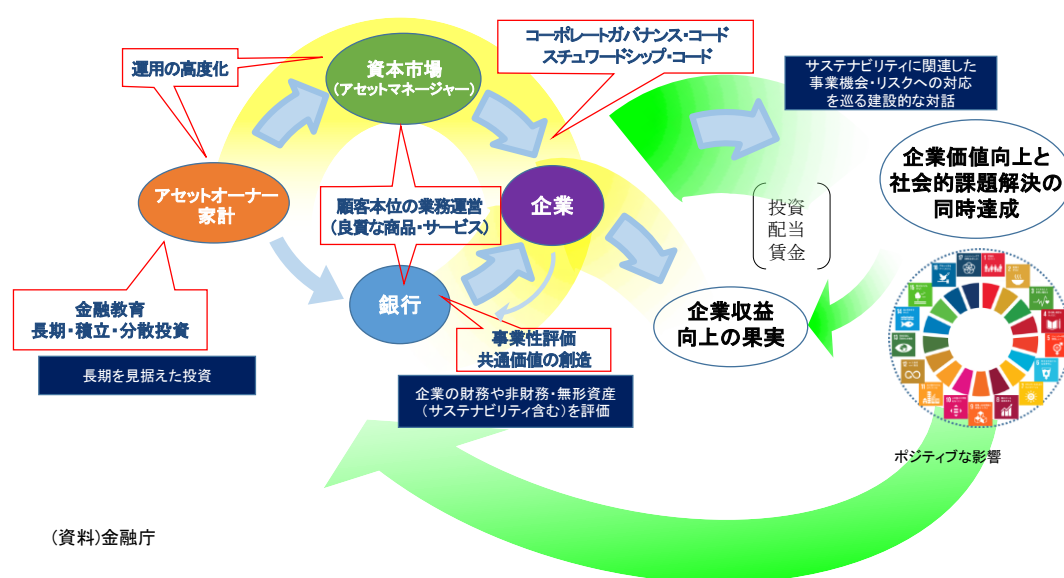
また、ICS については、本年中の最終化に向け、財務の健全性を国際的に比較可能な形で把握する必要性や、保険会社のリスク管理実務への影響等に留意しながら、議論を進める。

③ 持続可能な開発目標(SDGs)の推進

【金融行政上の課題】

SDGs は、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(2015 年9月の国連サミットにて採択)に記載された、2016 年から 2030 年までの国際的な目標である。SDGs は、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の増大を目指すという金融行政の目的にも合致している。金融庁は、SDGs が中長期的な投融資リターンや企業価値の向上につながる形で実現されるよう、関係省庁や民間企業とも連携して SDGs を推進し、各方面で取組みに進捗が見られる。サステナブルファイナンスの推進に関しては、国際的な議論が多方面で進められており、我が国としても積極的に参画することが重要である(図表Ⅲ-1-(1)-3)。

図表Ⅲ-1-(1)-3 金融・資本市場と SDGs



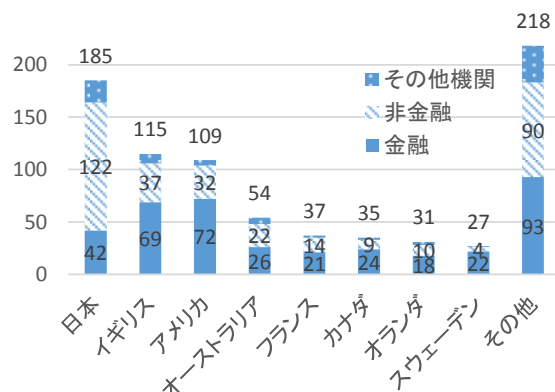
【昨事務年度の実績】

昨年 12 月に、地域金融機関による顧客との共通価値の創造や金融デジタルイゼーション戦略等、金融庁が取り組んでいる施策を SDGs の観点から整理した「金融行政と SDGs」を更新・公表した。また、金融庁がオブザーバーとして参画している環境省主催の ESG 金融ハイレベル・パネルにおいて、こうした SDGs 推進に向けた取組みについて説明するなど、関係省庁と連携しながら、SDGs 推進に向けた議論を深めている。

2015 年、G20 の要請に基づき、気候関連の情報開示に関して、民間組織である TCFD が発足し、2017 年には、気候変動が企業財務に与える影響にかかる自主的開示枠組み(TCFD 提

言)を公表した。金融庁は、SDGs 推進の一環として、投資家と企業の建設的な対話を通じた中長期的な企業価値向上を図る観点から、TCFD 提言の普及・浸透に向け、我が国政府・企業の取組みについて国内外へ情報発信しているほか、本年2月には、日本取引所グループとの共催による TCFD シンポジウムを開催した。また、本年5月には、企業と投資家が一堂に会し、望ましい開示のあり方等について議論する民間主体の TCFD コンソーシアムが発足し、これを経済産業省及び環境省と共にサポートしている。

図表Ⅲ-1-(1)-4 各国における TCFD 賛同企業数



(資料)TCFD ウェブサイト(2019 年8月6日時点)

さらに、国内外におけるサステナブルファイナンスへの関心の高まりを受け、本年3月には、チーフ・サステナブルファイナンス・オフィサーを任命し、国際会議等の場において、我が国の取組みや意見を積極的に発信している。また、国際標準化機構(ISO)で、サステナブルファイナンスに関する国際標準規格の策定に向けた専門委員会(TC322)が設置されたことに伴い、我が国でも、本年4月に、対応方針を検討するためのTC322国内委員会(事務局:日本規格協会)が設置され、金融庁も参画している。その他、昨年以降、引き続き、サステナブルファイナンスにかかる金融監督当局や中央銀行間の国際的なネットワークである、持続可能な保険フォーラム(SIF)や気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク(NGFS)に参画している。

また、気候変動を金融システムに影響を及ぼし得る構造的な変化の一つと捉え、そのリスクを金融監督にも取り入れる動きが欧州を中心に始まっている。この動きを受け、金融庁においても「サステナブルファイナンスに関する金融監督・モニタリング対応検討プロジェクトチーム」を設置し、海外金融機関における先進的な取組みなどについて実態把握を進めてきた。

【本事務年度の方針】

昨年12月に公表した「金融行政とSDGs」に示した基本的な方向性に従い、SDGsの推進に積極的に取り組む。

我が国では、世界で最も多くの企業がTCFDに賛同しており(図表Ⅲ-1-(1)-4)、TCFDを活用する動きが広がっている。今後は、TCFD コンソーシアムにおける議論への貢献等を通じて、TCFD 提言に沿った開示の充実を自主的に目指す企業をサポートしていく。

また、気候関連リスクに対して強靱な金融システムを我が国のエネルギー政策とも整合的な形で構築していく観点から、気候関連リスクの管理に関する課題等について、関係省庁や金融機関との対話等を通じ、官民の認識を深め、ベスト・プラクティスの蓄積・共有を図るとともに、

金融監督やモニタリングのあり方に関する国際的な議論に貢献していく。

④ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対応

【金融行政上の課題】

マネロン及びテロ資金供与を放置することは、組織的な犯罪やテロリズム等を助長し、健全な経済活動に重大な悪影響を与え、国民生活の安心・安全が脅かされるおそれがあり、これら行為を防止することは世界共通の重要な課題である。これら行為を防止するためには、我が国の取組みだけでは限界があることから、新技術等の動向も踏まえて、各国が協調して対策を講じていくことが重要である。

我が国の金融機関を取り巻くマネロン・テロ資金供与の状況を見ると、暴力団、来日外国人、特殊詐欺の犯行グループ等を主体とするマネロンが行われている実態が見られる一方、取引の国際化や犯罪手法の巧妙化、フィンテック等の金融システムの変化に伴う新たなリスクの発生も見られる。また、マネロン・テロ資金供与への国際的な目線が更に高まりを見せている。こうした中、本年には、金融活動作業部会（FATF）による第4次対日相互審査が予定されている。本邦金融機関のリスク管理態勢等が脆弱であると判断された場合、我が国の金融システムへの国際的な信頼に影響を及ぼす可能性がある。

このため、我が国においては、監督当局及び事業者の双方が、自らを取り巻くマネロン・テロ資金供与リスクを適時・適切に特定・評価し、そのリスクに応じた適切な低減措置を講ずる、いわゆる「リスクベース・アプローチ」の導入が急務である。

【昨事務年度の実績】

国際的な議論・連携

我が国はFATF 等における国際的な議論に積極的に貢献してきた。特に暗号資産にかかるマネロン・テロ資金供与のリスクに関しては、規制を先行実施している我が国として、FATF 勧告の改正等に貢献した。また、関係省庁とも連携し、マネロン対応高度化官民連絡会等を通じて、業界団体や金融機関に対して、国際的な議論の状況を還元するとともに、マネロン・テロ資金供与リスクへの適切な対応の重要性についての意識啓発を行った。

マネロン・テロ資金供与対策に関するガイドライン

実効的なマネロン・テロ資金供与対策の基本的な考え方を明らかにした「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下「マネロンガイドライン」）を昨年2月に公表して以降、マネロンガイドラインを踏まえたモニタリングを実施し、その結果を積極的に還元した。

同年12月には、金融機関におけるマネロンガイドラインの趣旨を踏まえたリスクベース・アプローチの態勢整備を促進する観点から、預金取扱金融機関について、金融機関が今後態勢整備を進める上で有益と考えられる事例と不十分な事例をとりまとめ、預金取扱金融機関に共

有した。また、こうしたモニタリングや対話の結果を踏まえ、本年4月にマネロンガイドラインの改正を実施するとともに、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべき類型の例示(疑わしい取引の参考事例)の一部改訂及び追加を実施した。

官民連携

金融庁は、昨年11月に全国銀行協会内に設置された「AML/CFT対策支援室」やその他の専門部会等と連携し、ITシステムの共同運用等、マネロン対策をより効率的かつ効果的に実施するための業態横断的な課題に関する検討を幅広く進めた。

さらに、業界団体等とも連携しながら、金融機関の経営層や実務担当者向けの解説を積極的に実施するとともに、財務局主催の地域金融機関向けセミナーで幅広い階層の職員に理解を求める等、様々な場面で、マネロン対策等の必要性和あり方について働きかけを行う取組み(アウトリーチ)を実施した。

マネロン・テロ資金供与対策モニタリングの手法と結果

(業界横断オフサイトの実施)

金融庁は、金融機関に対し、マネロン・テロ資金供与リスク及び統制状況に関する情報、マネロンガイドラインが求める態勢整備と現状との差異、当該差異を解消するための行動計画の提出を要請した。

こうして集めた情報を分析すると、マネロンガイドラインの趣旨を狭く捉えたり、正確な現状認識を行わないままにマネロンガイドラインの対応が求められる事項と現状の間に「特段の差異はない」としたり、行動計画の内容やスケジュールが具体性を欠いている金融機関も一部存在したものの、大宗の金融機関においてはマネロンガイドラインへの理解が深まっており、昨事務年度と比較すれば、金融業界全体の管理水準は向上した。

(個別モニタリングの実施)

個別金融機関に対するヒアリング等を通じて、対象先が有するマネロン・テロ資金供与リスクに関する問題認識を共有し、当該金融機関のマネロン・テロ資金供与対策の高度化に向けた取組みを促した。モニタリングを通じて、以下のような金融機関の取組事例が確認された。

- ・ 商品・サービス、顧客属性、取引形態、国・地域等の視点から、総合して顧客リスク評価を行い、これに基づいて取引開始時の顧客管理や継続的な顧客管理措置の深度・頻度等を定める具体的な計画を策定している事例
- ・ 管理部門が過去の疑わしい取引の届出内容を分析し、その結果をリスク評価書に反映した上、定期的に経営陣に報告するとともに、営業店へも参考事例として還元している事例

他方で、以下のような事例も確認された。

- ・ 不審・不自然な口座開設の申込みについて、その合理性を確認・調査する事務手続を構築していない事例
- ・ 疑わしい取引を届け出たリスクの高い顧客について、自社内で情報共有されていないため、当該顧客によりその後複数回疑わしい取引が行われていた事例

【本事務年度の方針】

FATF 等での国際的な議論に、マネロン・テロ資金供与対策における国際的な課題解決に貢献すべく積極的に参画するとともに、国際協調に向けた主導的な役割を果たしていく。

また、マネロン・テロ資金供与リスクの状況、業態固有のリスク、個別金融機関における固有リスク及び統制状況を分析した上で、個別金融機関へのモニタリングをリスクベースで実施することにより、金融機関全体の管理態勢の底上げを加速化させる。これらのモニタリングで得られた情報等については、必要に応じたフィードバックを行うことで、金融機関における態勢整備に向けた取組みを強化させる。

さらに、FATF第4次対日相互審査も見据え、マネロン対応高度化官民連絡会等を通じた官民一体での情報連携（国際的な議論の状況の還元を含む）・議論を行うことなどにより、官民連携を強化し、より効率的・効果的な業界横断的対応を行っていくほか、金融機関によるマネロン・テロ資金供与対策の円滑な実施に向けて、一般の利用者の理解を得るための施策を講じる。

(2) 国際的な当局間のネットワーク・協力の強化

【金融行政上の課題】

金融庁は、先進国や新興国等との当局間のネットワーク・協力の強化について、我が国と相手国双方の経済・金融の発展と安定に資するものであることが重要との考え方にに基づき取り組んできた。この成果が本邦金融機関の進出等の形でも見られるところ。今後は、これらの協力関係の維持・拡充に加えて、本邦金融機関等との対話を踏まえつつ、より幅広い国等との協力関係の構築・深化に戦略的に取り組むことが重要である。

【昨事務年度の実績】

米欧

米欧当局と、金融規制・監督の協力について、精力的に対話を実施した¹⁹⁰。

¹⁹⁰ 日常的な担当者間の情報共有や多国間のフォーラムでの連携に加え、米国規制に関し、ボルカールールについて域外適用範囲の限定や規定の明確化の改善の要望や、外国銀行規制について支店への流動性規制の導入の是非についての見解の表明を行うレターを日銀と共同で発出（昨年10月、本年6月）。全米保険監督官協会（NAIC）と第10回定期会合を東京で開催（本年1月）し、金融分野の我が国のG20

英国の EU 離脱(ブレグジット)については、様々なレベルで欧州・英国当局と想定されるリスクについて意見交換を行いつつ、英国以外の欧州域内での営業認可取得等、本邦金融機関が円滑に業務を継続できるよう働きかけた。

中国

昨年に引き続き、この1年間で日中金融協力は更に大幅に前進した。

第一に、ハイレベルでの交流が大幅に強化された。具体的には、昨年8月に北京で開催された第7回日中財務対話(麻生大臣と劉昆財政部長が共同議長)に金融行政当局が初めて参加し、日中金融協力を強化することに合意した。併せて、銀行保険監督管理委員会、証券監督管理委員会の両主席とそれぞれ会談し、金融協力について意見交換を行った(昨年8月)。

第二に、日中首脳会談の際に金融庁と中国証券監督管理委員会が日中証券市場協力に合意・署名した(昨年10月)(図表Ⅲ-1-(2)-1)。当該合意に基づく具体的な成果は以下のとおり。

- ・ 本邦証券会社の中国市場参入が実現(本年3月)
- ・ 第一回日中証券市場フォーラムを中国・上海で開催(本年4月)
- ・ 日中 ETF 相互上場が実現(本年6月)

さらに、我が国の金融協力のプラットフォームとして官民が一堂に会する中国金融研究会を立ち上げ、中国金融の最新動向や本邦金融機関の具体的課題等について議論を行った(昨年10月、本年1月、6月)。

図表Ⅲ-1-(2)-1 日中 ETF の相互上場の早期実現に向けた日本取引所グループと上海証券取引所による調印式



(資料)金融庁

主要テーマのほか、日米の規制監督動向、保険監督者国際機構 (IAIS) における重要論点等について意見交換を実施。EU とは、非中央清算の店頭デリバティブ取引に関する証拠金にかかる日 EU の規制を同等と評価することで、当該取引に日 EU の規制が重複適用されず、いずれかの規制への準拠を許容する枠組みを整備 (本年4月)。日英首脳会談 (本年1月) や日仏首脳会談 (本年6月) では、金融サービスに関して、我が国の G20 主要テーマ等について協力することに合意した。

アジア新興国等に対する技術協力

金融庁は、アジア新興国等に対する技術協力について、本邦金融機関の進出支援の観点も踏まえつつ、相手国のニーズに寄り添ったプログラム実施を通じて金融制度整備や金融当局の能力向上等に取り組んだ。

特に、ミャンマーにおいては、資本市場の支援について昨年 1 月に策定された「資本市場活性化支援計画」の進捗状況及び今後の支援策をまとめた「プログレスレポート」を策定して緬計画財務副大臣等へ手交（昨年9月）し、これらに基づく技術協力等を実施した。また、昨年6月に策定された「保険セクター支援計画」に基づき、緬保険市場の外資開放も見据えた、支援・協議を行ったほか、緬計画財務大臣と面会（本年3月）。こうした機会等を通じ保険会社を含む本邦金融機関の進出支援等を推進した。

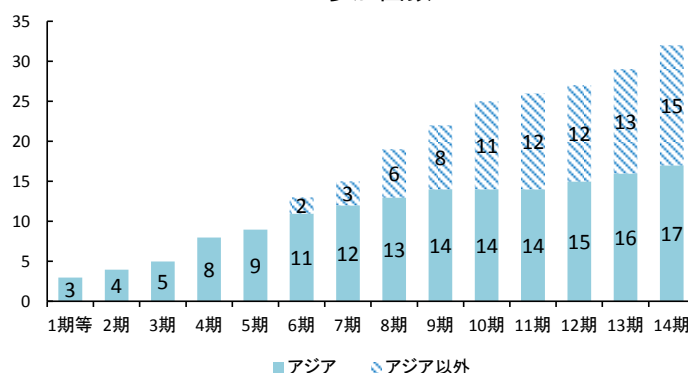
また、中長期的な視点に立った当局間交流の強化や、新興国における知日派の育成を目的として運営している金融連携センター¹⁹¹について、プログラムの改良を続けている。昨年度のプログラムでは、講義形式の研修だけでなく、研究員の要望に沿い、金融庁職員や研究員同士の双方向の意見交換の場を増やした。また、過去に金融連携センターで受け入れた研究員（卒業生）を再招聘し（ホームカミングプログラム）、プログラムで得た知見の業務への活用状況等について現役生や金融庁職員に講義を行う等、卒業生と金融庁職員や現役生とのネットワークを強化した（図表Ⅲ-1-(2)-2）。さらに、卒業生同士のネットワークを強化するため、ブラジル等の海外でも卒業生の同窓会を実施した。

図表Ⅲ-1-(2)-2 金融連携センターの研修プログラムに招聘した研究員と金融庁職員



（資料）金融庁

図表Ⅲ-1-(2)-3 金融連携センターの研修プログラムへの参加国数



【本事務年度の方針】

上記のようなこれまで推進してきた具体的な協力枠組みに加え、本邦金融機関の進出支援の観点も踏まえつつ、より幅広い国等との協力関係の構築・深化に戦略的に取り組む。このため、本邦金融機関の海外進出に関するニーズの把握・支援を充実させる。

GLOPAC については、プログラムの改良を進めるとともに、金融庁職員と卒業生や卒業生同士のネットワークの強化を進める。このため、大学等とも連携していく。

¹⁹¹ グローバル金融連携センター（GLOPAC）及び前身の AFPAC。新興国当局等の職員を研究員として我が国に招聘し、各研究員の関心事項に応じた研修プログラムを提供しており、既に 100 名超の受入実績がある（これまでの参加国数の実績は、図表Ⅲ-1-(2)-3 参照）。

2. 金融当局・金融行政運営の改革

(1) 金融庁の改革

【金融行政上の課題】

金融の急激な変化に遅れをとることなく、国民の期待や信頼に応えていくためには、金融庁自身を、常に課題を先取りし、絶えず自己変革できる組織へと変革することで、金融行政の質を不断に向上させていくことが必要である。

金融行政を担う各職員においては、常に金融サービスを利用する一人ひとりの利用者や企業が目線で、公の利益のために働いているという自覚を持ち、自己研鑽に努めることが求められる。

そのためには、各職員がやりがいを感じ、自身の成長を実感できるよう、人事制度に関する改革や、コミュニケーションの充実・参加の機会の提供といった改革に取り組んでいく必要がある。

【昨事務年度の実績】

人材の育成・活用、組織の活性化に向けて、以下に取り組んだ。

- ・ 職員の成長支援のために双方向のコミュニケーションが図られる環境の整備（少人数グループ化、1on1ミーティングの導入）。
- ・ 職員による自主的な政策提案の枠組み（政策オープンラボ）を設ける等、職員一人ひとりが政策形成に参加する機会を拡充。
- ・ 職員と幹部職員とのコミュニケーション機会の増加等を図る取組みを実施（長官からの定期的な意見発信（Tone at the top）や、各局幹部によるタウンミーティング）。
- ・ 職員が意見や要望を提出できる窓口（何でも目安箱）を設置し、各種手続きの合理化等の業務効率化等を推進。

また、「金融庁の改革について」（昨年7月4日公表）に基づき、専門分野ごとの人材育成プランの策定や、課長補佐クラスへの360度評価研修の拡充等に着実に取り組んだ。こうした組織文化（カルチャー）の改革の定着や進捗状況を検証するため、職員の満足度調査を行った。その結果、組織文化の改革は未だ金融庁全体には浸透しておらず、特に若手職員を中心に、仕事のやりがいや職場の活気、国民や企業への貢献の実感に課題があることが明らかとなった。

【本事務年度の方針】

利用者の視点に立った質の高い金融行政を実現していくためには、金融庁が、そこで働く一

人ひとりの職員にとって、仕事にやりがいを感じ、自身の成長を実感できる職場となる必要がある。満足度調査で明らかとなった課題を改善し、改革を浸透させるため、本事務年度においては、次のとおり、一人ひとりの職員が「自分ごと」として課題に取り組む仕組みを整備する。

- ・ 局・課室ごとに組織活性化やマネジメント、業務効率化に関する課題を特定し、改革目標を設定し、取組状況を「見える化」する。
- ・ 職場の課題の吸い上げと改善のため、有志職員による組織活性化・業務効率化に向けた取組を行う。
- ・ 職員による自主的な学びの場作りを支援する仕組み（FSAアカデミア）を立ち上げる。
- ・ 政策オープンラボについて、昨事務年度から活動を継続するプロジェクトに加え、新プロジェクトの公募・立ち上げを通じ、より幅広い層の職員の参加を促す。

また、満足度調査では、人事配置や人材育成に課題があることが明らかとなったことから、人事改革についても、一部ポストの公募制や、専門分野における業務遂行上必要なスキルや能力の向上に向けた取組等を着実に実施していく。

加えて、質の高い金融行政を実現していくためには、金融行政の担い手である金融庁と財務局における双方向のコミュニケーション・連携の強化が不可欠であることから、担当幹部から現場担当者までの様々なレベルでの意見交換を拡充する。

【コラム④】 組織の活性化に向けた取組事例

～1on1ミーティング～

上司と部下が一对で定期的に行う対話。部下が気兼ねなく言いたいことを言える雰囲気（心理的安全性）の中で対話を積み重ねることにより、成長を支援することを目的とするもの。米国シリコンバレーが発祥と言われており、近年、日本でも導入する企業が増加している。

金融庁では、昨年 12 月に導入。各少人数グループのリーダーとメンバーとで実施することとし、これまでに、庁内の8割以上のグループで開始され、1on1が定着しているグループでは次のような声が寄せられている。

（リーダー）

- ・これまでメンバーのことで知らなかったことを知るきっかけになった。
- ・メンバーが業務で悩んでいることや、グループ内の問題点に気付くことができ、問題が深刻化する前に対処できた。
- ・1on1は、リーダーにとっても成長する機会であると思う。

（メンバー）

- ・リーダーから質問を受けて自分で答えを考え、それを言葉にすることで、頭の整理ができた。仕事の優先順位を確認できたりしている。
- ・リーダーと対話する中で、自分自身を見直すいい機会になった。

- ・ 定期的に行うことで、自分自身の変化に気付くこともあり、以前よりも、安心・集中して仕事に取り組んでいる(心理的安全性が高まっている)。

～政策オープンラボ～

職員の新たな発想やアイデアを積極的に取り入れ、新規性・独自性のある政策立案へと繋げるため、職員による自主的な政策提案の枠組みとして新たに導入したもの。

プロジェクト参加者は、業務時間の1～2割程度の範囲で政策オープンラボの活動を行ってよいこととし、活動に必要な経費を支給。また、幹部職員を各プロジェクトチームにメンターとして配置し、アドバイス等を行うこととしている。

昨事務年度には、15 のプロジェクトチームが立ち上がり、約 80 名の職員が参加。

(プロジェクト例)

- ・ 金融庁ネットワークを活用した地域課題解決支援
- ・ ルーティン業務における IT の活用
- ・ 子育て職員プロジェクト

(プロジェクトの成果)

例えば「金融庁ネットワークを活用した地域課題解決支援」プロジェクトでは、「ちいきん会」(地方創生に関心のある公務員や金融機関職員が肩書きを外して交流できる出会いの場)や、各種ダイアログ(地域に入り込み地域課題解決のため初期段階から一緒に解決策を考える対話)を通じて、地域課題解決に向けた人と人のネットワーク構築支援とともに、金融機関の取引先への支援メニュー拡大に向けたノウハウを共有するスキームの構築等、金融機関と自治体が win-win となる取組みを進めている。



(第1回ちいきん会の様子)



(自治体職員とのダイアログの様子)

(2) 新しい検査・監督の実践に向けた取組み

【金融行政上の課題】

金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するためには、金融行政の視野を「形式から実質へ」(規制の形式的な遵守の確認に留まらず、実質的に良質な金融サービスの提供やリスク管理等ができているか)、「過去から未来へ」(過去の一時点の健全性の確認ではなく、将来に向けた健全性が確保されているか)、「部分から全体へ」(特定の個別問題への対応に集中するのではなく、真に重要な問題への対応ができていくか)と広げていくことが重要である。

こうした考え方の下で、新しい検査・監督を実現するため、「金融検査・監督の考え方と進め

方(検査・監督基本方針)」「(昨年6月公表)を踏まえて、検査・監督の質・深度を更に高めるべく
不断に改善を図っていく必要がある。

【昨事務年度の実績】

検査・監督基本方針を踏まえ、金融機関との間でより良い実務に向けた対話を実践するにあたっての材料となる個々のテーマ・分野ごとの「考え方と進め方」¹⁹²や金融機関の取組み事例等を公表。

また、こうした分野別の考え方や進め方を庁内に浸透させるため、担当職員向けに各種の研修や説明会を実施したほか、現場任せ・担当者任せにせず、組織として品質管理を行う観点から、金融機関に対するモニタリングの質や深度、金融庁の対応について、関係幹部を含めた内部検証を実施している。

さらに、思い込み等による悪しき裁量行政に陥らないよう、モニタリングの状況について第三者による外部評価を実施したほか、金融庁幹部が金融機関を訪問し、モニタリングに対する意見交換を試行的に実施した。

【本事務年度の方針】

分野別の「考え方と進め方」を用いて金融機関と対話を行い、そこで得られた具体的な事例等を蓄積・公表し、必要に応じて「考え方と進め方」に反映させるといった PDCA サイクルを実践・定着させ、透明性を高め、金融機関との信頼関係の構築を目指す。さらに、担当職員に対し説明会・各種研修等を実施するといった一連の取組みにより、金融機関ごとの優先課題に重点を置いた、対話重視型の継続的なモニタリングの定着を図る。

また、分野別の「考え方と進め方」の形以外でも、時々的重要な課題に関する今後の課題や着眼点等を公表する等、モニタリングの透明性を高めるための情報発信を行う。

その他、財務局とのより一層の連携強化のため、モニタリングの実施に関して財務局との意見交換の場を設ける等、金融庁・財務局一体としての新しい検査・監督の実現に取り組む。

また、地域銀行の支店長クラスや、社外を含む幅広い役職員との意見交換等を実施する。その際、金融機関と当局との相互理解を深め、実効性ある対話(当局との対話の前提となる心理的安全性の確保¹⁹³を含む)を行う。

さらに、金融庁の関係幹部を含めた内部検証の運営状況を点検するほか、第三者による金融庁のモニタリングに対する外部評価を実施することなどにより、更に取り組むべき課題を明

¹⁹² ・コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方(コンプライアンス・リスク管理基本方針)(昨年10月公表)(https://www.fsa.go.jp/news/30/dp/compliance_revised.pdf)

・コンプライアンス・リスク管理に関する傾向と課題(本年6月公表)

(https://www.fsa.go.jp/news/30/dp/compliance_report.pdf)

・金融システムの安定を目標とする検査・監督の考え方と進め方(健全性政策基本方針)(本年3月公表)(<https://www.fsa.go.jp/news/30/ginkou/20190329-5/01.pdf>)

・金融機関のITガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理(本年6月公表)

(<https://www.fsa.go.jp/news/30/20190621/01.pdf>)

・融資に関する検査・監督についての考え方と進め方(研究会での議論等を踏まえ、検討中)

¹⁹³ P. 87 コラム③「「心理的安全性」について」参照

らかにし、こうしたPDCAサイクルを通じて、次年度以降の更なる改善に取り込んでいく。

(3) 許認可等の審査プロセスの効率化・迅速化・透明化の推進等

【金融行政上の課題】

許認可等にかかる審査プロセスについては、金融機関の予見可能性を確保しつつ、その効率化を図ることにより、金融機関の負担を軽減していくことが重要である。

【昨事務年度の実績】

許認可等の審査プロセスの効率化・迅速化・透明化を促進する観点から、これまでの対応（審査のポイントの明示等）に加えて、昨年 11 月より、金融機関へのアンケート調査を開始し、8月7日に、アンケート結果を公表した（5月末締めで 96 件の回答、回答率は約7割）¹⁹⁴。

アンケートにおける質問項目別の回答では、審査担当者のレスポンスの速さに関する質問に対しては高評価であった一方で、申請書類等の作成・提出に伴う負担感に関する質問に対しては、「求められる資料に重複感がある」など、改善を求める意見も見られた。

また金融機関の負担軽減の観点から、引き続き必要性が低下したデータ収集の見直しに取り組む、昨事務年度においては、「銀行法と金融再生法における不良債権にかかる開示事項の一本化」の公表等を行った¹⁹⁵。

さらに、一昨事務年度より、電話や面談等により受付けた相談についても、広く共有することが有効と考えられる事例を公表しており、昨事務年度において 1 件公表した。

【本事務年度の方針】

許認可等の審査プロセスについては、金融庁・各財務局等が連携し、積極的に情報共有を行うことにより、審査の迅速化等に取り組む。また、上記のアンケート結果を踏まえ、金融庁・各財務局等において、窓口対応の改善等に取り組んでいくとともに、本事務年度においてもアンケートを行うこととし、その対象業種を広げる¹⁹⁶。

また、規制改革推進会議での議論を踏まえ、保険募集人等の営業活動において旧姓をより使いやすくするため、必要な制度改正を進めるとともに、金融庁及び金融業界におけるシステム改修等についても対応していく。

¹⁹⁴ 「金融行政の再点検」に係る具体的な取組みの進捗状況等について」

(<https://www.fsa.go.jp/common/saitenken/20190807.html>)

¹⁹⁵ このほか、海外資産運用業等の新規参入の円滑化にかかる実績については、Ⅱ．２．（１）④資産運用業の高度化 参照

¹⁹⁶ 金融事業者の新規参入の更なる円滑化については、Ⅱ．２．（１）④資産運用業の高度化 参照

(4) 英語による発信の強化

【金融行政上の課題】

金融はグローバル化が進展している分野であり、海外に向けて金融庁の政策の意図・内容をより効果的に情報発信するために、英語によるタイムリーな発信を強化していくことが重要である。

【本事務年度の方針】

金融庁の政策や金融行政の仕組みを英語でより理解しやすいものとするため、以下に取り組む。

- ・ 金融庁の政策（金融行政方針、ディスカッションペーパー、新たな規制等）の概要を出来る限り速やかに英語で公表する。
- ・ 政策の背景・意図の解説や幹部の講演等を取りまとめた英語の広報誌を定期的に作成、発信する。
- ・ 外部の意見も参考に英語版のウェブサイトの構成やコンテンツを見直し、英語で閲覧する方の利便性の向上を図る。

(5) アカデミアとの連携強化

【金融行政上の課題】

金融技術の発展を受け、海外当局は、学界と連携し、行政データの分析等から得られた知見を金融行政の高度化に活用している。金融庁においても、研究者や大学等の研究機関と連携を強化し、行政側の問題意識の共有や共同研究等を通じて、学術面の知的生産に貢献していくとともに、新たな行政課題に適切に対処するため、最新の学問的知見を行政に積極的に活用していくことが重要である。

【本事務年度の方針】

金融行政上の重要な諸課題について、行政面のみならず学術面においても有用な研究成果を得ることを目的として、大学等の研究機関に所属する研究者と金融庁の職員が協働して行政データ等を活用した研究を行うなど、金融庁が保有するデータの利活用促進や関係諸機関との連携を図るとともに、円滑な研究活動に必要な庁内の研究・分析環境を整備する。